# 令和3年3月天栄村議会定例会会議録目次

# 第 1 号 (3月9日)

議事日程		1
本日の会議に付した	_事件	2
出席議員		2
欠席議員		2
地方自治法第121	条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した	_者の職氏名	3
開会の宣告		4
議事日程の報告		4
会議録署名議員の指	f名····································	4
会期の決定		4
諸般の報告		5
例月出納検査の結果	1	5
陳情の付託		5
村長行政報告		5
一般質問		6
熊 田 喜 八	君	6
北畠正	君	O
大 浦 トキ子	君	8
議案第1号の上程、	説明、質疑、討論、採決4	4
議案第2号の上程、	説明、質疑、討論、採決4	5
議案第3号の上程、	説明、質疑、討論、採決5	1
議案第4号の上程、	説明、質疑、討論、採決 5	2
議案第5号の上程、	説明、質疑、討論、採決 5	3
議案第6号の上程、	説明、質疑、討論、採決 5	5
議案第7号の上程、	説明、質疑、討論、採決5	6
議案第8号の上程、	説明、質疑、討論、採決 5	7
議案第9号の上程、	説明、質疑、討論、採決 5	9
延会の宣告	······6	О

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 2
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
欠席議員	6 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
職務のため出席した者の職氏名	63
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決1	0 4
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決1	0 5
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決1	0 6
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決1	0 9
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決1	1 1
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決1	1 2
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決1	1 8
議案第24号の上程、説明1	2 0
延会の宣告····································	3 2
第 3 号 (3月11日)	
議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 3
出席議員	3 3
欠席議員	3 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1	3 4
職務のため出席した者の職氏名1	3 4
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5

議事日程の報告
議案第24号の質疑、討論、採決1 3 5
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決1 3 8
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決143
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決146
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決147
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決149
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決150
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決152
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決154
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決155
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決157
議案第37号の上程、説明、質疑159
延会の宣告
第 4 号 (3月12日)
第 4 号 (3月12日) 議事日程······197
議事日程197
議事日程····································
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程197本日の会議に付した事件197出席議員197欠席議員198地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名198職務のため出席した者の職氏名198開議の宣告199
議事日程197本日の会議に付した事件197出席議員198牧席議員198地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名198職務のため出席した者の職氏名198開議の宣告199議事日程の報告199
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程       197         本日の会議に付した事件       197         出席議員       197         欠席議員       198         地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名       198         職務のため出席した者の職氏名       198         開議の宣告       199         議案第37号の質疑、討論、採決       199         議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決       215         議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決       220         議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決       221

議案第44号の上程	上、説明、	質疑、	討論、	採決229
議案第45号の上程	上、説明、	質疑、	討論、	採決232
議案第46号の上程	上、説明、	質疑、	討論、	採決233
議案第47号の上程	上、説明、	質疑、	討論、	採決236
議案第48号の上程	上、説明、	質疑、	討論、	採決237
議案第49号の上程	上、説明、	質疑、	討論、	採決242
議案第50号の上程	上、説明、	質疑、	討論、	採決244
陳情審査報告				2 4 8
各委員会閉会中の網	統審査申	出		2 5 0
日程の追加				2 5 3
発議案第1号の上程	、説明、	質疑、	討論、	採決253
招集者挨拶				2 5 5
閉会の宣告				2 5 5

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

## 令和3年3月天栄村議会定例会

#### 議事日程(第1号)

令和3年3月9日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2号 天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関 する条例の制定について
- 日程第10 議案第 3号 天栄村無線放送施設設置条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 日程第11 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6号 天栄村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 7号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 8号 天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第16 議案第 9号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第11号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第12号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第13号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

		めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
		する条例の制定について
日程第21	議案第14号	天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
		予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
		基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第15号	天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を
		定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第16号	天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例を廃止する条例の制
		定について
日程第24	議案第17号	天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例の一部を改
		正する条例の制定について
日程第25	議案第18号	天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第19号	天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定に
		ついて
日程第27	議案第20号	天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第28	議案第21号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について
日程第29	議案第22号	天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
日程第30	議案第23号	大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
本日の会議に	こ付した事件	

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた

議事	日程	に同	Ü	

出席議員(	10名)
-------	------

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大	浦	トコ	テ子	君	4番	小	Щ	克	彦	君
5番	廣	瀬	和	吉	君	6番	揚	妻	_	男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	大多	頁賀	渓	仁	君	10番	服	部		晃	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 副村長 添 田 勝 幸 君 揚 妻 浩 之 君 参 事 兼 教育長 内 久 保 直 紀 君 Щ 晴 路 君 総務課長 企画政策 熊 田 典 子 君 税務課長 櫻 井 幸 治 君 課長 住民福祉 さつき 産業課長 黒 北 畠 君 澤 伸 君 課 長 湯 本 支 所 長 建設課長 塚 弘 昭 君 星 裕 治 君 目 教育課長 関 根 文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局長 事 記 石 井 大 輔

書 記 森 歩

#### ◎開会の宣告

○議長(服部 晃君) おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和3年3月天栄村議会定例会にご参集いただき、 誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和3年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和3年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(服部 晃君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

\_\_\_\_\_

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(服部 晃君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

8番 熊 田 喜 八 君

9番 大須賀 渓 仁 君

を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長(服部 晃君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員長(小山克彦君) おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る3月2日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和3年3月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は3月9日より16日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありました とおり、本日より3月16日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございま せんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの8日間とすることに決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎諸般の報告

○議長(服部 晃君) 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆様のお手元に配付いたしました報告書のとおりです ので、ご了承願います。

#### ◎例月出納検査の結果

○議長(服部 晃君) 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了 承願います。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎陳情の付託

○議長(服部 晃君) 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらにつきましては、所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

\_\_\_\_\_\_\_

#### ◎村長行政報告

○議長(服部 晃君) 日程第6、村長行政報告。

村長より令和3年3月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) おはようございます。

本日ここに、令和3年3月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方に は公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案50件を提案し、ご審議いただくわけでありますが、 議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、2月13日に発生した令和3年福島県沖を震源とする地震により被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

この地震は、福島県及び宮城県で最大震度6強、本村においては6弱を観測いたしました。 発生後、直ちに地域防災計画に基づく災害対策本部を設置し、被害状況の確認や情報収集、 高齢者世帯の安否確認、避難所の開設、水道管漏水箇所の復旧及び飲料水の給水活動などの 初動対応を行政区駐在員、村消防団、村建設業事業者会、自衛隊など関係機関・団体のご協 力をいただきながら実施いたしました。

避難所につきましては、村体育館及び村健康保健センターに開設いたしましたが、避難された方はおりませんでした。

2月末時点における村内の被害状況につきましては、人的被害が軽症者1名、住宅が130棟、道路が16か所、橋梁が5か所、水路等の構造物が9か所、水道施設が2か所、集会施設が3か所、そのほか村内公共施設などにも被害が確認され、現在、各行政区からの報告も取りまとめており、今後は被害箇所の復旧を進めてまいります。

また、罹災及び被災証明書につきましては2月18日から申請受付を開始しており、2月末時点で一部損壊の罹災証明書を50件交付するとともに、現地確認を必要とする住宅の調査を2月22日より進めております。

また、地震に伴う災害ごみにつきましては、仮置場を2月17日から28日まで設置し、受入れいたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、3月5日に本村で感染者が確認されました。感染された方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。また村民の皆様には、感染された方やそのご家族に対する差別的な言動や誹謗中傷などがないよう、一人一人がお互いを思いやる気持ちを持ち、冷静に行動していただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、連日、クラスターの発生や感染経路不明の感染者も確認され、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況であります。村といたしましては、引き続き感染防止対策に努めるとともに、村民の皆様には新しい生活様式の徹底による感染防

止をお願いしてまいります。

次に、消防防災関係につきましては、村消防団出初め式が1月10日に屋内スポーツ運動場において参加者を縮小し開催されました。通常点検、機械器具点検や小型動力ポンプ積載車の貸与が4分団第2班に行われ、多発する自然災害や火災に対応する消防団員の士気高揚が図られました。

また、防災備蓄倉庫改修工事につきましては2月に着手し、繰越事業として早期完成を目指してまいります。

次に、災害時に避難所や防災拠点となる施設における通信環境確保のため、村体育館及び 山村開発センター、健康保健センターに公共無線LAN設備を整備するとともに、役場本庁 舎内においても電波エリアを拡大いたしました。

次に、地方創生事業につきましては、関係人口の拡大や活性化のため、村マスコットキャラクターふたまたぎつねのLINEスタンプの制作を進めており、今後配信することで、より多くの方々に本村を知っていただくとともに、村公式LINEの登録者数の増加を図ってまいります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、リピーター確保を狙い、これまで寄附をいただいた方々へ年賀はがきによるお礼や新年の挨拶を行いました。初めての試みとなりましたが、反響を多数いただき手応えを感じたところであり、今後もPRに力を入れてまいります。

また、令和2年1月から12月までの寄附分がまとまり、1年間の寄附件数は827件、金額は2,350万4,000円となりました。コロナ禍におきましても、多くの村外の方々より村へ温かいエールをいただきましたことに感謝するとともに、貴重な浄財を今後の村政運営に生かしてまいります。

次に、新型コロナワクチン接種体制確保事業につきましては、昨年12月から準備を開始し、 1月27日に新型コロナワクチン接種対策プロジェクトチームを立ち上げ、村職員等15名体制 でスタートいたしました。

現在、ワクチン接種券の発行、医師会や地元医療機関との連絡調整、接種会場や相談体制の確保等について、集団接種と個別接種の両方を想定し準備を進めており、今後、本村へのワクチンの配分時期及び数量が決定次第、村民の皆様へお知らせし、円滑な接種が行えるよう進めてまいります。

なお、現時点で国から示されている接種スケジュールにおいては、4月から高齢者の方々への接種を開始し、その後、基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者、その後に一般の方々となっておりますが、変更となる可能性もありますので、最新の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

次に、てんえい村民応援商品券につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う村民の

生活支援として6月から実施しておりましたが、12月10日に利用期限を迎え、利用率は98.4%となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が1都3県で延長され、福島県の感染防止重点対策期間も延長されていることなどから、村民の皆様の生活を支援する必要があると考えており、再度、1人当たり1万円の商品券をできるだけ早期に配付できるよう準備を進めてまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画案 について策定委員会においてご承認をいただき、令和3年度から3年間の介護保険料の改定 に係る議案を本定例会に上程し、ご審議いただくこととしております。

次に、健康づくり事業につきましては、特定健診や各種がん検診等を医療機関で受診する施設検診が1月末で終了いたしました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で集団検診が中止となりましたが、施設検診での受診勧奨に努め、受診者総数は延べ1,142人となり、生活習慣病の予防やがんの早期発見、早期治療に一定の効果が上がっております。

また、特定健診の結果から、糖尿病などの重症化予防対象者を訪問し、脳卒中、心筋梗塞、 人工透析等の合併症に至らないよう、地域の医療機関と連携しながら受診勧奨や保健指導を 継続的に進めており、今後も村民の健康づくりを支援してまいります。

次に、自殺予防対策では、2月12日に民生委員の方々などを対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、コロナ禍での自粛生活において不安を抱える方々への接し方やストレス解消法などを学んでいただきました。

次に、子育て支援につきましては、ICTを活用した新たな子育て支援策として、てんえいママサポアプリを昨年11月から開始しており、現在50名の方に出産や育児への不安解消に役立てていただいております。

次に、税務関係につきましては、2月5日より令和2年分の所得に係る納税相談として、確定申告及び住民税、国民健康保険税の申告を3月15日まで実施しております。また税に対する正しい知識や税の使われ方などの普及、啓蒙のため、12月から1月にかけて村内各小・中学校の児童・生徒を対象に租税教室を開催いたしました。

収税業務につきましては、村税等の徴収強化を図るため村税等特別滞納整理対策本部を設置し、昨年12月から年末にかけて、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等を実施いたしました。また収納率の向上と税の公平性確保を図るため、滞納者に対する金融機関の調査及び財産の差押等の滞納処分を実施いたしました。

次に、国土調査につきましては、牧本第26地区の広町他17字の閲覧を実施し取りまとめを 行っております。

また、牧本第27地区の梨ノ木平他6字は、1筆地調査を実施し、地籍測量の基礎となる図

根三角点等の設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、先般、県から令和3年産米の生産数量の目安が示され、本村の主食用米は前年の作付実績と比べ54へクタール減の698へクタールが作付面積の目安とされました。村地域農業再生協議会では、これまで同様、この数量と水田面積を基に生産者ごとの生産数量の目安を設定することにより、引き続き需要に応じた米生産を推進し、米価及び農家所得の維持向上を図ることとしております。

また、新型コロナウイルスにより消費が落ち込む生産者を支援するため、地産地消拡大応援事業や地元産品ふるさと小包事業を実施いたしました。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業により、現在、牧之内字東矢中入地内において12~クタールの森林整備を実施しております。

また、有害鳥獣対策につきましては、わな免許取得の支援を行い、新たに11名の方が免許 を取得いたしました。

なお、1月末現在における有害鳥獣の捕獲数は、イノシシ418頭、ツキノワグマ33頭、鹿48頭、ハクビシン31匹となっております。

次に、商工観光関係につきましては、新型コロナウイルス感染対策として事業者に対する 衛生備品の補助を48件交付するとともに、宿泊事業者に対し、泊まってエールキャンペーン 事業を展開し、村内外を合わせて延べ2,334件の利用となっております。

次に、台風19号に伴う災害復旧工事につきましては、9月に発注した河内川及び3か所の堰が年度内に完了する予定であり、公共土木施設及び農地・農業用施設、林道施設の全ての工事が完了する見込みとなっております。

次に、除染事業につきましては、除染土壌等が搬出された中郷仮置場、高トヤ仮置場、土 橋久保仮置場の一部を鳳坂トンネル工事の残土を仮置きするために福島県が引き続き賃借し、 残土の搬出後は県において原状回復工事が実施されることとなりました。

次に、建設土木関係につきましては、緊急浚渫推進事業の後藤川・第二竜田川の浚渫工事、 交通安全施設整備の道路区画線工事を2月に着手し、年度内の完成を目指し進めております。 また、社会資本整備総合交付金事業につきましては、黒沢2号橋梁補修工事を2月に着手 し、繰越事業として実施してまいりたいと考えております。

次に、農業土木事業につきましては、12月に内示を受けました北小屋池ため池耐震性調査 業務委託を2月に着手し、繰越事業として実施してまいりたいと考えております。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管を更新する配水管布設替工事を2月に 完了いたしました。

また、県の国道118号道路橋梁整備工事に伴う水道管移設につきましては、現在、仮設水道管移設工事を進めており、3月末に完了する予定であります。

次に、学校教育関係につきましては、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に 伴い、各種大会やコンクールが規模縮小や中止となるなど教育活動へも大きな影響が及んで おりますが、各学校において感染症予防対策を日々徹底しながら、状況に合わせて工夫を凝 らした学習や行事を行い、子どもたちは元気に活動しております。

このような中、第65回福島県書きぞめ展団体の部で、広戸小学校及び天栄中学校が奨励学校賞を受賞するとともに、個人の部でも書きぞめ賞や書きぞめ奨励賞など多数の賞を受賞し、第74回福島県下小学校音楽祭個人創作の部で広戸小学校の5年生が銅賞、6年生が奨励賞を受賞するなど喜ばしい活躍が見られました。

しかしながら、受験を控えている中学3年生におきましては、学習の遅れを不安視している生徒も多かったことから、2学期から3学期にかけて塾の講師を派遣して講義を行う学習支援を実施し、生徒からは「やってよかった」、「受験に対して自信が出てきた」などの声が多く寄せられております。

コロナ禍においてストレスを抱えている子どもたちもいると推察されますので、引き続き スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、心のケアと健康状態の把握 に努め、園児・児童・生徒が安心して学ぶことができ、充実した学校生活が送れるよう教育 活動を推進してまいります。

次に、旧学校給食センター解体につきましては、工事が順調に進捗し1月で竣工いたしま した。跡地においては、今後、駐車場として利用する予定としております。

次に、生涯学習につきましては、平成29年度から文部科学省の指定を受け推進してきた地域学校協働活動事業の取組がこのたび評価され、文部科学大臣表彰を受賞いたしました。これは地域と学校が連携・協力し、社会全体で子どもの成長を支える教育の実現を目指した地域ボランティアの協力による放課後子ども教室、英語の村てんえいの実現を目指し、地域の方が子どもと一緒に学ぶ英会話教室、学校の要望に応じて地域ボランティアを派遣して、学校と地域の橋渡しを行う取組や、地域を学ぶため中学生が村内飲食店を取材したグルメマップの作成など、学校、家庭、地域の連携による教育力の向上を目指してきた取組が認められたところであります。今後も、ふるさと教育を推進し、地域の特色を生かした取組を実施してまいります。

次に、12月21日に天栄中学校において立志式を開催いたしました。今年度、14歳を迎える中学2年生40名が参加し、一人一人が将来の目標を述べた後、代表者へ立志証書が手渡され、生徒は大人への第一歩となる節目を実感されていたところであります。

次に、1月5日に天栄中学校において、つなぐ英語教育推進事業を開催いたしました。この事業は、早稲田大学国際教養学部に在籍する学生団体セカクルとの共同事業であり、昨年度までは直接対面での交流を行ってきましたが、今年度は新型コロナウイルス感染防止のた

めオンラインで実施いたしました。生徒たちは学生が準備した英語プログラムを通じて人生の転換点をテーマに発表を行うなど、積極的にコミュニケーションを取りながら英会話を学ぶだけでなく多様な文化に触れることができました。今後もこのような機会を提供してまいりたいと考えております。

また、毎年、冬休み期間中に山村開発センターを会場に開催していた、てんえい子ども教室を新型コロナウイルス感染防止のため、各小学校を会場に開催いたしました。18名の児童が参加し、安全管理員や活動指導員の下、読書活動や工作活動などを行い、安全・安心に過ごすことができました。

次に、社会体育につきましては、冬のスポーツ教室として12月27日に郡山市の磐梯熱海アイスアリーナにおいてスケート教室を開催し、村内の小学生19名が参加いたしました。また2月28日には、スキーリゾート天栄においてスキー・スノーボード教室を開催し、小学生7名が参加いたしました。

どちらの教室も、各個人に合わせてインストラクターに指導をいただき技術の向上が図られました。

次に、湯本公民館事業につきましては、12月20日に湯本しぜん塾で、「わらリースづくりとだるまの絵付けを楽しもう」をテーマに、子どもたちへ地元素材を使った講座を開催いたしました。また高齢者につきましては、つるし飾り教室を開催するとともに、湯本いきいきまなび大学において体力測定や体操などを行い交流が図られました。

次に、令和3年度の一般会計当初予算につきましては、第5次総合計画の将来像「自然と共に人・未来を創造する村てんえい」の実現を目指し、5つの基本目標を中心とした事業、さらに新型コロナウイルス感染症対策等、各課が連携して積極的に取り組むため、予算総額を44億1,000万円として編成したところであります。基本目標ごとに、その概要を申し上げます。

1つ目の安全・安心な環境づくりは、予算総額10億2,200万円余りであります。防災体制の強化として、ふるさと公園への防災備蓄倉庫の整備や、市町村境への防犯カメラの整備拡充、暮らしやすい住環境の整備として、社会資本整備総合交付金による道路改良事業や、改修が困難な空き家の解体費用の一部助成の拡充などを実施いたします。

2つ目の支え合い築く健康づくりは、予算総額5億5,000万円余りであります。新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種事業、きめ細やかな福祉サービスの提供としてねたきり老人等介護激励手当の拡充や、すくすく家庭保育応援金、安心して子育てができる環境づくりとして、小・中学校の給食費の3分の1補助や縁結び応援サポーターによる地域少子化対策重点推進事業などを実施いたします。

3つ目の地域を活かした産業づくりは、予算総額3億8,400万円余りであります。村の基

幹産業である農業と観光を振興するため、水はけの悪い畑の暗渠排水整備事業、新規就農への準備を補助する新規就農センターへの助成、新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、教育旅行等での誘客促進を図る着地型誘客促進事業や、道の駅季の里天栄周辺のふるさと公園の整備、農作物の鳥獣被害対策として、イノシシ捕獲管理事業補助金の拡充などを実施いたします。

4つ目の心豊かな人づくりは、予算総額2億2,900万円余りであります。子どもたちの健やかな成長や次代を担う人材を育成するため、こども未来応援事業、英語教育の推進を図るため、新たに小学生の英語検定受検料の補助や村内の民間施設を利用した異文化体験授業の拡充などを実施いたします。

5つ目の未来につなぐ村づくりは、予算総額5億7,900万円余りであります。行政区協働の里づくり交付金や地域活力交付金により、村民との協働による村づくりの推進、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた地域おこし協力隊の1名増加による観光支援の拡充等を実施いたします。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案50件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、 委員1名の任期が4月18日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例につきましては、公職選挙法の改正に伴い、町村議会議員及び町村長の選挙における選挙公営が拡大されたことから条例を制定するものであります。

議案第3号 天栄村無線放送施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、近年の デジタル通信技術の普及により、既存の移動系アナログ通信設備を廃止したことに伴い、所 要の改正を行うものであります。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県人事委員会の報告に基づく通勤手当額の改正及び職員の職階級ごとの職名変更を行うものであります。

議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年度人事委員会勧告により改正した職員の期末手当支給月数に準じ、会計年度任用職員の期末手当月数の改正を行うものであります。

議案第6号 天栄村特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、天栄村風力発電 事業特別会計を廃止するものであります。

議案第7号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル手続 法の改正に伴い通知カードが廃止されたことから、所要の改正を行うものであります。 議案第8号 天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、 祝金の支給要件を第1子からに拡充するものであります。

議案第9号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例に つきましては、介護者激励手当額の改正を行うものであります。

議案第10号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度からの介護保険料を改定するものであります。

議案第12号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第13号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第15号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも介護保険関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例を廃止する条例につきましては、 事業廃止に伴い基金を廃止するものであります。

議案第17号 天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例の一部を改正する条例 につきましては、入浴施設の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例につきましては、大里字舘ノ内 地内の定住促進住宅1棟を払下げしたため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、給食センターから給食を提供する対象を、村立の小学校、中学校及び幼稚園全てに拡大することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定、議案第21号 天栄村羽鳥 湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定、議案第22号 天栄村農林水産物直売食材供給施 設の指定管理者の指定の3議案につきましては、いずれの施設も3月をもって指定期間が満 了となることから、新たな指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、光ファイバー等通信基盤整備事業計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 令和2年度天栄村一般会計補正予算につきましては、事業者を対象とする新

型コロナウイルス感染症対策支援金の増、各種事業費の確定などにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,797万7,000円を減額し、54億5,346万9,000円とするものであります。

議案第25号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977万7,000円を追加し7億1,266万6,000円とし、診療施設勘定において歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万8,000円を減額し、5,031万7,000円とするものであります。

議案第26号 令和2年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、156万6,000円とするものであります。

議案第27号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、 歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第28号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万2,000円を減額し、1,353万5,000円とするものであります。

議案第29号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入 歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第30号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万1,000円を減額し、197万5,000円とするものであります。

議案第31号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出 予算の総額から歳入歳出それぞれ2,703万8,000円を減額し、3,696万5,000円とするものであ ります。

議案第32号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万2,000円を減額し、263万3,000円とするものであります。

議案第33号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万6,000円を減額し、6億5,428万1,000円とするものであります。

議案第34号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億626万7,000円を追加し、3億854万3,000円とするものであります。

議案第35号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳 出予算の総額から歳入歳出それぞれ212万円を減額し、5,416万8,000円とするものでありま す。

議案第36号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ505万8,000円を減額し1億4,230万2,000円とし、資本的収入及び支出において収入を100万円減額し3,900万4,000円とし、支出を461万6,000円減額し1億2,270万8,000円とするものであります。

議案第37号 令和3年度天栄村一般会計予算につきましては、対前年度比0.5%増の44億1,000万円であります。

議案第38号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定は対前年度比2.3%増の6億9,030万1,000円、診療施設勘定は対前年度比11.3%増の5,089万2,000円であります。

議案第39号 令和3年度牧本財産区特別会計予算につきましては、対前年度比330.1%増 の287万3,000円で、主な要因は東京電力電線の線下補償料の増によるものであります。

議案第40号 令和3年度大里財産区特別会計予算につきましては、対前年度比18.5%増の32万1,000円であります。

議案第41号 令和3年度湯本財産区特別会計予算につきましては、対前年度比35.5%減の96万2,000円であります。

議案第42号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算につきましては、前年度と同額の3,437万8,000円であります。

議案第43号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算につきましては、 対前年度比1.6%増の1,288万1,000円であります。

議案第44号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算につきましては、対前年度 比1.2%減の2億800万5,000円であります。

議案第45号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計予算につきましては、前年度と同額の223万7,000円であります。

議案第46号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計予算につきましては、対前年度比43.1%増の9,133万3,000円で、主な要因は野仲橋架け替え工事に伴う新設橋への配水管布設工事の増によるものであります。

議案第47号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算につきましては、対前年度 比4.3%減の171万1,000円であります。

議案第48号 令和3年度天栄村介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比3.5% 増の6億7,172万2,000円であります。

議案第49号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比2.9%減の5,447万4,000円であります。

議案第50号 令和3年度天栄村水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出は、対前年度比3.8%減の1億4,091万8,000円。資本的収入は対前年度比37.8%増の5,512万3,000円、資本的支出は対前年度比20.1%増の1億5,297万円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税 資本的収支調整額で補填することとしております。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議 の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和3年3月9日、天栄村長、添田勝幸。

○議長(服部 晃君) これで、村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

11時5分まで休議いたします。

(午前10時48分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

#### ◎一般質問

○議長(服部 晃君) 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は3名です。質問は、最初に8番、熊田喜八君、次に1番、 北畠正君、次に3番、大浦トキ子君の順序によって行います。

質問者の質問時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

### ◇熊田喜八君

○議長(服部 晃君) 初めに、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。 8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番(熊田喜八君) では、通告どおり一般質問を2点ほど質問させていただきます。 1点目、新型コロナウイルスのワクチンの接種について。

1点日、利生コロナッイルへのラッチンの技権について。

本村では、新型コロナウイルスワクチンの接種についてどのような対策や対応を考えているのか。またワクチン接種に係る医療スタッフの確保や会場の対策はどのようになっている

のか、村民の皆様方に分かりやすく説明を伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、国主導の下、実施することとなっており、市町村は住民への接種事務を行うこととされております。このことから、村では2月1日より天栄村新型コロナウイルスワクチン接種対策プロジェクトチームを立ち上げ、職員や社会福祉協議会職員の計15名体制でその対応に当たっているところであります。

現時点では、先行接種である高齢者の方々の接種計画を作成し、村内医療機関と調整を重ね、接種可能な体制は整えておりますが、ワクチン供給の情報が流動的であるため、接種の日程等を確定できない状況であります。

接種会場については、村健康保健センターでの集団接種と、湯本診療所及び村内2つの医療機関をサテライト型接種施設として実施予定としております。

また、ワクチンの数が限られると想定されることから、それぞれの会場ごとに電話等による予約を受け付けての実施といたします。さらに、この会場以外では村民の皆様方の健康状態を把握しているかかりつけ医での接種が望ましいと考えております。

いずれにしましても、ワクチン供給の情報が確定になり次第、ご案内をすることになりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、医療スタッフの確保につきましては、村内の各医療機関の医師や看護師に加え、村 保健師、看護師等での対応を予定しているところであります。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 1点ずつ聞きますね。アナフィラキシー反応って、つまり副反応ですよね、副反応が起きた場合には、今の状態で例えば湯本の診療所、あと医療機関でやった場合には、その対応はできるのかできないのか、最初それ聞きます。
- ○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

[住民福祉課長 北畠さつき君登壇]

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

各医療機関において重篤な副反応が出た場合の対応の仕方でございますが、現在のところ、 そういったワクチンを接種する場合の応急処置の用品等もそろえておるところでございます。 そちらを準備しておりますので、医師の先生方にはこれまでもそういったケースもあったか と思いますので、そちらは医師の判断で対応していただくこととしております。

また、うちのほうで消防署のほうへワクチンを接種する際には届出を行いますので、そちらの日程等を消防署には送っておきます。ただ、すぐ駆けつけていただくというのは、ちょ

っとその辺は分からないところではあるんですが、対応については各医療機関、へるすびあ 等も考えております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 10万に1人ぐらいの割合というから、心配することがないけれども、 もしあった場合には15分か30分の間、接種した後、待機時間で待機していて、その間に起き なきゃ大丈夫ということなんですけれども、これ、急性アレルギー反応で命に関わる危険な 問題なので、その辺は十二分に対応してもらいたいと思います。

では、あとは今寝たきり老人、自分で接種に来れない方や、あと自分で車の運転のできない方、独り暮らしで自分では接種場所で集団接種しない場合は病院の先生がそこに行って対応するのか、どのような対応になっているのかお聞きします。

○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

まず、寝たきりの方につきましては、そちらのケースのところにかかりつけのお医者さんが当然いらっしゃいますので、そちらの先生とご相談していただきながらワクチンを打つ、 ご本人の判断か家族の判断かになるかと思いますが、そちらを打つ、打たないも含め、主治 医の先生とご相談の上、手配していただければというふうに考えております。

また、そのほかのご自分で来れない方、独り暮らしの方等につきましては、今後高齢者の 方々に接種券をお送りして予約をいただくようになるかと思うんですが、その際に足がない 場合につきましては、村でも予約を受け付ける際に来れますかというところの確認をさせて いただいて、来れない場合にはバスのほうも準備を考えておりますので、そちらの対応と、 またお一人でなかなか判断難しいような方の場合には民生委員さんや、あと地域包括支援セ ンターなどの職員もおりますので、そちらと連携をして、各お一人お一人確認するように心 がけていきたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 説明は分かりました。あと1回接種して、そして2回目忘れちゃうとか、簡単に言うと痴呆症にかかっているような方もいると思いますよね、独り暮らしとか。 そういう場合も民生委員の方々とかが連携してやっていくということでよろしいんですね、 そういう場合。分かりました。

あと、1日に、また村長さんの答弁では、まだ天栄村には何月何日ね、そしていつ頃、あとは何人分、全然テレビとかマスコミ報道でも、また福島県にもどのぐらい来るかも分かんないみたいなんですよね。だから4月12日に一応高齢者向けに発送するというけれども、これも福島県にまだどのぐらいの本数が来るかも、まだ確認していないんですよね。そして、

まだどの市町村に打つかもまだはっきりしていないらしいんですよ、昨日の知事のテレビ報道なんか見ていると。

だから、天栄村のほうもほとんどワクチンに対しての対策とかそういう情報まだ入っていないと思いますので、入り次第、これから村のほうも準備進めていくと思うんですけれども、もし入った場合に高齢者、1日何人ぐらい接種できるのか、そして優先順位は特別老人ホームに住んでいる方を優先するとか高齢者のほうからやるとか、そういう順番があると思うんですよね。それはワクチンが天栄村に来てからの話ですけれども、その順番はどのようになっているのか。

一番最初には特別老人ホームの方々とか、あとは今寝たきり老人で自分で接種場所に来れない方とか、あと独り暮らしで免許証も持っていなくて独り暮らしの人がいるとか、そういう人を最初に優先するとかね、その順序があると思うんだけれども、その辺がもし決まっていたならばどのような順序なのか。

そして、1日に何人ぐらいの接種で、そして高齢者は今現在何百人いて、そして1日何人の接種で日数はどのぐらいかかるのか。例えば1週間に何曜日と何曜日が接種日であって、そして何名の接種をできて、そして天栄村の接種の人数で割ると大体このぐらいの、薬が来た場合のことですよね、天栄村に例えば65歳以上の年齢分が来た場合にはどのような順序になるのか、その辺をお伺いします。

○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

まず、高齢者の方々の人数につきましては、現在のところ2,000人ほどいらっしゃいます。その中で見積りとしましては全員が受けるということではないかと思っておりまして、インフルエンザの予防注射の場合ですと、7割ぐらいが実際受けていただいていた状況ではあるんですが、それよりも高くは見積もっておるところでございますが、そうしますと、そのワクチンの1箱、一旦送られてくるのが5回取れるか6回で取れるかというところもちょっと流動的ではあるので、計算、ちょっと細かいところお話しして恐縮なんですが、まずはうちのほうで当初考えておりましたのは、まず、へるすびあのところで最大で見て700人くらいですね。あとは湯本診療所では180人、あとは田中医院さんと天栄クリニックさん、それぞれ300人、あと施設等がございます。あと、ほかの医療機関もございますので、そちらが250人ぐらい見ております。

当初の計画では、4月後半での今計画をつくっていたんですが、こちらで水曜日と木曜日の2日間を想定しております。午後の2時間、1時から3時までを想定しておりました。1日に多く見て、お1人の先生ですと70人くらいは最大でですけれどもやっていただけるかな

というふうな想定で、2か月で終わる予定で計算しております。

あとは優先順位につきましてですが、こちら当初から高齢者の方優先だというところと、 医療従事者の方が終わってからということはあったんですが、今回やはりワクチンの供給が 多分もしかしたら同じぐらいになったり、ずれ込むかもしれないので確定ではないんですが、 高齢者のときに、もちろんホームの方もそうですし、そのホームにいらっしゃる従事者の方 ですね、介護施設の従事者の方とか、あともちろん今度はヘルパーさんとかも関わっていた だいていますので、そういう方と、そこも優先になってきます。その後に基礎疾患のある方 というところと、その後には一般の方ということで、ファイザーさんのワクチンについては 16歳以上の方ということになっておりますので、今のところは、その想定では動いていると ころであります。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 説明は分かりました。今の答弁もらいましたけれども、例えば医療機関でやる人ね、予約で。湯本の診療所、あと田中医院ですか、あと大山の大山クリニックもやるんですか。そうすると、そこのところでは医療体制はできるんですか。

例えば、受付をやって、そしてそれから今度は説明を聞く、そしてそれから今度は注射を打つ人と詰める人は別にいなくちゃ駄目みたいなんですよね。川崎とか、あと郡山でも予行演習みたいなのをやったんですけれども、最初は20分ぐらいでできると思ったらしいんです。ただ、問診の時間が大分かかるみたいなんですよね、いろいろ聞かれるから。そうすると大体30分ぐらいの時間がかかるということなんですよ、その予行演習やったとこね。川崎とか、あと郡山でもやったみたいなんですけれども。あと人数の体制が間に合わないです。その誘導人員とか、あと今度は待機する場所、打ってから30分ぐらいいてもらわなくちゃ駄目ですので。それもミスになんないように置くのに、それも指導しなくちゃ駄目らしいんですよね。そうすると思ったより15分ぐらいはオーバーすることらしいんです。そうすると普通のクリニックですか、クリニックでこれは対応できますか、人数的に。

あと、例えば接種した場合に、接種してから75名やると、30分ぐらいそこに待機しなくちゃならないと、クリニックでは待機するそれだけの部屋というのは確保できるんですか。たしか待合室の場合あるけれども、あとは普通の場合は、例えば川崎とか郡山の場合は入口と出口は別にしたらしいんですよね。そして待機場所は別のところに待機場所と。だから普通のクリニックでもしやった場合にはそれが対応できるのか、あと人員的にそれは大丈夫なのか、その辺お伺いいたします。

- ○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。 〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕
- ○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えをいたします。

各クリニックにおいての対応でございますが、こちらのワクチンにつきましては、ほかの 予防接種ワクチンと同じような、中身は違いますけれども対応はしていただけるというふう には考えておりますが、ただ、やはり初めてのワクチンなものですから、議員がおっしゃる とおり、その後の対応については大変重要なところであると思いますので、再度そちらにつ きましては念押しさせていただきながら、その辺はうちのほうも、もう一度先生方と調整の ときにお話をさせていただきたいと思っております。

人員につきましても、これまでのほかの予防注射と同じように受付の方がいて看護師さんがいらしてというところなので、ワクチンの数を先生方ができる範囲で予約を取っていただいてワクチンを保管して、できる分だけしか受付をされませんので、そこは先生のご判断でやっていただけるものと思っております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 何か今の説明を聞くと、インフルエンザのワクチンの接種みたいな方法にしか取れないんですけれども、今回のこのコロナワクチンの場合は、結局は問診したり、あと案内したり、そして密を避けるために、その接種場所に行ったときにも結局は同じ場所に何十名も入れないんですよね、待機しているんですよね。そして待機場所も必要なんですよ。接種した後に副作用出た場合に、その時間があるんですよ。大体大学の先生あたりを見ると15分から30分の待機時間が欲しいらしいんです。それも部屋を確保して密を避けるようにしなくちゃ駄目なんだという、そういうふうな三鴨先生とかね、大学の教授あたりの説明では、結局は接種する前にも待機場所が必要、それから今度それを案内する人も必要、それから今度は注射器に注射を入れる人ね、そして打つ人、そして今度問診をやる人を入れると結構時間かかるみたいなんですよ。大体1人に30分から35分ぐらいかかるみたいです、実際に予行演習。

まだ、天栄村はそれも実際やっていないでしょう。そうすると一般のクリニックでは待機場所があるのか、接種前の。そしてそれに今度誘導してくれる人はそれだけの人がいるのか。何か15名ぐらいかかるみたいですよ、その案内する人から、今度場所に行って、今度は一番最初から案内するところから今度はそこから連れて行って、そこから問診して、また案内して、そして今度は待機場所に行って、そうして何か15名ぐらいの人数がかかるみたいです。

ただ、その場合には1人の医師じゃないんですよね。2名か3名の医師でやっているんですよね。接種場所は3か所ぐらい置いておいて、その場合は。今みたくクリニックで恐らく今言っているのは練馬方式みたいなことを言っているのかね。これも実際にまだはっきり分かりませんけれども、大和方式みたいな。ああ、違う違う、これは勘違い。それは病院の先生が行くってやつだよね。

だから、今言ったように大勢で接種場所、そのクリニックでやるという場合は、マスコミ

のほうもそういうことをまだ言っていないんですけれども、ただやっているのは病院の先生が寝たきりの人のところに行くとかというのはやっていますけれども、でも、そのやつ、まだ本当に実際に私らもマスコミも、あと医療関係の人らも、実際に今、医療機関しか打っていないから一般の人らはほとんど分からないと思うんですよね。恐らくテレビとかマスコミ等でいろいろ「プライムニュース」なんかあたりは、よく2時間番組で週に1回ぐらいやっていますから私もよく見ていますけれども、本当にワクチンそのものがいつ来るんだか、そして一回一回EUに許可をもらわないと日本に搬送できないみたいなんですよ。

話がずれましたけれども、とにかくクリニックでそういう体制ができるのかできないのかだけを、はっきりお答えお願いします。

○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

クリニックで対応ができるのかというおただしだと思うんですが、まず集団で行うのがへるすびあを会場としております。各クリニックといいましても集団のもう少し少なくなったような人数ではなくて、本当に各医療機関が通常注射、診療しているインフルエンザとか予防接種とか、いろんな中で診療の中で行っていただくというものなので、特別にそこのクリニックで集団接種ということではなく、あくまでもワクチンの分だけ先生方が打てる。先生も予約をしていただくんですが、ワクチンを打てる。今日は何人分だけというところで対応していただくので、そんな大勢が集まるというところではないところをまずご理解いただきたいと思います。

なお、場所につきましては議員がおっしゃるとおり、やはり場所が混んで密ということも ありますので、そちらにつきましては湯本診療所もそうなんですが、終わってからの待機に つきましても、もう少し工夫をしていただけるよう確認をしてまいります。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) まだまだ課題はいろいろありますけれども、これ、まだ実際によその 市町村、あと今度はワクチンそのものがどういうふうな人数の多いところから来るんだか、 それとも高齢者とか、あと、その準備段階のできているところに来るんだか、これもまだは っきりは実際していないんですよね。だからワクチンそのもの福島県に来て、どこに今来る かということ、全然分かんないんです。だから村のほうも大変だと思いますよね。そうする と人口の多いところからやるんだか、例えばコロナウイルスにかかった地域を重点的にやる んだか、その辺もさっぱり分かりませんけれども、恐らく天栄村に来るのは6月、早くても 初め頃だと思うんですよね、早くてもね。そうすると、それまでにはいろいろの情報とかそ ういうのが入ってくると思いますけれども、それまでにいろいろ行政のほうも役場のほうも、

さつきさんも大変だと思いますけれども、いろいろな情報をかき集めて混乱のないように、 そして私から言わせると、きめ細かく気配りをしてやってもらいたいと思います。 1 点目は これで終わります。

では、2点目です。天栄村小中学校統合について。

本村の小・中学校の統合について、昨年行われた天栄村小中学校統合委員会のその後の進 排状況はどのようになっているのか、また現在の小・中学校へのバス通学をしている児童・ 生徒は何名で、村はどのような対応をしているのか伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

まず、天栄村小中学校統合委員会の後の進捗状況についてでありますが、現在、委員会からのご意見を踏まえ、学校の敷地面積や新校舎の規模等について調査検討を進めているところであります。

本年2月には、実際に統合を行った矢祭町教育委員会を訪問し、統合を決定してから新校舎開校までの経過などについて話を伺うとともに、矢祭小学校を見学し、施設や設備、避難所としての活用などについての説明を受けてまいりました。

今回の視察は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、事務局職員のみの少人数による視察となりましたので、来年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、 天栄村小中学校統合委員会の委員の皆様と視察を行い、新校舎の建設に向け、引き続き検討 を重ねてまいりたいと考えております。

次の小・中学校のバス通学につきましては、教育長よりお答えをさせていただきます。

○議長(服部 晃君) 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長(久保直紀君) お答えいたします。

各小・中学校のバス通学をしている児童・生徒につきましては、現在、本庁管内の62名が路線バスを利用し、湯本管内の7名がスクールバスを利用して通学しております。路線バス利用者へは定期券購入費の2分の1を補助しており、湯本管内につきましては、地域ごとに金額を決定してバス協力金をご負担いただいているところであります。

なお、保護者負担となる今年度の年間最高額は、児童1人、本庁管内で2万4,210円、湯本管内で3万円となる見込みであります。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 村長にお聞きしますけれども、前にも聞いたときにも村長の考えは聞かせてもらえなかったんですけれども、村長の考え、統合についてね。結局は私、大里小学

校が複式学級になるときに、そのために今の大里小学校の複式学級を防ぐために、大里に今の住宅ですか、小学生がいることを優先的に入れる住宅、そして20年間で毎月4万ずつ払って、20年間払うと90万の残金が残るので、その90万を支払いすれば譲渡するというそういう契約だったんですよ、そのときにはね。私はそのときには、逆に統合したほうがいいんじゃないかと、小学校も統合。そのときには結局は大里小学校がよそから集めてきても、その子は結局は1年生が6年過ぎると卒業して中学校に行っちゃうわけですよね。そうすると何の意味もないんですよ、6年間。3年生で来たらば3年でもう中学校へ行っちゃうわけですから。

だから、私はそのときに統合ということは一般質問でやったことあるんですけれども、そのときには執行部のほうはそういう気はないと言われたんですけれども、今、結局は村のほうから検討委員会とか統合委員会というのを諮問してやっているわけでしょう。だけれども村のほうで、例えば大里小学校はあと何年ぐらい耐用年数があるんですか、あと広戸小学校は何年ぐらい耐用年数あるんですか、あと牧本小学校、あと何年ぐらいの耐用年数あるんですか、それを最初にお聞きします。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

学校の耐用年数ということでございましたが、耐用年数といたしましても修繕等をこれまで行っておりますので、今、村のほうで学校施設の個別施設計画というものを作成しまして、 一応この学校を基本的に80年はもたせましょうということで基本計画を作成しました。

それで今現在、各学校の築年数でございますが、今おおよそ広戸、大里、牧本ともに約40年を経過というような状況となっておりますので、このまま大規模修繕等を行っていきながら建物を継続するのであれば80年はもたせたいというような、一応長期的な予想ではそういうような計画となっております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 今の答弁を聞きますと、築40年、そして、これをうちは中を改築とい うんですか、中を修繕なんかして80年はもたせたいと考えているの。その辺、はっきり教え てください。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

今の計画でいって80年もたせたいというのは、あくまでも施設計画をつくる意味でございまして、実際じゃ80年もたせるとなると、それぞれやはりかなりの費用がかかってしまうの

で、例えば40年経過しておりますので、今後40年継続させるとなれば、やはりそれなりの大規模改修なり、かなりの費用はかかってくるのかなというふうに考えております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) じゃ、村長にお聞きします。その80年もたせるのに、あと40年ですか。 40年もたせるのには大規模改修がかかるということなんですよね。そうすると今の大里小学校、広戸小学校、牧本小学校全部そうですけれども、結局はこれを統合するということは、大規模改修するならば、今も大里小学校が現在複式学級になっていますよね。そうすると牧本小学校もあと10年後には複式学級になるんですよね。そうすると大規模改修をするならば1か所に集めて統合小・中学校をつくったほうがいいという考えでいるんですか。それとも大規模改修をして、80年間もたせると考えているんですか、どちらなんですか、村長の考えは。
- 〇議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

この統合の話が出てきたのは、保護者の方々、小学校に子どもを預けている保護者の方々から、複式学級だとなかなか子どもたちも集団生活の意味合いもなくなってしまうので、早めにこういった解消をしていただきたいというようなことが初めにありました。そういう中で、この学校の統合については慎重に、より多くの方々からご意見をお聞きして方向性を決めていきたいというようなことで、学校のあり方検討委員会を設置してアンケート調査をしたり、いろいろ情報収集をしながら、この中では学校は統合していただきたいというようなことでご意見をいただいて、できれば天栄中学校、そして幼稚園の近く、役場周辺でお願いしたいというようなご意見もいただきましたので、今後はそちらの方向に向かって進めていくというような考えでございます。

先ほど教育課長からご答弁しましたのは、鉄筋コンクリートの場合にはこの耐用年数とお聞きされたもんですから、耐用年数が鉄筋コンクリートであれば大規模改修すれば80年もつというようなことでございますが、そうは言っていられませんので、まずは子どもたちのよりよい学びの場づくりというようなことで、私とすればそういうお声をいただいた中で、よりいい環境で子どもたちに学んでいただきたいというようなことで統合をする方向、ただ、この時期的なものについては、今後、学校のあり方検討委員会であるとか、またいろんなご意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) やっぱり村としての考えをしっかりしないと、統合委員会も今の総合 委員会ですか、中学校統合総合委員会の方々も、結局はある程度村があと10年、これからの

広戸小学校、牧本小学校、湯本小学校は大丈夫ですけれども大里小学校に対しては大規模改修しなければ、結局は今後もたないんだ。あと今度は今の大里小学校は現在複式学級であるし、今度、牧本小学校もあと10年後にはもう複式学級になるから、村としては今、村長さんが言うように、やっぱり複式学級の場合にはいろいろ運動とか活動とか、いろいろな面から、やっぱり村としては統合をして、隣村の市町村に負けないような設備の整った学校をつくりたいんだというような考えの下に、そして村民の皆様にそういうふうに理解してもらうように、村のやっぱりある程度の考えを示さないと、統合委員会の方々とか検討委員会もそうでしたけれども、なかなか意見というのはまとまらないんですよ。結局は村のほうがどういう考えを持っているんですかということになるんですよ。

だから、村のほうがある程度説明をしなくちゃ駄目ですよ。結局はこのまま牧本小学校も 維持管理する場合には大規模修繕しなくちゃかかるんだ。だったらば3つの小学校を、湯本 も入れると4つの小学校を一つの統合にしてやったほうが、今後とも村のためにはそのほう が好ましいんですとか、そういうふうなやっぱり村としてのある程度の決断力と、あと指導 力を持っていかないと、そして、もしそうなった場合には今度は南沢とか統合した場合には、 今度は各小学校でなくて統合した場所に通うときにはスクールバスはどうするか、そういう こともちゃんと検討委員会とか統合委員会の方々にその辺までも説明しないと、やっぱり今 度は通勤がどうなるんだと、南沢とか小学1年生が上がってくるのも大変なわけですからね。 牧本の竜生とか八十内から、今度はここまで通ってくるのも大変な、役場周辺とか今の中学 校近辺にやりたいと村長はそういう考えでいるみたいだけれども、村民の方々も大体そうだ と思うんですけれども、そうなった場合には今度はスクールバスをして皆さんの送迎に関し てはその辺はちゃんとやりますとか、そういうことをちゃんとしたしっかりした村のほうの 考えがなければ、統合委員会もなかなか前には進まないと思うんです。ある程度、村のほう が指導的な立場になって、実はこうこうこういう方向に進めたいんだ、こういうふうにした いんだってなった場合にはこうなるんだということを、ある程度のことを村民とかPTAと か委員の方々にある程度の説明をしてもらわないと、私も検討委員会の役員していましたけ れども、その辺がちゃんとしていないと、ただ一人一人意見聞いてもまとまらないですよ。 そういうふうにして村のほうがある程度の考えを示して、それに対してここはこうしたほう がいいんじゃないか、これはこうじゃないかって、ある程度の案が出れば、それに対しての いろいろな質問が来ると思うんですけれども、そういう案を出すとか、そういう気持ちはあ くまでも統合委員会の方々にお任せという考えでいるんですか、それはどちらなんですか。 村のほうの考え方はっきりして、こういうわけなんですって、そして統合委員会を皆さんに つくってもらって皆さんで練ってもらっているんですって、そういうふうな内容で出すのか、 それとも、あくまでも統合委員会の方々の意見を聞いて、それに基づいて村長が動くと、そ

れ、どちらかはっきりしてもらわないと私らも困ります。だから、その辺はどちらのお考えでいるんだか答弁ください。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

統合委員会のご意見をお聞きしながらというようなことで、私も前から言っているんですね。方向性は決めていきたい。最後は決断をさせていただきますし、一番は、ここで学ぶ子どもたちのよりよい学びの施設というようなことを考えております。

先ほど、足の話もありましたが、村で方向性を決めれば、当然足の確保はこれは村で対応 しなければならないし、スクールバスでやるなりなんなり、その確保はしなければならない というような状況でございます。

先ほど、アンケートの結果の中からも出ましたように、この役場周辺、幼稚園・中学校周辺というような声もいただいた中で、これまで幼稚園も定期路線バスを利用していて、専用のバスで今送迎をしているところでございますが、このバスも今残っております。その場所によってはこのバスの有効活用もできるものと考えております。こちらについても各委員会の皆様のご意見をいただきながら、最後は判断をするというようなことでご理解をいただければと思います。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) それは、最後に村長が判断するのは分かりますけれども、ある程度道筋をつけてあげないといけないんじゃないですかって聞いているの。私の言いたいのは、結局は村長にも考えあると思うんですよ。なければ、こんな村民からこういうふうにいろいろ父兄からそういう要望があったから検討委員会つくったんだという最初の答弁でしたけれども、村長もいずれは統合しなくちゃ駄目だと思っていたと思うんですよ。その統合した場合にはどういうふうに統合するかということも頭の中にあると思うんですよ。私だってありますから、一議員である分。私も、一般質問で十何年前に統合問題で一般質問したことありましたから。そのときに、私はこうこうこうこういうわけで、こうしたほうがよろしいんじゃないですかということを当時の村長に質問しましたけれども、そのときにはそういう考えはありませんと言われたから、別にそれ以上質問しても仕方ないから質問しなかったですけれども、今度は添田村長に代わって、その統合問題なんか検討委員会が出てきて、検討委員会にも私出てきましたけれども、私の言いたいのは、結局はある程度道筋をつくってくれる、そしてこういうふうにするんですとか、今言ったそのためには今度はスクールバスも出すように、独会委員会で独立して、なる程度考ます。ならばれば判断しままじゃねくて、その

だから、統合委員会で決定して、ある程度煮詰まったらば私が判断しますじゃなくて、そ

の統合委員会の方々に村のほうはこういうふうな考えを持って、こういうふうにすばらしい 案であるんだなとか、こういうふうにしてもらえるんだな、そして父兄の方々が喜ぶような、 はっきり言えば望みですか、喜ぶような、ああ、こうなるんだって、村はこういう考えして いるんだということを、それこそ、ある程度道筋をつけてくれないと時間ばっかりかかって、 なかなかこれは進まないと思うんですけれども、だから私は村長にある程度の村長の案とい うものを出したほうがよろしいんじゃないですかって聞いているんですけれども、もう一度 お伺いします。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

先ほども最初の答弁で申し上げましたように、この統合した先進事例のある市町村を参考 にしながら方向性を決めていくというようなことで、先ほど矢祭町で統合した小学校、そこ も見てきて、実際先行事例を見て、その中でいろいろどれがいいのかと、あとはその財源の 確保もございますので、その辺も見据えながら決めていきたいと考えております。

今のところは調査をしているところでございますので、それがそろい次第、ある程度村と して方向性を示してまいりたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) なかなかしぶといね。村長は統合委員会に出席されていないんですよね、教育長ですよね。教育長にお聞きします。そのときに、もし統合した場合にはどのような対応を村はするのか、どのような考えをしているとかというような、そういう質問とか、あと通学の場合にはどのように通学を確保してくれるのとか、統合委員会の中でそういう話は出ているんですか、それとも全然出ていないんですか。また、その場合はどのように説明しようと思っているんですか。
- ○議長(服部 晃君) 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長(久保直紀君) お答えいたします。

あり方検討委員会に続きまして、統合委員会が開催されまして、基本的に児童・生徒数の減少に伴い、数年後には複式学級の学校が複数出るということも考えられて、統合委員会等では村長答弁あったように統合委員会の意見の集約どおり中学校周辺、役場周辺に一つの学校をつくったほうがいいだろうと。それに伴い、スクールバスは村のほうで準備して整備した方がいいんではないかというふうな意見が出されました。

以上でございます。

○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。

○8番(熊田喜八君) だから、結局は牧本小学校も10年後には複式学級になるんですよね、教育長、なるんですよ。だからその辺をやっぱり強く言わないと、今、大里小学校は複式学級になってもう何年も過ぎていますから、地元の人たちは慣れちゃっているんですよね。だけれども、あそこに住宅に住んだ子というのはほとんど小学校にいないですよね。ということは、あそこに20棟の住宅団地建てたのも結局は無意味だったということですよ。それはそうでしょう。村外から頭金も権利金も敷金も何もなくて、子ども2人入れれば、そのまますっと入れるんですもの、普通は家買うんだったらば、あのぐらいの住宅だったら最低四、五百万の頭金入れないとローン組めないですよ、銀行で。そのローンもなしに毎月4万ずつ払えば20年間払えば自分のものになるんだって来て、そして、これ逸脱するからいいけれども、そういう条件なの。だもの10か月も十何か月も滞納してくる人出るの当たり前ですよ。それだけの資金力のない人を集めてしまったんだもの。

教育長に聞きます。検討委員会の中でも、やっぱり今複数の小学校が複式学級になるって 言っていましたけれども、実際にはもう湯本、大里なっているんですから。あと牧本もあと 10年後になるんですから。私が検討委員会のときには、あと10年後に牧本も複式学級になる と。そうすると広戸小学校だけですよ、残るのは。そうすると各3つの小学校は、現在2つ の小学校が複式学級になっているんですから、牧本小学校も10年後には複式学級になるんで すから、もうこれ、統合しかないんですよ。

統合になったときにどうなるかということを、今度、結局は今村長が言ったように今の中学校の近辺に、これは今決まったとしても5年、10年かかる仕事でしょう、これ。今、例えば統合が決まったとしても予算の確保とか土地の確保とか、いろいろ問題が出ると着工するまでには5年、6年先の話でしょう。そうすると今のうちからやっておかないと間に合わなくなりますよね。あと9年後には牧本小学校も複式学級になるわけですから。

そうすると、もう村のほうのある程度の道筋、考えをはっきりそうやってして、牧本小学校も複式学級になるんですよ、そこもちゃんと皆さんに説明して、そして、そのためには村のほうはこういう考えを持って、そして通学の場合はスクールバスを活用して、そして通学には支障ないようにいたしますとかってそういうふうに村民に分かりやすく、そして希望の持てるような案を出してあげないと、なかなか進まないと思います。教育長から最初に答弁もらいます。

○議長(服部 晃君) 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長(久保直紀君) 学校あり方委員会あるいは統合委員会からの答申、意見があったように、先ほどもお話ししましたように、今後児童・生徒数が本当に減少しておりますので、 村長言ったように私たちも他市町村の計画や実施したところなんかを十分研究しながら、村 長のほうに資料を出していきたいというふうに思っております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) あと、この児童・生徒は何名ですかというのは、これは実はある方々から頼まれたんです。年間に5万円もバス通学にかかるんだって。課長が調べてみたら3名だったんですよね。1人5万円だと思って、私はどのようにバス通学に対応しているのかと思って聞いてみたら、1年間で5万というのは随分高いなと思ったら、課長に確認したらば1人でなくて3名で5万ちょっとだということだったので、その辺は納得しました。

あと、村長ね、もう一度くどいようですけれども、やっぱり村主導で村がある程度の道筋をつくってあげないと、なかなか進まないと思うんです。また検討委員会とか統合委員会の方々も悩むと思います。だから村長もやっぱり自分の判断というのは、こういう考えを持っているんだということをはっきり村民の皆様と、あとPTAとか保護者の皆様に、添田村長は村としてはこういう考えを持っているんだ、あと、いろいろな統合した学校なんかに行って調査しているんでしょう。そうするとメリットのこと、デメリットもあると思うけれども、デメリットは通学問題と思うんですよ、デメリットとすれば。あとは、ほとんど統合した場合には部活動とか、生徒数が今度は多くなると、いろいろなコミュニティーとかそういうのがいろいろのメリットあると思うんですよ。だから恐らくメリットのほうが多いと思うんですよ。恐らくデメリットだったら村長もそんな考えを持っていないと思いますけれども、やっぱりある程度村長の自分の考えを示して、そして一日も早く進めるようにしてもらいたいと思います。

私の質問はこれで終わります。答弁は要りません。

○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。 ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前11時59分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

#### ◇ 北 畠 正 君

○議長(服部 晃君) 次に、1番、北畠正君の一般質問の発言を許します。 1番、北畠正君。

〔1番 北畠 正君質問席登壇〕

○1番(北畠 正君) 天栄村議会会議規則により、通告書のとおり一般質問いたします。 1、行政区からの要望事項の実施について。 毎年、村に対して各行政区から改善事項や各種の要望事項が陳情され実施されていると思われますが、これらに対して今までの実施状況がどうなっているのか、過去5年間の状況を 伺いたい。

また、どのような基準で実施を判断しているか伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

行政区からの要望事項につきましては、道路や水路の整備、防犯灯の設置など様々な内容があり、適宜、担当課で現地確認等を行い、村で実施するもの、行政区で実施いただくもの、 村で実施できないものを判断しております。

実施状況につきましては、毎年継続の要望も含め、過去5年間で701件の要望に対し実施済み及び実施中が302件、今後実施予定または検討中のものが237件、実施できないものが162件となっております。

また、村が実施するものの判断基準につきましては、危険性や緊急性、公共性、必要性等を基準としているところであります。

村といたしましては、村民と行政の協働を進めており、この趣旨をご理解いただき、協働の里づくり交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、行政区で対応できるものについては行政区での実施をお願いするとともに、実施できないものや時間を要するものもございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 要望事項の実施条件については分かりましたけれども、その年度に実施ができなかった事項、翌年度とかに実施されているのか、また今、237件検討すると回答がありましたけれども、それらについての今後の検討というか、実施していく構えというんですかね、やっていく状況はどうなのか、改めて伺いたい。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

行政区からの要望事項で当年度に実施できなかったものが翌年度に実施されるかというふうなご質問でございましたが、適宜、現地調査をしながら実施の方法、もしくは将来的に可能かどうかというようなものに関しましては、事業の規模、そういったものもございますので、それらを踏まえて補助事業等を考えながら将来的には進めていきたいというふうには考えておりますが、ただ、その状況により、場合によっては検討の上、断念せざるを得ないものが出てくるかとは思います。

また、特に要望事項に関しましては、先ほど村長のほうからもお話ありましたように、危険性、公共性、そういった広く一般住民の方に利用されている状況等も踏まえながら実施しているものでございます。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 様々な要望事項等があると思いますね。それ、農地で言えば決算ベースだと30年が860万、元年度が965万、建設が1,728万、元年度が1,744という実績あるんですが、なかなか、それ村単独でやろうというのは大変だと思うんですね。その事業事業について補助事業としての検討をしているのか、そこら、どうなっているんでしょうかね、まるっきり単独でやる考えて進んでいるのか、そこらも改めて考え聞きたいんですけれども。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

### 〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

要望事項の検討内容としまして、補助事業もしくは単独事業かというふうなことでございますが、まず要望されている内容の中で総務課に要望されているもの、もしくは建設課に要望されているもの、もしくは住民福祉課など、要望されている内容によって、それぞれ調査、検討しながら進めておりますので、その内容によってその事業の確認をしながら進めているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 確かに、各課にわたる要望事項が上がると思うんですけれども、村長の答弁のとおり緊急性を要するやつは先やるんでしょうが、農道の整備にしろ排水の整備にしる、東日本災害の後、補助金の申請とかそういうやつは、もう10年前から変わったんですかね、昔とは。前、申請書をつくって各事務所にお願いして、できるだけ単独でやるのが大変だからというようなこと、いろいろ理由づけをつけて補助事業に認定してもらってやったような記憶があるんですが、そういう事業の流れは今はどうなっているんでしょうかね。
- ○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

## 〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

今ほど議員さんからお話がありましたように、昔と変わらず県のほうに申請を上げまして 調査等を実施していくと、補助事業に当てはまるか検討していただいているといったことで ございます。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 前と同じで申請書で上げてやるんでしょうけれども、写真撮ったりとかね、ここは危ないからどうのこうのということでやっていると思うんですが、何か今聞く

とメールでやりとりが多くなってきたということで、担当者との面通しでのお願いが少なくなったりということで、だからそこらがどうなのかなという不安があるんですけれども、ただ各行政区から上がっている事項については、やっぱり常に緊急性があると思うんですね。だからやっぱりそこらはちゃんと考えて、県なりに訴えてもらって実施していく方向でお願いしたいと思うんですけれども、そこらの県との兼ね合いというんですかね、各事務所とのやりとりはどうなっているでしょうか、今は。

○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

今ほどありましたように、直接事務所に伺う際もございますが、メール等でのやりとりも 現在は頻繁に行われているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、やっぱり事業実施に向けて足しげく通って、補助事業になるべく該当させてやっていただきたいと思うんです。やっぱり先ほどあったけれども年間700件の要望事項があって、継続が237件ほど残るんですけれども、やっぱり各行政区から上がっているやつについては、いろいろ各行政区の都合があると思うんで、できるだけやっぱり村のほうで実施していただきたいと思うんです。なるべく検討でなくて実施していく方向で考えたいというふうな回答を各行政区にお願いしたいと思うんですが、そこらの兼ね合いがどうなっているんでしょうかね。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

村としましても、できるだけ行政区からの要望事項につきましては善処していきたいというふうには考えておりますが、要望事項の中には規模が大きくてなかなか実施できないもの、場合によっては、ある一定の方の利用でしかないもの、もしくは利用が著しく低いものであるとか、そういった要望もございますので、できるだけ必要性の高いものから実施していきたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) では、できるだけ各行政区の要望事項を吸い上げていただきたいとい うことと、村のほうの財政もなかなか大変なんで、補助事業を見つけてうまく該当するよう な方向で実施していただきたいと思います。

では、1番の質問については今ので終わります。

質問事項の2番ですが、新型コロナウイルスにより影響を受けた各種産業への支援につい

て。

昨年当初に発生した新型コロナウイルスは、1年を経過した現在、関係機関と国民の努力により、少しずつ感染者が減っている状況です。しかし一方では、国内経済は疲弊し様々な 業種が危機に瀕しています。

村内においても、基幹産業の農業では米余りによる米価の下落で農家経営も厳しい状況にあります。また観光事業については関東方面からの入り込み客が少なく、旅館業をはじめ関連業者も苦しい経営をされていると聞きます。

そこで、この新型コロナウイルスにより影響を受けた各種産業を活性化させるため、村独 自にどのような支援を行ってきたか、また新年度においてどのような支援を実施する予定か 伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

新型コロナウイルスにより影響を受けた各種産業への支援策として、村ではこれまで様々な施策を講じてまいりました。

まず、前年から一月の売上げが20%以上減少した事業主を対象とし、10万円の支援金を交付いたしました。

次に、農業支援としては、宿泊施設や飲食店が村内で生産された農産物を購入した際の購入額の1割を補助する地産地消拡大応援補助金や、米価下落対策として従来の飼料米転換の推進助成金に新たに10アール当たり5,000円を上乗せし交付しました。

また、宿泊業については誘客促進施策として、1泊につき1人村民5,000円、村外に3,000円を補助する泊まってエールキャンペーン事業を行い、商工業については商品券に20%のプレミアムをつけたコロナウイルス感染症対策商品券発行事業を夏と秋の2回に分けて販売し、住民の消費喚起を図りました。

さらには、全ての村民を対象に、村内事業所で使用できる1人当たり1万円の商品券を生活支援商品券発行事業として配付いたしました。

そのほかにも、雇用調整助成金の申請費用を最大10万円まで交付する雇用調整助成金申請費用補助金や、感染症対策を講じた事業所に対する衛生備品の購入を最大10万円補助する備品等購入補助金の交付などの支援とともに、これらの申請補助に加え、国・県補助金の申請相談や感染症対策特別融資の相談窓口を商工会内に設置し、業種を問わず支援してまいりました。

また、今議会において、昨年12月から今年2月までを対象に、前年から一月の売上げが 20%以上減少した事業主を対象とした15万円の支援金交付事業を補正予算として上程してお ります。

令和3年度においても、引き続き泊まってエールキャンペーン補助事業や商品券発行事業 などを行うとともに、感染症の状況を見極めながら有効な施策を講じてまいります。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) 内容は分かったんですが、スキー場とか各旅館への入り込み客数とい うんですか、昨年と比較するとどのぐらい落ち込んでいるんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

観光客の入り込み状況につきましては、令和2年で年間で22万4,543人となっております。 令和元年度は30万3,186人おりましたので、年間で7万8,000人の観光客が減少、およそ 25.9%の減となっております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうすると、今のはスキー場とか旅館とかも羽鳥湖高原とか湯本・二 岐温泉とかということで報告していると思うんですけれども、それ、今の数字でのあれです ね。分かりました。そうするとやっぱり7万人も減っているということで厳しい状況にある と思うんですね。よく言われる持続化給付金、それらについての申請の手助けとか何かというのはどうなっているんでしょうかね。あと件数が分かればお願いしたいと思いますが。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

持続化給付金につきましては、ご本人が国のほうに直接申請する補助金でございますので、 こちらのほうの申請件数についてはつかんでおりません。

ちょっと付け加えさせていただきます。あくまでも持続化給付金の申請についてはご本人なんですが、商工会において、今いろんな各種相談窓口というのをつくらせていただいております。その中で持続化給付金の相談件数については67件、それから持続化給付金の申請のお手伝いをさせていただいたというのが14件上がっております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) やっぱり持続化給付金がそれだけあるということは、雇用調整助成金 もそれも伴っていくと思うんですけれども、結構それもあるんじゃないかと思うんですが、 どうなんでしょうか、分かります。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

雇用調整助成金、こちらの相談件数については16件、それから実際に申請した方は7件というふうに把握しております。

なお、先ほど村長から話がありました雇用調整助成金の申請費用の補助、こちらについて も、この7件で49万5,800円ほど支出しております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうすると、やっぱりなかなか厳しい状況にあるということなんですね。それらに対して村では国がやっているから、だから村から特段かさ上げというのはしてはいないんですね。さっき1万とか5,000円というのがあったんですけれども、そこらの考えは支援金ということで補正に取ってあるとは言うんですけれども、そこらも含めてどうなっているんですかね。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

国の持続化給付金その他もろもろの支給とは全く別に、これは村独自の給付も受け入れる というようなことですので、これも各事業所さんの支援のために行っているというようなこ とでございます。

> [「件数分かったら説明していただけますか、件数」「何件やって何ぼ とか」の声あり]

○産業課長(黒澤伸一君) 分かりました。すみません、再度。

うちのほうの支援金を行っておるんですけれども、支援金につきましては事業者数が140件、合計1,400万というようなことでこちらのほうを支援しております。内容については宿泊施設24件、飲食店15件、小売が14件、建設が35件、サービス業14件、製造業17件、農業13件、その他8件でございます。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、各事業所は分かるんですけれども、各商店については 商品券、あれをやったらいいというようなことなんですけれども、具体的に各商店に対して は商品券だけなんですね。くどいようですけれどもお願いします。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

商店につきましても、先ほどの支援金の対象になっておりますので、こちらのほうは交付 しております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうしますと、事業所、各商店なんかは分かるんですが、今度は農家に対して、米価が下がっているからそれに対しての補助もあるんですけれども、もう少し詳しく、反当り5,000円とかって出てくるんですけれども、米価の下がった部分についての助成というのは考えているんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

昨年、米価が下がったというようなことだったんですけれども、こちらの米価対策、農家の所得減少の対策としましては、先ほど村長からも話ありましたように、地産地消の拡大応援補助金というようなことで、村内の事業所様が村内の農家で生産された農林産物を購入された場合の対象の事業者の方に、購入額の20%を上限として月々お支払いするという交付金で、間接的に農家の方を支援したというようなことでございます。

それから、これはあくまでもいわゆる米価下落対策というよりは、そこを防ぐための対策 として飼料米の推進、こういったものも行ったということでございます。

それから併せまして、今、国のほうではいわゆる農家の収入保険、こういったものに推進 していただくようにというようなご案内がございます。こちらについては農家の所得が下が ってしまった場合に補填されるものであって、こういったものも推進させていただいたとこ ろでございます。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) そうすると、なかなかやっぱりいろんな作業で大変だと思うんですが、 一般の家庭での購買力も減っていると思うんですよね。そうしますと、やっぱり基金がある と思うんですけれども、東京都なんかは基金、大幅に崩してやっているんですけれども、議 案にも基金のあれがあるんですが、基金を取り崩しての消費拡大というんですかね、そうい うふうなことを村では考えているんでしょうか、最後になります。
- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) ただいまの質問については、これは農家の支援というようなことの質問でよろしいんでしょうか。

[「農家も含めてですね」の声あり]

○村長(添田勝幸君) 農家の消費拡大をどうしたらいいのかというようなことでございます。 こちらについては、先ほども産業課長からお話がありましたように、この業務用の米が、も うマスコミ、テレビ、新聞等でも上がっているように、このコロナ禍の自粛が続いた影響で これが在庫がいっぱいなっているというような状況がございます。ただしJAを通じてそれも買取りしたいというようなことになっていますので、村としましては冒頭の行政報告の中でも申し上げましたように、生産調整のほうで飼料用米に転換をしていただくようにというようなこと、そういったところの助成を使いながら進めていくというようなことで、今、村としてできる対応というのは、商品券を1人当たり1万円、また再度お配りをするというようなことを今実施する予定でおります。

また、今後については、今ほどこのコロナも第3波と言われておりますが、第4波も変異 ウイルスがまた増えてくるような話もされておりますので、そこは状況を見ながら対応をし て検討していきたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君。
- ○1番(北畠 正君) では、分かったんですけれども、やっぱり村内だと経済冷え込んでいると思うんですね。だからやっぱり大胆に各家庭に給付金を出すとか、そういうふうなやっを基金崩してでも考えてみるようなことをしていただきたいと思って、これで終わります。
- ○議長(服部 晃君) 1番、北畠正君の一般質問は以上で終了します。

◇ 大浦 トキ子 君

○議長(服部 晃君) 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。 3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君質問席登壇〕

- ○3番(大浦トキ子君) 通告により一般質問をいたします。
  - 1、「学校給食費の無償化」について。

「給食費の無償化」については、昨年の6月、9月、12月の定例会において一般質問をしたところ、「令和3年4月から実施を予定しております」との答弁でしたが、4月からの助成する金額は幾らになるのか伺いたい。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- ○村長(添田勝幸君) お答えいたします。
  - 小・中学校の学校給食費につきましては、令和3年4月から3分の1を補助することとしており、令和3年度の補助額は約615万円であります。

なお、幼稚園につきましては、令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化に合わせて 給食無償化を実施しており、令和3年度の補助額は約374万円であり、合計約989万円を見込 んでおります。

○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。

○3番(大浦トキ子君) 子どもが2人、3人いる家庭では、この3分の1の助成でも大変助かりますということで、4月からの実施ということで、もう皆さん待ちくたびれているというか、私も毎回毎回質問をしまして飽きられるほどだったと思うんですが、これでやはり子どもさんが多くいる家庭では大変喜ぶべきことだと思っております。

それで、村長は段階的に助成するということで、今回4月から3分の1の助成ということ の答弁でしたが、その後は何年か後には半分の助成とか段階的にするという考えはあるんで しょうか。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

前にも答弁申し上げたように、財政状況を見ながらというような状況でございますので、 今はこのコロナ禍、そして台風19号の被害があったり、先日の地震があったりというような 状況でございますので、こういう状況を見ながら対応をしていきたいというような状況でご ざいますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 分かりました。村としても予算の編成ということで大変なことだと 思いますので、3分の1の助成でしばらくの間はということを見据えてということでよろし いでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 2番目に移りたいと思います。

「小学校の統合」について。

さきの全員協議会において、村長から小学校の統合についての話が出されましたが、村民の方からは経費はどのぐらいかかるのかと心配する声が多く寄せられております。そこで次の点について伺いたい。

- 1、保護者のアンケート調査だけでなく全世帯に対してもアンケート調査をするべきと思うが伺いたい。
- 2、3月1日現在の小学校の児童数は何名か、また5年後の児童数は何名くらいになるのか伺いたい。
- 3、仮に小学校を新設する場合、土地の購入費や校舎及び体育館やプールなどの建設費並びに備品購入費などはどのくらいを見込んでいるか、また財源はどうするのか伺いたい。
- 4、建設する場所はどの辺りを予定しているのか、またスクールバスも必要と思うが伺いたい。
- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

## 〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

1点目のアンケート調査につきましては、天栄村立小中学校のあり方検討委員会及び天栄村立小中学校統合委員会において、保護者や教育関係者にアンケートを行うことが決定され、それらのアンケートの結果を基に討議を重ねられ、それぞれの委員会において意見をまとめていただいておりますので、委員会のご意見を最大限尊重し具体的な方策を決めてまいります。

2点目の小学校の児童数につきましては、本年3月1日現在232名、5年後の令和7年度は186名となる見込みであります。

3点目につきましては、現在、場所、敷地面積、校舎や体育館等の規模、さらには建設に要する費用、財源につきまして調査、検討を進めているところであります。

4点目につきましては、天栄村立小中学校統合委員会から、新校舎の建設場所は役場周辺 もしくは天栄中学校と近い位置というご意見をいただいており、ご意見を踏まえながら検討 しているところであります。

スクールバスにつきましては、建設場所と併せて検討してまいります。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 実は、平田村の担当課のほうに、ちょっとこの統合問題についてお話を聞きました。ちょっとそのお話をさせていただきますが、平田村では小学校が4校あって、今2校にしてありますね。だから建物を建てておりません。ただ、中学校は2校がありまして、これが統合しました。

それで概要としまして、平田村では平成22年の5月に平田村立学校統廃合推進委員会というのを設置しまして、それから23年4月、8月、25年、3月、4月、5月、8月、11、12、12月は2回ありました。平成26年が3月2回、8月、9月、12月とありました。平成27年が2月、3月、9月、10月、12月ありました。平成28年が2月、4月、5月、7月と検討委員会がありまして、平成29年8月に平田村立の清風中学校の竣工式がありまして、その後、平成29年の11月に屋外プール建築請負契約の締結、平成30年7月、平田清風中学校屋外プール建築工事竣工式になりまして、完成が平成30年の8月となっておりまして、この検討委員会を立ち上げてから9年間、いろんな議論をしまして、その間に議会の方にも現場とかいろいる見てもらったりしておりますということであります。

それで、この天栄村は事業費というのはどれくらいを見込んでおりますか。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) 事業費というご意見でございますが、場所や規模によって全く金

額が変わってしまうため、今現在、お幾らというところはお示しするのは難しいものと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 平田村の場合は、事業費が44億1,900万となっておりまして、事業 を平成25年から30年度にかけてやっております。それで財源なんですが、財源の内訳はどの ようにして財源を確保するかということなんですが、どのように考えておりますか。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

財源につきましては、今考えられるものでありますと公立学校施設整備事業補助金というものが文科省のほうでございまして、こちらに関しましては主に校舎等でございますが、基準額の2分の1の補助となっております。これ以外は、現在のところ該当するものは確認できておりませんが、今後、各種関係機関に問合せや聞き取りを行いまして、できるだけ単独費用を抑えられるような事業を見つけたり、何かほかの事業と抱き合わせてできるかどうかというところも検討しながら最善の方法を調査してまいりたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 平田村の場合は、財源が過疎債31億使っております。それから国庫補助金5億9,000万、県補助金3,300万、一般財源からは1億5,000万ということの内訳となっております。

平田村ですが、平田村は人口が5,300人で、天栄村は2月1日現在、天栄民報にありましたように5,138人となっておりまして、平田村と天栄というのは僅かですけれども片方は5,300人、こちらの天栄においては5,138人ということで、人口的には似ているなということだったんですが、そういうことで平田村においてはそういう財源をあちこちから引っ張り出してやっているんですね。

それで、そういうことがありますので、どうですかね、教育長さんのほうは。財源としてはどのような感じであちらこちらからということは話は聞いていますが、そういった財源を平田村も44億1,900万ですからね、そういうことで、やはりこの統合に対しては築年数もたっているとは思うんですが、何年くらいたっているんでしょうか、小学校は。広戸小とかほかの小学校もなんですが40年以上はたっていますか。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

築年数ということでよろしいですか。

## [「はい」の声あり]

- ○教育課長(関根文則君) ええ。広戸小学校で39年が経過しております。大里小学校で41年、 牧本小で37年が経過している建物となっております。およそ3つとも40年程度経過している という状況です。
- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 平田村でも、やはり築40年以上たっているということで、これはやはり新しくしなければ、何か地震とか、これがすごく多くなっておりますので、最近は。やはりそういうことを考えた場合には、安全・安心な立場から学校を建てるほかないでしょうという考えに至ったみたいですね。

それで返済方法なんですが、10年の返済、10年間、そういう返済でずっとやってきまして......

## [発言する声あり]

○3番(大浦トキ子君) ちょっと議長、何か外野から変な質問だかなんだか言っているんで すが、ちょっと。

## [発言する声あり]

- ○3番(大浦トキ子君) 議長、何か言ってください。質問にならないでしょう、これでは。
- ○議長(服部 晃君) 皆さんに申し上げます。質問者が質問中は余計な話はしないでください、お願いします。
- ○3番(大浦トキ子君) こういうことをね、横からあまり話しないでください。質問している人は大変なんです。これ、ちょっと止めてくださいね。ああ、止まっていますか。

#### [発言する声あり]

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 話が乱れます。

それで、これはあくまでも学校を建てるには村のどれぐらいの予算だということで真剣に 議論しているんですよね。それで私は平田村を例に出してこういうのもありますから、それ を検討してみてはどうかと、こういうまともな質問ですから。どうですか、議長。

教育長、教育課長さん、ああ、村長さんでも構わないです。そういうことで続けますが、 平田村の場合は10年の返済でして、あと残りが何か7億くらい残っていますと言っていましたよ、事業費が40億のうちね。だから、やはりそういう補助金とかいろいろ活用しまして、 それで学校を建設するということを考えながら、いろんなほかの平田村とかほかの学校もあると思うんですが、統合したそれを十分鑑みましてやっていただきたいなと、こう思いますが、いかがでしょうか。検討する。

○議長(服部 晃君) 暫時休議します。

\_\_\_\_\_\_

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時22分)

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたしますが、この学校の新築につきましての費用につきましては、今、調査検討をしているという状況でございますので、こちらについては8番議員にもお答えしたように、今、行ける学校、まだ小学校だけなもんですから、あと議員がおっしゃる平田の学校については中学校なもんですから、小学校と中学校ではちょっと違うもんですから、今回は小学校の統合というようなことでの学校の建築に当たるわけでございますので、こちらについてはそういう、ここ二、三年のうちに統合した、5年以内に統合したような地域があれば、そこで調査をしながら検討してまいりたいと考えております。

また、なかなか財源の確保につきましては、いろいろ補助が使えるものというようなことで指示もしておりますので、様々な補助を活用しながらといきたいところでございます。しかしながら平田村のように天栄村は過疎の指定は受けておりません。今回も見直しをかけてはいたんですが、天栄村はそこには過疎の指定にはならない状況でございますので、その財源の確保が重要な案件でございますので、そこはしっかりと国県といろいろ連携をしながら、補助の財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 村長さんのお話では、天栄村は過疎化にならないということだったんですが、私、ここに天栄村に来てから30年になりますが、人口が30年前、当時7,200人だったんですよね。それが今5,138ですから2,000人ぐらいは減っているということなんで、それが過疎化に該当しないということなんでしょうか。私もそれはちょっと分かんないですが、そこら辺はね、過疎化であれば結構少し楽というかね、44億もかけてそういう校舎造るなんていうことになれば大変な金額になりますからね。だから、そこら辺もうちょっと過疎化に対して検討する余地があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

過疎の指定って村で決めるものじゃないので、国で総務省がこの人口減少の度合い、その 他、人口減少ばかりじゃないんですよ、その他もろもろの中での過疎指定というようなこと になるもんですから、見直しをかけた中で私もそれは願っておりましたが、なかなかそこに 天栄村は該当しない。福島県内を見ても過疎から町村が外れたというようなことも聞いてお ります。

というようなことなもんですから、そこについては、あとは詳しく説明を、これはまた機会を見て詳しく、私も全部は把握し切れないんですよ。ただ単なる人口減少だけで過疎の指定になるべきものでないことだけはご理解いただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 統合委員会ですか、そういうところで検討委員会、それで十分に審議をされて、それでしていただきたいというほかはないですよね。

簡単ですが、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(服部 晃君) 以上をもちまして一般質問を終わります。

ここで暫時休議いたします。

2時45分まで休議いたします。

(午後 2時27分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時45分)

## ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第8、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長(小山富美夫君) 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律 第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字湯本字居平53番地。

氏名、星國春。

生年月日、昭和25年12月25日生まれ。

○議長(服部 晃君) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) 提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員3名のうち、星國春委員が本年4月18日をもって任期 満了となりますので、引き続き委員として選任することについて、地方税法第423条第3項 の規定により、議会の同意を求めるものであります。

星國春氏は、長年営林署に勤められ地域の事情にも精通していることから、平成24年4月より固定資産評価審査委員会委員を、平成28年7月からは同委員会委員長を務めていただいております。その豊かな経験と実績は、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じ提案するものであります。なお、任期は4月19日から3年であります。

以上、上程いたしますのでご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について原案に同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第9、議案第2号 天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における 選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第2号 天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における 選挙運動の公営に関する条例の制定について。

天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を別紙のとおり 制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。

(趣旨)

第1条 この条例は公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公営)

第2条 天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における候補者(以下「候補者」という。) は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただ し、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。) の規定により村に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号) 第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗用旅客 自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、 当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として 行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、 天栄村選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会 に届出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払手続)

第4条 村は候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

1号、当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合、当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円)の合計金額。

2号、当該契約が一般運送契約以外の契約である場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額。

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合、当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額。

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合、当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円)の合計金額。

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額)

第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を 委員会に届出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払手続)

第9条 村は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定するビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の8第1項の表法第142条第1項第7号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の種類に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成する ことができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第12条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間に

おいて選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、 その旨を委員会に届出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払手続)

第13条 村は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定するポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、 候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当 該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相 当する数)を乗じて得た金額とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則。

(施行期日)

1項、この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2項、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。 提案理由を申し上げます。

公職選挙法の改正に伴い、町村議会議員及び町村長選挙における選挙公営が拡大されたため、条例を制定するものであります。

第2条から第6条までは選挙運動用自動車、第7条から第10条までは選挙運動用ビラ、第 11条から第14条までは選挙運動用ポスター、それぞれ公費負担の限度額及び届出、手続等に 関して規定するものでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

- ○4番(小山克彦君) 3ページの第2条、「ただし、当該候補者に係る供託物」以下について、もうちょっと詳しく説明してください。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

公職の候補者に係る供託物の没収の条項かと思いますので、お答えしたいと思います。 こちらにつきましては、村議会議員選挙の場合ですと供託物としまして15万円でございます。村長選挙の場合ですと供託物としまして50万円でございます。

以上でございます。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) その後の行についての説明。今のは供託物だけの話でしょう。その後。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

こちらの件でございますが、供託物の没収の部分でございまして、こちらの没収の要件としましては、有効得票数を議員さんの場合でありますと議員定数で除した数の10分の1に満たない場合としまして、例えば平成28年3月執行の選挙の場合で考えますと、その際の有効得票数が3,792票に当てはまりますので、供託物没収の要件としましては37.29票に満たないということになりますので、おおむね38票というふうなことでございます。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) 分かりました。

それと、この選挙運動用の自動車とビラとポスターなんですけれども、おおよそでいいんですけれども、公費負担の最高額で大体出ましたらば、それをお答えください。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) それじゃ、後で全議員にもし分かるんであれば、おおよその金額、教 えていただくか、あと全員協議会のときにでもまとめたやつ、ごく簡単に、どんなもんか知 りたいので説明していただければオーケーです。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第10、議案第3号 天栄村無線放送施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第3号 天栄村無線放送施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村無線放送施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。 令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村無線放送施設設置条例の一部を改正する条例。

天栄村無線放送施設設置条例(昭和62年天栄村条例第14号)の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「、並びに移動無線施設」を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

名称、位置の順に読み上げます。

固定系親局、天栄村大字下松本字原畑78番地(天栄村役場内)。

固定系遠隔制御局、須賀川市丸田町153番地(須賀川地方広域消防本部内)。

固定系中継局、天栄村大字下松本字原畑78番地(天栄村役場内)。

天栄村大字羽鳥字一本木国有林1114林班は小班(天栄村無線放送施設中継局敷地内)。

固定系屋外子局、村長が必要と認める場所。

固定系戸別受信機、村長が必要と認める場所。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

近年のデジタル通信技術の普及に伴いまして、既存の移動系アナログ無線通信施設の基地 局及び遠隔制御局、中継局、移動局を廃止したため改正するものでございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第11、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例(昭和41年天栄村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「5万9,900円」を「5万7,800円」に改める。

別表第3中「主査及び主任主査」を「係長」に、「1係長の職務」を「課長補佐の職務」 に改め、「2高度な業務を行う主任主査の職務」及び「副課長及び」を削る。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由についてご説明申し上げます。

福島県人事委員会の報告に基づきまして、通勤手当の限度額を改正するものであります。 また、職員の職階級ごとの基準となる職を改め、職務の級とその職責との均衡を図るもので ございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第12、議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年天栄村条例第24号)の一部 を次のように改正する。

附則第4項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の115」」を「「100分の125」とあるのは「100分の112.5」」に改める。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

福島県人事委員会の給与改定の勧告に基づきまして、一般職の期末手当支給割合を6月、 12月それぞれ0.025月分、年間0.05月分引き下げたことから、会計年度任用職員につきましても同様に引き下げるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第13、議案第6号 天栄村特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第6号 天栄村特別会計条例の一部を改正する条例の 制定について。

天栄村特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特別会計条例の一部を改正する条例。

天栄村特別会計条例(昭和39年天栄村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第10号を削る。

附則。

(施行期日)

1項 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2項 この条例による改正前の天栄村特別会計条例第1条第10号の規定に基づく天栄村風力発電事業特別会計に係る未収債権及び未払債務については、一般会計に引き継ぐものとする。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の5ページをお願いいたします。

天栄村風力発電所の民間への譲渡に伴いまして、天栄村風力発電事業特別会計を廃止する ものでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第14、議案第7号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第7号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例 の制定について。

天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村手数料徴収条例(平成12年天栄村条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第18号を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

今般、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営 の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等 の一部を改正する法律(通称デジタル手続法)が令和2年5月に改正となり、番号利用法が 改正、通知カードが廃止されることとなり、執行は公布の日から1年以内に条例で定める日からとされました。

この改正によりまして、通知カードの再交付が不要となるため、当該通知カードの再交付 手数料を規定している本条例第2条第1項の表中、第18号を削除するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第15、議案第8号 天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第8号 天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定について。

天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと する。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村子宝祝金の支給に関する条例(平成7年天栄村条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2子以降」を「第1子以降」に改める。

第3条第2号中「現に」を「第2子以降については、現に」に改める。

第4条第1号中「第2子」を「第1子、第2子」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2項、改正後の天栄村子宝祝金の支給に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後に 生まれた出生児に係る祝金について適用し、同日前に生まれた出生児に係る祝金については、 なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

については第2子と同様の10万円とするもの。

これまで子宝祝金の支給に関しましては第2子以降としておりましたが、少子化の状況を踏まえ、支給要件を緩和し、第1子より支給したいことからこの改正をするものであります。第3条の支給要件につきまして、第2項において第2子の要件を削除し、第4条祝金の額

対象は、令和2年度、今年度ですが4月1日以降に出生された第1子から適用とし、誕生後1年以上住所を有している当該児の父母等へ支給をするものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第16、議案第9号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第9号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり 制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例(平成5年天栄村条例第1号)の一部 を次のように改正する。

第4条中「月額1万円」を「月額1万3,000円」に改める。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料は8ページになります。

これまで、在宅において寝たきり等の高齢者の方を介護している方々へ激励手当を支給しておりましたが、そのご労苦の大きさを鑑みまして、今般、月額1万円としていた手当額を1万3,000円増額する改正でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎延会の宣告

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。 どうもご苦労さまでした。

(午後 3時32分)

3 月 定 例 村 議 会

(第2号)

# 令和3年3月天栄村議会定例会

# 議事日程(第2号)

## 令和3年3月10日(水曜日)午前10時開議

1	議案第10号	天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第11号	天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第12号	天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第13号	天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
		運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
		めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
		する条例の制定について
5	議案第14号	天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
		予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
		基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第15号	天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を
		定める条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第16号	天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例を廃止する条例の制
		定について
8	議案第17号	天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例の一部を改
		正する条例の制定について
9	議案第18号	天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
0	議案第19号	天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定に
		ついて
1	議案第20号	天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
2	議案第21号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について
3	議案第22号	天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
4	議案第23号	太平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
5	議案第24号	令和2年度天栄村一般会計補正予算について
6	議案第25号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
7	議案第26号	令和2年度牧本財産区特別会計補正予算について
	<ul><li>2</li><li>3</li><li>4</li><li>5</li><li>6</li><li>7</li><li>8</li></ul>	2       議案第11号         3       議案第12号         4       議案第13号         5       議案第14号         6       議案第16号         7       器案第16号         8       議案第18号         9       議案第29号         1       議案第21号         3       議案第23号         4       議案第23号         5       議案第25号

日程第18 議案第27号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について 日程第19 議案第28号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について 日程第20 議案第29号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について 日程第21 議案第30号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について 日程第22 議案第31号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について 日程第23 議案第32号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について 日程第24 議案第33号 令和2年度天栄村節易排水処理施設特別会計補正予算について 日程第25 議案第34号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算について 日程第26 議案第35号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について 日程第26 議案第35号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について 日程第27 議案第36号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大	浦	トョ	テ 子	君	4番	小	Щ	克	彦	君
5番	廣	瀬	和	吉	君	6番	揚	妻		男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	大多	頁賀	渓	仁	君	10番	服	部		晃	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 副村長 之 長 添 田 勝 幸 君 揚 妻 浩 君 参事兼 教育長 久 保 直 紀 君 内 山 晴 路 君 総務課長 企画政策 熊  $\mathbb{H}$ 典 子 君 税務課長 櫻 井 幸 治 君 課 長 住民福祉 北 畠 さつき 君 産業課長 黒 濹 伸 君 課 長

教育課長 関 根 文 則 君

\_\_\_\_\_

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局長 小 山 富美夫 書 記 星 千 尋

書記森歩

\_\_\_\_\_\_

#### ◎開議の宣告

○議長(服部 晃君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

### ◎議事日程の報告

○議長(服部 晃君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

\_\_\_\_\_

## ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第1、議案第10号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) おはようございます。

23ページをお願いいたします。

議案第10号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険条例(昭和34年天栄村条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料は9ページになります。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義の部分について改正がなされたため、関連する本条例の附則第2条において同様に定義箇所の改正を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第2、議案第11号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

[住民福祉課長 北畠さつき君登壇]

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第11号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の 制定について。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例(平成12年天栄村条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「3万6,000円」を「3万9,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「5万4,000円」を「5万8,500円」に改め、同項第4号中「6万4,800円」を「7万200円」に改め、同項第5号中「7万2,000円」を「7万8,000円」に改め、同項第6号中「8万6,400円」を「9万3,600円」に改め、同項第7号中「9万3,600円」を「10万1,400円」に改め、同項第8号中「10万8,000円」を「11万7,000円」に改め、同項第9号中「12万2,400円」を「13万2,600円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「2万1,600円」を「2万3,400円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令年3年度から令和5年度」に、「「2万1,600円」」を「「2万3,400円」」に、「、「3万6,000円」」を「、「3万9,000円」」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「「2万1,600円」」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「「2万1,600円」」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「「2万1,600円」」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の天栄村介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、 令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険事業計画及び政令で定めた基準に従って決定されることとなっており、このたび介護保険事業計画策定委員会において令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画が承認されましたので、当該計画に基づき保険料を資料のとおり改正するものでございます。

なお、これまで消費税率改正に伴い、低所得者の保険料軽減対象範囲拡大を行っておりましたが、令和3年度から令和5年度につきましても第3条第1項第1号から第3号までの被保険者に関し、保険料率の軽減を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第3、議案第12号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第12号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年天栄村条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準(第196条-第202条)」を「第4節 運営に関する基準(第196条-第202条)第10章 雑則(第203条)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

第3項 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第4項 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「いう。」の下に「第6条第5項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の下に「第6条第5項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の下に「第6条第5項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の下に「第6条第5項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の下に「第6条第5項第6号、」を加え、同項第5号中「いう。」の下に「第6条第5項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の下に「第6条第5項第8号中「いう。」の下に「第6条第5項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

第8号 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

第5項 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

# (業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期 的に実施しなければならない。

第3項 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直 しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

第3項 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

第2号 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びま ん延の防止のための指針を整備すること。

第3号 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定 期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

第2項 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発 を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

第2号 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための 指針を整備すること。

第3号 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

第4号 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」及びただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「とする。」及びただし書を削り、同条に次の5項を加える。

第3項 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

第4項 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- 1 指定短期入所生活介護事業所
- 2 指定短期入所療養介護事業所
- 3 指定特定施設
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- 6 指定地域密着型特定施設
- 7 指定地域密着型介護老人福祉施設
- 8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 9 指定介護老人福祉施設
- 10 介護老人保健施設
- 11 指定介護療養型医療施設
- 12 介護医療院

第5項 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

第6項 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

第7項 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がない ときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないこと ができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

第8号 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連

携を」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提 供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を」 に改め、「ときは、」の下に「村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指 定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、」を、「当該他の指定訪問介護事業所」の下に「等」 を加え、「訪問介護員等」を「従業者」に改め、同条第3項中「前項」の下に「本文」を加 え、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第32条第2項ただし書 の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の職務を行うことにつき村長に認められている場合に限る。)であって、利 用者の処遇に支障がないときは、」を「オペレーションセンターサービスについては、」に、 「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定 夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。」を「複数の指定夜間対応型 訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連 携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。」 に改め、同条に次の1項を加える。

第5項 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

第2項 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、同条前段中「、第40条及び」を「及び 第40条から」に改め、第41条の下に「まで」を加え、同条中「第33条及び第34条中」を「第 32条から第34条及び第40条の2条中」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

第10号 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護

師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員(法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

第4項 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域 住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号 に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

第1号 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

第2号 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第3号 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につい て当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の下に「、第32条の2」を、「第38条まで」の下に「、第40条の2、」を加え、「第34条中」を「第32条から第34条及び第40条の2中」に改める。

第59条の20の3中「第28条」の下に「、第32条の2」を、「第38条まで」の下に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2から第34条及び第40条の2」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

第9号 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「管理委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の下に「、第32条の2」を、「第38条まで」の下に「、第40条の

2から」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の下に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の下に「、第101条第9項」を加える。

第66条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指 定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業 所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第73条中第10号を第11条とし、第9号の次に次の1号を加える。

第10号 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の下に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「、第40条の2から 第41条」に改め、「従事者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、」の下に「第 32条の2から」を加え、同条後段中「第34条」の下に「及び第40条の2」を加える。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

第10号 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

第2項 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、村が認めた日から村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(村が次期の村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の下に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条」に改め、「看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」の下に「、第32条から」を加える。

第110条第1項中「除く。)をいう。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項本文中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

第9項 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

第1号 外部の者による評価

第2号 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の下に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」 を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

第7号 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

第4項 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の下に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条」に改め、「規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の下に「第32条第5項、第32条の2第2項、第33条第3項及び」を加え、同条後段中「第34条」の下に「及び第40条の2」を加え、同条中「第6章第4節」と」の下に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは」介護従事者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

第9号 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

第5項 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の下に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条」に改め、「場合において、」の下に「第32条第5項、第32条の2第2項から」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定 地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者 の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福島県条例第81号。以下「福島県指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第42条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(福島県指定介護老人福祉施設基準条例第51条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、」を削り、同条第8項各号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「施設」の下に「生活相談員、」を加え、同条第13項中「施設の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が 参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なけれ ばならない。)」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

## (栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を 図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画 的に行わなければならない。

# (口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態 に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

第8号 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者 その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため に必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

第4項 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関 係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環 境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

第4号 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の下に「、第32条の2」を、「第38条」の下に「、第40条の2」を、「要介護認定」と、」の下に「第32条第5項、第32条の2第2項から」を加える。

第180条第1項第1号イ(2)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改め、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

第9号 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准 看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格 を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講 させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

第5項 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の下に「、第32条の2」を、「第38条」の下に「、第40条の2」を、「要介護認定」と」の下に「、第32条第5項、第32条の2第5項、第33条第3項」を加え、同条後段中「第34条」の下に「から第40条の2」を加える。

第202条中「第28条」の下に「、第32条の2」を、「第40条」の下に「、第40条の2」を、「規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」の下に「、第32条第5項、第32条の2第2項、第33条第3項」を加え、同条後段中「第34条」の下に「、第40条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雜則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第58条、第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において

準用する場合を含む。) 第115条第1項、第136条第1項、第155条第1項(第189条において 準用する場合を含む。) 並びに次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。) により行うことができる。

第2項 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、第31条、第55条、第59条の12(第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「虐待防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過 措置) 第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項(第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(第59条の20、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項 (第59条の20、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、 第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、 これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第151条第1項及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって。改正前の天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室等については、なお、従前の例による。

#### (栄養管理に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2(第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

# (口腔衛生の管理に係る経過措置)

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3 (第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第 1項(第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中 「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める 措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第3項第3号(第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正は、本条例の基準であります国の指定居宅介護サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。 説明資料の11ページから40ページにかけて改正内容がございます。

主な改正内容ですが、本条例の第2章から第9章にかけて地域密着サービスの種類ごとに 規定が定められております。今回は全サービス共通の改正とそれ以外の改正がございます。

まず、全サービス共通の改正につきましては、従業者へのハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用を認め、利用者等への説明記録等保存における電磁的対応の追加等について定められております。

加えて、3年間の経過措置がある改正としまして、感染症や災害が発生した場合であって も必要なサービスが継続的に提供できるよう業務継続計画を策定することや、感染症の予防 及び蔓延防止のための措置、委員会、指針の整備、研修、訓練の実施、そして虐待防止につ いて委員会や指針の整備、研修、担当者の義務づけなどが定められております。

また、事業所によりまして、認知症介護基礎研修受講の義務づけや管理栄養士の配置、口腔衛生管理の義務づけなど、同じく3年間の経過措置がございます。

その他、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減を図るため、他業務との兼務を認める等、人員配置基準の緩和やグループホームの業務効率化を図るためユニット数を2としていた規定を3まで認めることとし、個室ユニット型施設では1ユニットの定員をおおむね10人以下から、15人を超えないこととするなどが定められているものであります。

主な改正内容につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろ しくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時5分まで。

(午前10時48分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

# ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第4、議案第13号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 50ページをお願いいたします。

議案第13号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (平成25年天栄村条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第86条-第89条)」を「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第86条-第89条)」第5章 雑則(第90条)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

第3項 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第4項 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを 提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の下に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の下に「及び第70条第9項」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内に ある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

第10号 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第1項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型 通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定 する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

第4項 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型 通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応 型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置 を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時に おいて、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

第3項 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

第2項 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

第1号 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

第2号 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。

第3号 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型 通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実 施すること。

第32条に次の1項を加える。

第2項 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的 に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底 を図ること。

第2号 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針 を整備すること。

第3号 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型 通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

第4号 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表中「福祉施設」の下に「、指定介護福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「もの(以下」の下に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改める。

第49条中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

第10号 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

第2項 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、村が認めた日から村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当た

って、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第64条中「第28条」の下に「、第28条の2」を加え、「第36条まで、第37条(第4項を除く。)から」を削り、「第39条まで」の下に「(第37条第4項を除く。)」を、「規程」と、」の下に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第70条第1項中「除く。)をいう。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項 に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第70条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に 改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

第9項 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第71条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテラ

イト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本 体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第77条第3項第1号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第78条中「密着型介護予防サービス」の下に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介 護を除く。)」を加える。

第79条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

第7号 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第80条に次の1項を加える。

第4項 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者 の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければな らない。

第85条中「第26条」の下に「、第28条の2」を加え、「、第37条(第4項を除く。)、第38条、」を「から」に改め、同条前段中「第39条」の下に「まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)」を加え、同条中「規程」と、」の下に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第86条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

第1号 外部の者による評価

第2号 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価 本則に次の1章を加える。

#### 第5章 雑則

(電磁的記録等)

第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第2項 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの 提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」と いう。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定される ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方 法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によること ができる。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の天 栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以 下「新条例」という。)第3条第4項及び第37条の2(第64条及び第85条において準用する 場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講 じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過 措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項(第64条において準用する場合を含む。)及び第80条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどの議案第12号と同様に国の基準の改正によるものでございます。 説明資料につきましては、41ページから53ページにかけて改正でございます。

主な改正内容についてですが、こちらの条例は3つの地域密着介護予防サービスの種類ご とに規定が定められております。ほぼ先ほどの12号と同様の内容になります。

そのほかにつきましては、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減を図るため、人員配置基準の緩和や他業務との兼務を認めること、グループホームの業務効率化を図るためユニット数の上限を2から3までに認めることとし、サテライト型事業所基準の創設及び夜間体制の緩和を行うものであります。

主な改正内容につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第5、議案第14号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第14号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年天栄村条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)」を「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)第6章 雑則(第36条)」に改める。

第1条に次の2項を加える。

第2項 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第3項 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

第6号 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

第4項 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

第3項 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が 発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

第2号 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第3号 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

第2項 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護 予防事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項 の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の 各号に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するととも に、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

第2号 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第3号 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

第4号 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第7条(前条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第2項 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2項 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の天 栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第1条 第5項及び第29条の2(第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第20条 (第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次 に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努 めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に 関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3項 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2 (第35条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう 努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過 措置)

第4項 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2 (第35条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどの議案12号、13号と同様に国の基準の改正によるものでございます。

説明資料の54ページからお願いいたします。

主な改正内容ですが、第1条の基本方針では、利用者への人権擁護や虐待の防止の体制整備の規定を、中段、前条と同様の改正でございます。第36条では、利用者への説明の記録や交付等について書面だけではなく、電磁的な記録、パソコン等で処理されるハードディスクやCD、DVDなどの対応も認めるものでございます。

主な改正内容につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第6、議案第15号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第15号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年天 栄村条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第31条)」を「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第31条)第5章 雑則(第32条)」に改める。

第2条に次の2項を加える。

第5項 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな らない。

第6項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効 に行うよう努めなければならない。

第4条第2項中「専門員」の下に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第5条第2項中「できること」の下に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第14条第9号中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第18号の次に次の1号を加える。

第18号の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度額基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を村に届け出なければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

第6号 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

第4項 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知 するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

第2号 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第3号 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第23条に次の1項を加える。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅 介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の

各号に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するととも に、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

第2号 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第3号 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

第4号 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。)及び第14条第25号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第2項 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(施行期日)

附則。

第1項 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条第18号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

第2項 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項「第4条第2項」とあるのは、「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事

業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第4条第2項」と、「介護支援専門員を第4条第1項に規定する」とあるのは、「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

第3項 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の天 栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」 という。)第2条第5項及び第28条の2(第31条において準用する場合を含む。)の規定の 適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」 とし、第19条(第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの 規定中「、次に」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定 めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止 のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第4項 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2 (第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過 措置)

第5項 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2 (第31条 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正は、議案第12号から14号と同様に国の基準の改正によるものでございます。 説明資料の58ページからお願いいたします。

主な改正内容ですが、第2条の基本方針では、利用者への人権擁護、虐待防止への体制整備の規定、第4条では令和3年4月1日以降、主任介護支援専門員が管理者となる旨を規定、ただしその確保が難しい場合、また今年度末時点で主任等でない者の場合は令和8年度まで猶予される旨の規定を、第5条及び第18条の2では、質の高いケアマネジメントへの推進を規定し、令和3年10月1日からの施行を、第20条では従業者へのハラスメント対策の推進を規定しております。

その他につきましては、これまでの議案12号から14号と同様の内容でございます。

主な改正内容につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前11時48分)

○議長(服部 晃君) 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

## ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第7、議案第16号 天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例 を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 議案書の75ページをお開きください。

議案第16号 天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例を廃止する条例の制定について。 天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するもの とする。 令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例を廃止する条例。

天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例(平成14年天栄村条例第5号)は廃止する。 附則。

この条例は、令和3年3月22日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

こちらの基金条例につきましては、村内の新エネルギー導入促進と利活用施設の整備に要する資金及び天栄風力発電所の管理運営に要する資金を積み立てるため、平成14年3月に施行されました。令和2年の3月に天栄風力発電所については運転を停止し施設を廃止したことから、当該基金につきましても目的がなくなり廃止するものでございます。

なお、当該基金につきましては、基金廃止後、天栄村風力発電事業特別会計に繰り入れ、 その後、一般会計に繰り出すものでございます。

説明につきましては以上です。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番(小山克彦君) 昨年度、菅総理大臣が発足して、その施策の一番中心の中に2050年ノーカーボン、炭素ゼロ社会の構築というところで、世界に向かって発出したと思うんです。

その流れで、国は今年になってからいろいろな炭素社会実現、ノーカーボン社会の実現のためにいろいろな計画練って、福島県も今年になっていろいろ新聞見ていますけれども、各町村にそういうふうな流れの中で、施策どういうふうにするのかというようなことが多分来ているのかな、まだ来ていないのかが分かりませんが、浜通りの町で広野町でノーカーボン宣言の町というのをいち早く出しましたよね。

村のほうには、今、県のほうからそういった新エネルギーじゃなくて再生可能エネルギー やノーカーボン社会の構築に向けてのそういう情報というか、そういう指示というか、問合 せというか、そういうのは来ていますか。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

今ほどのノーカーボン、カーボンゼロというようなことだったんですけれども、私の知る 限りではそういった指示、それから文書等については確認しておりません。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) いまだ来ていないということなんでありますが、恐らく世の中の世界

的、国の流れ、県の流れとして、今後はノーカーボン、脱炭素社会に向けた取組というのが 好むと好まざるになく、多分やんなくちゃいけないというようなことだと思うんですけれど も、村長、この脱炭素社会、ノーカーボンゼロの社会に向けて、今現時点で考えていること ってありますか。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

やっぱり民間の業者のほうが多分その動きは早いかと思うんですが、村にも問合せが二、 三ございました。小水力発電であるとか、またあとは木質バイオマスガス発電、ぜひ天栄村 でやりたいというようなお話をいただいて、私もこれからは国がそういう方針であれば、こ ういうこともやっぱり必要になるなという思いでいろいろと調査をしていった中で、売電す る電気、引き受けるほうの送電線、このキャパがいっぱいなのです。

福島県内で言えば浜通りの北部一部だけしか受入れができないというような状況で、実際、村としても今後は脱炭素、これもやっぱり必要になるなという思いで私も進めようと思ったんですが、現実的には今の状態ではできない状態なんです。

これは、先日、県の町村会の役員と内堀知事との意見交換があった中で、私もそのことについてキャパがいっぱいだと、知事もそれはよく承知していて、脱原発の中で、じゃ県としてはどうするんですかと、県としてもそれは課題だというふうなお話でしたので、そういう環境が整えば村としてもそこに対応していく、今の時点ではなかなかそれがないというような状況なものですから、今、足踏みの状態でございます。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) よく分かりました。

今の現状ではそういう状況なんですけれども、将来的に恐らく火力発電、炭素のエネルギーというのはもうほとんどなくなり、原子力発電所、それから再生可能エネルギー、それから水素エネルギー、そういうふうなものが必ず必要になってくると思う。

天栄村というのは、今まで20年間、村営の風力発電で今、基金に3億円ぐらいありますけれども、そういった実績があるわけですよね。必ずそういうものが必要になると、多分そういう風力とか、あとは太陽光とか水力、小水力発電とか、これ必ず必要になるかと思うんです。それから、脱炭素社会というのは、もちろんその反対にエネルギー、電気を生み出すということも大事だし、炭素消費量を減らすという、そういう取組も大事だと思うんです。

提案なんですけれども、これせっかく天栄村が20年かけてこの風で生まれた、生み出した 基金、これ、これ廃止しないで今後のそういった社会、脱炭素のための基金として新エネル ギー、再生可能エネルギープラス脱炭素のためのいろんな取組、こっちのほうに使えるよう なこれは基金でもあるわけですから、今は差し当たって財調約7億円ぐらいある、差し当たってこの3億円わざわざ一般会計に移さなくてもいいんじゃないかなと、そのための基金をこのまま再生可能エネルギー、脱炭素社会の構築のために残しておいて、これはいつでも要らなくなったら廃止して一般会計に移せるわけですから、これなくなって、なくして後からそういう予算をつくるとなるとこれまた大変だし、やっぱり天栄村そういう歴史があるということをこれ外にアピールするものやっぱり大事だと思うんです。

このストーリーというか、もう20年来こういう風力でやってきたという、こういうストーリーというのはやっぱりこれから大事であって、すごい簡単なストーリーなんで、これはぜひこのまま残して今後のそういった新しいエネルギー革命の基金として、私は残すべきだなと思うんですけれども、村長どう思いますか。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

ご提案は十分分かります。私もこれまでの経過を見てきまして、風力発電、風車設置する場合、これも一般財源から基金として持ってきたというような状況でございますので、一度廃止というような方向になれば、一度やっぱりこれは一般のほうに回して、またこの新たにまたそれを構築する場合には、また議会議員の皆様方にご相談を申し上げながら方向性は決めてまいりたいというような思いでございます。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) 今、村長がおっしゃられたことも分かるんですが、やっぱり何ていうのかな、これから多分県とかに各町村でそういった取組を多分構築しなさいみたいなことが来ると思うんですよ。

そのときに、天栄村はいち早くこういう基金があって、これを活用してそういった社会を つくるんだという一つの柱みたいなのを、もうそれだけで一つの何ていうかプログラムがで きているような、そういう意味合いもあると思うんです。

ですから、これを一旦なくして、また新しくつくればいいと言われますけれども、それだとその流れというのがなくなっちゃうと思いますんで、差し当たって今すぐ資金がないから一般会計に組み入れてどうのこうのという話じゃないと思うんです。

ですから、このままこの新エネルギー導入というのを基金を残しておいて、そういうものに使うという、私はそれはありだと思うんですけれども、そういうふうに思います。どう思いますか、もう一回。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

議員のおっしゃることも分かりますが、私たちもここに至るまでにはやっぱりいろいろ熟慮をしてまいりましたので、ここは一度また元に戻すというような中で、今後の方向性については新たにまた一つずつ議会議員の皆様方にご相談を申し上げて、また方向性も決めていくというようなことで一度はまた戻すというような進め方がいいというようなことで私は判断させていただきました。

○議長(服部 晃君) ほかに質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、小山克彦君。

- ○4番(小山克彦君) 私はこの議案の第16号、廃止することには反対で、これはこのまま残しておく、新しいエネルギー政策に反映するべきだと思いますので、反対いたします。
- ○議長(服部 晃君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

発言はありませんか。

[発言する声なし]

○議長(服部 晃君) ほかに討論はありませんか。 3番、大浦トキ子君。

- ○3番(大浦トキ子君) 私は、今の小山議員がおっしゃられました一般財源に戻すということに対して、やっぱり基金は残しておくべきだという村長と反対の意見述べられましたけれども、小山議員の考えに賛成します。
- ○議長(服部 晃君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(服部 晃君) 着席お願いします。

暫時休議いたします。

(午後 1時45分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時47分)

○議長(服部 晃君) 起立多数により、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第8、議案第17号 天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長(星 裕治君) 77ページをご覧ください。

議案第17号 天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例の一部を改正する条例 の制定について。

天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをご覧ください。

天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例(昭和58年天栄村条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「2 入浴料」を削り、「3 創作室等使用料」を次のように改める。

2 創作室等使用料

別表に次のように加える。

調理室、2,060円、510円。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の63ページをご覧願います。

コミュニティセンターの入浴室廃止に伴い、下段現行の2、入浴料を削り、このたび入浴室を調理室に変更しましたので、調理室の使用料を加えるものであります。

以上、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第9、議案第18号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 議案第18号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定 について。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例。

天栄村村営住宅等条例(平成9年天栄村条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(連帯保証人の限度額)

第9条の2 前条第1項の規定により入居決定者の連帯保証人となる者が保証する限度額は、当該入居決定者の入居に際して算出された家賃の12月分に相当する額とする。

第49条中「第9条」の下に「、第9条の2」を加える。

別表(第3条関係)2 定住促進村営住宅の13号棟の項を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、民法の改正により連帯保証人が保証すべき限度額を定めることが義務づけられたためであります。また、定住促進村営住宅におきまして13号棟を払下げしたため、条例の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、説明資料の65ページをお願いいたします。

第9条の2を新設し、連帯保証人が保証する限度額を設けるものであります。

第49条中に「、第9条の2」の文言を追加するものであります。

別表の中から13号棟を削るものであります。

13号棟におきましては、村が建築してから13年が経過しており、入居者より本条例及び施行規則に基づき定住促進村営住宅の払下げ申請がございました。過日、審査委員会に諮問をし、払下げの承認を受け、払下げとなったところでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上 げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第10、議案第19号 天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) 81ページになります。

議案第19号 天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。 天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす

る。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例。

天栄村学校給食センター設置条例(昭和56年天栄村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(実施の対象)

第3条 学校給食センターによる、給食の対象は、村立の小学校、中学校及び幼稚園の児 童、生徒、幼児並びにこれらの機関に属する職員とする。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料66ページをご覧ください。

現行条例におきましては、給食センターによる給食の対象が広戸、大里、牧本小学校、それから天栄中学校及び天栄幼稚園となっておりました。

なお、今年度までは湯本地区におきましては、湯本小学校において給食を作って配給して おりました。

今回の改正で、令和3年度からは給食センターによる給食の対象を村内全ての小中学校及 び幼稚園と改めるものとし、湯本地区の施設を含めて給食センターが給食を配給するもので ございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番(小山克彦君) 4月から学校給食センターで調理したものを湯本中学校、湯本小学校

に配送するということになるかと思うんですけれども、それで間違いないですか。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

今ほどご質問ありましたとおり、湯本小学校、湯本中学校、それから湯本幼稚園に対しま して、学校給食センターで作ったものを運搬して配給してまいりたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) それで、調理したものを片道恐らく40分から50分、そんなにスピード 出さないで1時間ぐらいかかるかとは思うんですけれども、やはり食べるものですからその 安全性、配送の安全性というのはすごい重大になると思うんですけれども、配送のやり方と いうのは例えば道具とか車とか、どういうふうな形で配送を行うのか説明願います。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

現在、給食センターにおきまして本庁管内の給食、各小学校、まず小学校に回って小学校 分を配給しているわけでございますが、その時間と同じぐらいの時間で湯本には到着するよ うな予定になっておりまして、今現在、配送している給食車とは別に1台新たに湯本地区用 の車で配送する予定でございます。

道具につきましても、食器等につきましてもその分を準備いたしまして対応していきたい と考えております。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) 新しい車、それから道具と言われましたが、心配なのは要は真夏ですと車の中だともう30度、40度とか、そういう衛生状態というのは非常に気になるわけですけれども、その車というのは例えば保冷車か冷蔵車とか、ただの保冷車なのかとか、あと運搬の器具にしても単なる、何ていうの、発泡スチロールみたいなのでポンとやるのか、それともきちっとしたやつでやるのか、その辺まで詳しく知りたいんです。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

まず、運搬する食器を入れる容器に関しましては、食器保管庫のような専用の給食専用の保管庫に入れまして、車は普通の自動車に、乗用車になりますが、衛生上はそういった専用の保管庫に入れて運ぶため問題ないと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) 専用の保管庫というのは断熱系なんで、車が普通の車という保冷車でも冷蔵庫でもない普通の車でも大丈夫なんですか、温度管理というのは。本当に1時間ぐらいかかるんで、そこで菌が発生したりとか、私、食品衛生指導員やっているものですから、その持っていく間に菌が発生したりとか、そういうのが一番心配なのです。それをきちっとやってもらわないと子どもたちの体のことが心配なんで、それをきちっとやれる道具なんですか、じゃ。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

今現在、本庁管内で給食配送している給食のトラックに関しましても、特に保冷的な機能があるわけでもございませんので、通常のやはり今回、湯本に運ぶような保管庫に入れまして運んでいる状況でございます。同時刻、同時間ぐらいで運べる予定でございますので、その辺は問題ないかと考えております。

[「取りあえず、分かりました」の声あり]

○議長(服部 晃君) ほかに質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第11、議案第20号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の 指定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第20号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の 指定について。

次の団体を天栄村デイサービスセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称。天栄村デイサービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称。社会福祉法人岩瀬福祉会、理事長、正木正秋。
- 3、指定期間。令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村デイサービスセンターの指定管理の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から令和6年3月31日までの3年間の指定管理について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の応募は、昨年の11月16日から12月15日までの1か月間行いました。応募者は 社会福祉法人岩瀬福祉会1社でございました。去る2月4日に天栄村指定管理者選定委員会 が開催され、本施設の指定管理者に社会福祉法人岩瀬福祉会が選定されたことから本案を上 程するものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

- ○6番(揚妻一男君) 指定管理のこれも含めて、これ3つ続くんですが、管理料も書いてないんですが、幾らになっているんですか。
- ○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

天栄村のデイサービスセンターについては、指定管理料は発生しておりません。

- ○議長(服部 晃君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 分かりました。次にありますが、当然この次からは発生すると思うんですが、説明のときに説明するようにお願いします。

○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第12、議案第21号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理 者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 84ページをお開きください。

議案第21号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者に指定したいので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称。天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場。
- 2、指定管理者となる団体の名称。株式会社天栄村振興公社、代表取締役社長、田代嘉宏。
- 3、指定期間。令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理の指定期間が本年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から令和6年3月31日までの指定管理者の指定について、地方自治法

の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の募集は、昨年11月16日から12月15日までの1か月間行い、応募者は株式会社 天栄村振興公社1社でございました。去る2月4日に天栄村指定管理者選定委員会が開催さ れ、本施設の指定管理者に株式会社天栄村振興公社が選定されたことから本案を上程するも のでございます。

なお、指定管理料につきましては、これまでより50万減額した400万となります。 説明につきましては、以上でございます。審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ ます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第13、議案第22号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 85ページをお開きください。

議案第22号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者に指定したいので、地方自治

法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称。天栄村農林水産物直売食材供給施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称。株式会社天栄村振興公社、代表取締役社長、田代嘉宏。
- 3、指定期間。令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由のご説明を申し上げます。

天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理の指定期間が本年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から令和6年3月31日までの指定管理の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の応募は、昨年11月16日から12月15日までの1か月間行い、応募者は株式会社 天栄村振興公社1社でございました。去る2月4日に天栄村指定管理者選定委員会が開催さ れ、本施設の指定管理者に株式会社天栄村振興公社が選定されたことから本案を上程するも のでございます。

なお、指定管理の委託料については、この当該施設は発生いたしません。

説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

- ○8番(熊田喜八君) この株式会社天栄村振興公社になっていますんですけれども、この株式の株主というのは何名ぐらいいるんですか、今現在、そしてどのような内容になっているんだか、株式の内容。たしか、これ村からも委託料か何か払っていますよね。それは現在、幾ら払っているんだか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

株式会社天栄村振興公社の株主については、天栄村、それから天栄村商工会、それから J A 夢みなみの以上でございます。

〔発言する声あり〕

- ○産業課長(黒澤伸一君) 委託というか、出資金……
- ○議長(服部 晃君) 出資金じゃなくて、あれ委託料だべ。委託料ゼロならゼロって。
- ○産業課長(黒澤伸一君) 今回の指定管理の委託はゼロでございます。

指定管理の委託ではなくてということですか。

[「村が出資しているでしょう」の声あり]

○産業課長(黒澤伸一君) 出資ですか。

失礼しました。株式の出資金につきましては、村3,000万円、それから商工会が100万円、 それからJA夢みなみが100万円でございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) これ21号も22号も同じなんですけれども、代表取締役が、そうすると 私が聞きたいのは、株式会社になっているでしょう、株式会社、そうすると天栄村も株主に なっているわけだ。あと商工会、農協。赤字になった場合には、それは今現在はこれは黒字 経営なんですか、赤字経営なんですか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

昨年の第4期の決算につきましては、最終利益が11万8,743円の黒字決算となっております。

[「もう一回言ってくれる」の声あり]

○産業課長(黒澤伸一君) 11万8,743円の黒字決算となっております。

こちらの議会においても何度かお話に上がりましたが、令和元年に初めて黒字転換したというようなことで、その以前のものについてはちょっと今すぐは数字は出ないんですが、その前は収支は赤字決算でございました。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 私の聞きたいのは、その村からの委託金とか出資金があるでしょう。 それがあるから黒字なのか、なかったらどうなるのかという、そこを聞きたいんですよ。だ から、出資金が幾らで、そしてその出資金があって黒字なのか、なかったらば赤字なのかと、 そこを聞きたいんですよ。
- ○議長(服部 晃君) 暫時休議します。

(午後 2時17分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時20分)

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お時間をいただきありがとうございました。

先ほど黒字の決算というお話をしたんですが、これはあくまでもスキー場の指定管理料、 年間900万円とそれからオートキャンプ場の指定管理料450万が入っての黒字というような計上でございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) そうすると、これスキー場入ってないけれども、スキー場はあれが違うということになるんですね、時期が。一緒に入っていないということなの、これ。

例えば、これここにスキー場も入っているわけでしょう。スキー場も含めてのそして十何 万黒字ということでしょう。ということは、村からスキー場に対して900万、オートキャン プ場に450万、ということは1,350万の約、赤字になっているということですよね。

そこで、村長にお聞きしたいんですけれども、このオートキャンプ場とスキー場、これがずっとやっている経営している場合には、今のこの振興公社というのは株式会社という名前だけであって、株式会社じゃないでしょう、これ。村が本当に出資金出しているから経営が成り立っているだけでないですか。今後、これをいつまでもずっと続けていくんですか、村は、毎年これだけの1,350万の出資金を毎年出して、その後ずっと続けるということなの。

これはやっぱりスキー場とオートキャンプ場というのは考える時期じゃないですか。その辺の村長の考えをお聞きしたいです。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、指定管理料が入っていなければもう当然これは赤字になると、ただこれが村が本体で経営していけば、それ以上かかるというようなことで指定管理制度をもって委託してきた経過がございます。そして、またその株式会社、村、商工会、JAで出資して株式会社天栄村振興公社として今経営をしています。

キャンプ場は今ブームもありまして、キャンプ場自体何とか利益も出てきていますし、スキー場については今回、指定管理者の指定に乗せてなかったというのは、温暖化の影響もあり、このコロナ禍の状況でなかなか誘客につながってこないという状況がありました。

また、その施設の老朽化もありまして、スキー場がまた運営するまでの期間があるというようなことで、今回はキャンプ場とこの農林水産物直売施設を2つ、ご提案を指定管理として結んだわけでございますが、スキー場については、今後、3月末で一旦閉めて、その中で方向性を検討して、また新たなものになるのか、今後どうするのかというようなことはまたご提案していきたいというようなことでございます。

○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。

○8番(熊田喜八君) 説明は分かりましたけれども、村民に負担かかっているわけですから、 なるべくこの辺は決断のほうを早くしてもらいたいと思います。

以上です。

- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありませんか。 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) スキー場の件でなんですけれども、一旦3月いっぱいで閉じるということなんですが、その次の段階までその新たに指定管理を指名するのか、その間のその管理というのはどこなの、村で、ほっとくわけにはいかないでしょう、そこのスキー場の施設を。その辺どうなんですか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

いわゆる指定管理をしない間のスキー場の固定費、こちらにつきましては、今般の一般会 計の予算のほうで村のほうで管理すると、指定管理するまでは村で管理するということで見 させていただいております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 今後のそのスキー場の指定管理の指定につきまして、このやる、やらないはどういった観点で判断するんでしょう。
- ○議長(服部 晃君) ただいま大須賀渓仁君よりありました質問は、議案第22号に直接関係 はございませんが、しかしこの指定管理の指定が提案された場合、必ずセットで提案されて おりますので、各議員が関心を持っている案件であります。

したがって、特に関連質疑を認め、執行部に提案されない理由の答弁を求めます。 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) ただいまの質問にもお答えいたします。

このスキー場に関しましては、この今年度、今シーズン、指定管理料を村のほうで出してこれまでは何とか黒字になりましたが、今般は新型コロナウイルス感染症、そして2月13日に発生した福島沖の地震によりまして、スキーヤー、お客さんががくっと減った状態で、このまま行けば間違いなく赤字になるというような今、状況なんです。

それと、スキー場の営業についても、今週末、土曜日には雨になるというようなものですから、これまでの中での営業はもう今週末ぐらいまでになるのかなと。

今もどうしても地温が高い関係で、雪が解けてしまうというような状況もあります。それ といろいろこれ判断に迷ったんですが、昨年、これはなかなか営業して分からなかったとこ ろがあったんですが、リフトがやっぱり老朽化してきているものがあるというようなことで、この安全面もちょっと点検もしなくちゃなんないと、そういったところ、それと今度はリフトを操作する操作盤、こちらももう代替のものがないということで、メーカーからもそういう話が来ているんです。

それによって、この温暖化、そしてこのコロナの状況見て、もう間違いなくまた赤字になってしまう中で指定管理はなかなか結べないのかなという思いの中で、3月末、その中で精査して、それからリフトの状態、このコロナの状況、それから方向性を議会議員の皆様方とご相談をさせていただきながら決めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 了解しました。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありませんか。6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) スキー場、これからまだどうなるか分からないということですが、スキー場を今までやる、スキー場を開場するために職員を、職員というか社員を採用、正社員として何人か採用していると思うんです。そういった社員というか、職員の方はこの止めている間、どういうふうなことをさせるんですか。村で管理しているんですか、それとも振興公社に任せるんですか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。 ○
- ○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

振興公社のスキー部門のいわゆる正社員のことだと思うんですけれども、こちらにつきましては、間もなく3月の末からオートキャンプ場が始まりますので、そちらのほうに配置してというようなことを伺っております。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

- ○議長(服部 晃君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) そうすると、社員のことについては、問題なく進めることができるということでよろしいんですね。分かりました。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) 今までですと、スキー場の指定管理料900万、それからキャンプ場の 450万、それと季の里天栄の指定管理料はゼロということで、それで3つを合わせてやりく りしていったというふうなことだと思うんですけれども、今回、スキー場の900万、これは ないとすると、この季の里天栄は指定管理料ゼロということだと、これ今シーズンというか、

3年間、取りあえず今シーズン、これやっていけるんですか。

だから、これ季の里天栄の指定管理料、これゼロでやっていけるんですか。何かそっちの ほうが心配になってきたんですけれども、どうですか。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

季の里天栄につきましては、利用料金の収入のみということで、村から指定管理料は支出せずにいわゆるその中のお客さんとかの売上げのみで管理経費を賄うというような方法でやっていただくというようなことのいわゆる指定管理の方法で、何というのですかね、いわゆる指定管理料を払って村のほうでお願いして全くただでやっていただいたり、それを儲けのほうと併用したりというような形と、全く指定管理料が発生しないというような方法を採用している指定管理施設があるんですが、季の里天栄については全てそちらの季の里の中の経費で賄うということで、今回も株式会社振興公社のほうからそういった条件で応募していただいておるところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) そういうことでやっていけるんだったらば、了解しました。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第14、議案第23号 太平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の

変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長(熊田典子君) 議案第23号 太平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変 更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条の規定に基づき、大平辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

提案理由をご説明申し上げます。

昨年の3月定例会でご承認をいただきました大平辺地総合整備計画につきまして、変更が 生じましたので第1次変更計画を作成したため、再度上程し、議会の承認を求めるものでご ざいます。

87ページの計画書をお願いいたします。

下線部分が変更点でございます。3番目の公共的施設の整備計画の欄をお願いいたします。こちらの施設名の欄ですが、上から4つにつきましては変更ございません、一番下の地上デジタル放送通信基盤整備ですが、当初は国道118号線の鳳坂トンネルの整備に伴いトンネル内に光ファイバー設備を整備する予定でしたが、トンネル内を通すのではなく新たに地デジ放送の通信基盤設備を新設することに変更いたしました。

工事内容の変更に伴い事業費が1億1,000万円から4,000万円に変更となります。また、それに伴い合計額もそれぞれ7,000万円減額となります。

以上が変更点でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

2時50分まで休みます。

(午後 2時37分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時50分)

# ◎議案第24号の上程、説明

○議長(服部 晃君) 日程第15、議案第24号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第24号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について ご説明申し上げます。

令和2年度天栄村一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,797万7,000円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,346万9,000円とする。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

95ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費であります。これらの事業を翌年度に繰り越すこととするものでございます。

各事業の内容につきましてご説明いたします。

テレワーク環境構築事業は、コロナ禍において職員が自宅等で業務を行うためのネットワーク環境の構築。

新生児臨時給付金事業は、令和3年3月31日までに出生した新生児への給付金。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種にかかる体制の整備。

除染土壌等仮置場原形復旧事業は、丸山地区仮置場の原状復旧工事。

農業水利施設保全合理化事業は、鈴ケ崎堰及び用水路、飯白堰及び用水路の農業水利施設の機能保全計画策定業務。

農村地域防災減災事業は、北小屋池のため池耐震性調査業務。

ふくしま森林再生事業は、中郷地区、東矢中入、大里地区、八石の森林整備業務及び現場 管理業務。

新型コロナウイルス感染症対策支援金事業は、コロナ禍で売上げが落ち込んでいる村内企業に対して経済的な支援。

新型コロナウイルス感染症対策相談体制支援事業は、天栄村商工会と連携して、国県、村の各種支援制度活用等に対する相談体制の整備。

新型コロナウイルス感染症対策学生生活応援事業は、帰省を自粛している学生に対して村 特産品の支援をするものです。

地元産品ふるさと小包事業は、コロナ禍で来村できない方などに対し、天栄村観光協会の インターネットサイトを活用して地元産品を販売。

社会資本整備総合交付金事業は、児渡・滝田線の道路改良工事及び黒沢2号橋の橋梁補修工事。

防災備蓄倉庫改修事業は、屋外作業ヤードの整備。

次のページをお願いいたします。

公立学校情報機器整備事業は、GIGAスクール構想事業に伴う小中学生1人1台のタブレット端末整備。

公立学校空調設備整備事業は、広戸小学校、大里小学校の空調設備改修工事。

屋内スポーツ運動場空調設備整備事業は、新型コロナウイルス感染症対策として換気機能 向上のための空調設備整備工事。

屋内スポーツ運動場トイレ整備事業は、避難所としての機能確保を図るため、トイレの整備工事であります。

次に、第3表、債務負担行為の補正でありますが、まず中小企業制度資金利子補給事業及

び農業経営者育成資金利子助成事業につきましては、本年度の貸付けがなかったため廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

東日本大震災対策利子補給事業につきましては、本年度貸付額の確定により限度額を30万円から1万5,000円に変更するものであります。

次に、第4表、地方債の補正でありますが、今回追加する減収補塡債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方消費税交付金等の減収が見込まれるため、投資的経費の財源として借り入れるもので、限度額は750万円。

学校空調設備整備事業につきましては、先ほど繰越明許費にもございましたが、広戸小学校、大里小学校の空調設備を改修する公立学校空調設備整備事業の財源として借り入れるもので、限度額は3,440万円、起債の方法等は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

変更につきましては、いずれも借入額の確定に伴いまして限度額を変更するものであります。

消防自動車購入事業は530万円を480万円に、支所非常用電源設備整備事業は1,900万円を1,880万円に、ふるさと公園整備事業は8,120万円を8,460万円に、村道芝草鎌房線整備事業は1,000万円を810万円に、道路再生事業は900万円を880万円に、デイサービスセンター修繕事業は1,440万円を1,330万円に、緊急浚渫推進事業は900万円を860万円にそれぞれ変更するものであります。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、歳入歳出ともに見込額の確定による増減でございます。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、補正額917万5,000円、主に1節の所得割額の 増であります。

- 2目法人分、補正額210万円の減でございます。こちら法人割額の減でございます。
- 2項固定資産税、1目固定資産税、補正額339万8,000円の減。1節の土地、家屋、償却資産の減、2節の滞納繰越分の増であります。
  - 3項軽自動車税、1目環境性能割、補正額10万8,000円の減。
  - 2 目種別割、補正額47万2,000円。

次のページをお願いいたします。

- 4項村たばこ税、1目村たばこ税、補正額365万7,000円の減。
- 5項入湯税、1目入湯税、補正額83万7,000円の減。
- 2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額149万9,000円の減。

- 3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額25万2,000円の減。
- 9 款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額1,035万円の減。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、

1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額6万5,000円の減です。

次のページをお願いいたします。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億437万7,000円の減でございます。須賀川地方保健環境組合への最終処分場整備事業分の負担金の減少による震災復興特別交付税の減でございます。

14款分担金及び負担金、1項分担金、2目農業費分担金、補正額51万7,000円。主に令和 元年度台風19号による農地災害復旧に伴う受益者分担金の増でございます。

2項負担金、2目民生費負担金、補正額69万円。主に1節の天栄保育所入所者負担金の増 であります。

3目教育費負担金、補正額14万7,000円の減。主に2節の幼稚園広域入園負担金の減であります。

次のページをお願いいたします。

15款使用料及び手数料、1項使用料、3目農林水産使用料、補正額75万円の減。新型コロナウイルス感染症対策のための健康増進施設休館に伴う減であります。

4 目土木使用料、補正額18万4,000円の減。主に入居者不在期間等による定住促進住宅使 用料の減であります。

5目教育使用料、補正額63万8,000円の減。主に新型コロナウイルス感染症の感染防止を 図るため、各種保健体育施設の使用停止に伴う減であります。

6目衛生使用料、補正額13万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項手数料、1目総務手数料、補正額45万5,000円の減。各種証明手数料等の減であります。

- 3目衛生手数料、補正額2万6,000円の減。
- 6目土木手数料、補正額1万5,000円の減。

次のページをお願いします。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額513万7,000円の減。主 に3節の児童手当国庫負担金等の減でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額5,334万2,000円。主に1節の特定防衛施 設周辺整備調整交付金の額の確定による増、2節総務費補助金の一番下にございます新型コ ロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次配分額の増でございます。

次のページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金、補正額71万7,000円の減。主に3節の福島再生加速化交付金の減であります。

3目衛生費国庫補助金、補正額1,609万1,000円。主に繰越明許費のほうでご説明しました 新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源である新型コロナウイルスワクチン接種体制確 保事業補助金の増、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の増で あります。

5目土木費国庫補助金、補正額1,021万5,000円の減。主に社会資本整備総合交付金の減で ございます。

6目教育費国庫補助金、補正額1,977万6,000円。主に繰越明許費でご説明しました広戸小学校、大里小学校の空調設備改修に伴う公立学校空調設備整備事業の財源である学校施設環境改善交付金の増、各小中学校での新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校保健特別対策事業補助金の増でございます。

7目消防費国庫補助金、補正額42万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額2万円。

2 目民生費委託金、補正額6,000円。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額2万5,000円の減。主に1節の保険基盤安定負担金の増、3節の児童手当県負担金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額75万3,000円の減。主に3節のふくしま移住 支援金給付事業補助金の減であります。

2目民生費県補助金、補正額625万3,000円の減。主に5節の乳児医療費助成事業費補助金の減であります。

3目衛生費県補助金、補正額3億8,562万1,000円。主に4節の除染対策事業交付金の減であります。

4目農林水産業費県補助金、補正額352万6,000円の減。主に2節農業費補助金の一番下に ございます繰越明許費でもご説明しましたが、農業水利施設合理化事業の財源でございます 農業水利施設合理化事業交付金の増、3節林業費補助金のふくしま森林再生事業補助金の減 でございます。

次のページをお願いいたします。

10目土木費県補助金、補正額188万8,000円の減。

- 3項委託金、1目総務費委託金、補正額27万3,000円の減。
- 2目農林水産業費委託金、補正額10万4,000円の減。
- 3目土木費委託金、補正額3,000円。
- 4目教育費委託金、補正額221万5,000円の減。こちら新型コロナウイルス感染症の影響による放課後子ども教室の事業縮小に伴う福島県放課後支援事業委託金の減、中学校の部活動支援等の縮小に伴う地域学校協働活動事業委託金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額2,000円の減。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額554万8,000円。1節の土地売払代金につきましては、国道118号線野仲橋の道路改良に伴う土地売払代金の増、2節の建物売払代金につきましては、定住促進住宅13号棟の売払いに伴う増でございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額274万円。がんばれ天栄応援寄附金の 増でございます。

次のページをお願いいたします。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、3目風力発電事業特別会計繰入金、補正額3億659万4,000円。風力発電事業特別会計及び天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例の廃止に伴う繰入金の増でございます。

- 5目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額4万4,000円。
- 6目介護保険特別会計繰入金、補正額180万2,000円。
- 2項基金繰入金、5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額4,085万円の減。
- 6 目東日本大震災復興基金繰入金、補正額220万円の減。
- 7目こども未来基金繰入金、補正額15万円の減。
- 8目公共施設整備基金繰入金、補正額660万円の減。各基金の繰入金とも充当事業の精査によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額5万円の減。

- 4項雑入、2目雑入、補正額43万6,000円の減。
- 3 目過年度収入、補正額63万7,000円。

次のページをお願いいたします。

過年度分の未熟児養育医療費負担金の増でございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額1,020万円。4節の減収補塡債は地方債の追加 補正でご説明したものでございます。

2目土木債、補正額250万円の減でございます。

3目民生債、補正額110万円の減。

4目教育債、補正額3,440万円。1節の教育施設整備事業債は地方債の追加補正でご説明 しました公立学校空調設備整備事業でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額233万1,000円の減。主に新型コロナウイルス感染症の影響によります議員研修等の中止による減でございます。

次のページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額965万3,000円の減。主に人件費の減、新型コロナウイルス感染症の影響による出張等の中止による減でございます。

120ページをお願いいたします。

2目文書広報費、補正額2,000円の減。

5 目財産管理費、補正額 4 億1, 489万1,000円。

次のページをお願いいたします。

24節積立金の風力発電事業特別会計及び天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例の廃 止による繰入金を財政調整基金へ積立てに伴いましての増、天栄村公共施設整備基金積立金 の増などでございます。

6目企画費、補正額637万5,000円。18節の地方バス路線対策事業補助金の額の確定による 増などでございます。

次のページをお願いいたします。

7目支所及び出張所費、補正額122万3,000円の減。次のページの主に14節の支所非常用電源設備整備工事の請差による減などでございます。

9目地方創生費、補正額605万8,000円の減。新型コロナウイルス感染症の影響による都内における関係人口ミーティング、移住相談会等の中止に伴う8節の旅費等の減。次のページをお願いいたします。18節の空き家改修事業等補助金、天栄村移住支援金給付事業などの減によるものでございます。

10目ふるさと納税費、補正額78万5,000円。次のページの24節のがんばれ天栄応援基金積立金の増などでございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額88万2,000円の減。主に12節委託料の減などであります。

2目賦課徴収費、補正額23万円の減。こちら新型コロナウイルス感染症の影響によりまして首都圏での滞納徴収業務の中止によりまして、8節の旅費などの減でございます。

次のページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額5万円の減。 次のページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額2万2,000円の減。

5項統計調査費、2目総務統計費、補正額55万6,000円の減。主に1節の国勢調査員報酬の減などであります。

3目商工統計費、補正額1万8,000円の減。

次のページをお願いいたします。

6項監査委員費、1目監査委員費、補正額6,000円の減。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額808万9,000円の減。主に人件費の減、18節の村社会福祉協議会補助金の減、次のページの新型コロナウイルス感染症対策として実施しました生活支援商品券発行事業補助金等の減などでございます。

2目老人福祉費、補正額768万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小に伴い、12節の高齢者いきがい活動支援 事業委託金等の減、また事業確定に伴う18節の高齢者にやさしい住まいづくり事業交付金の 減などでございます。

次のページの3目老人福祉施設費、補正額39万9,000円の減。

4 目福祉医療費、補正額 8 万5,000円。22節の令和元年度の療養給付費負担金の精算返納金の増などでございます。

次のページをお願いいたします。

5目障害対策費、補正額382万1,000円の減。19節の障害者自立支援給付費等の減などでございます。

6目放射能対策費、補正額171万9,000円の減。12節の放射能簡易分析装置操作委託料の減などであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,398万5,000円の減。新型コロナウイルス 感染症の影響により健康福祉まつりの子育てイベント中止による7節の講師謝礼等の減、19 節のこども医療費の減、次のページの27節国保(事業勘定)特別会計繰出金の減などでござ います。

2目児童措置費、補正額547万3,000円の減。19節の児童手当の減などでございます。

3目保育所施設費、補正額292万3,000円の減。主に人件費の減などでございます。

次のページ、5目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額20万円の減。

次のページをお願いいたします。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額15万1,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額193万5,000円の減。次のページの主に18節ですが、公立岩瀬病院周産期負担金の減などでございます。

2目予防費、補正額1,002万9,000円。主に新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備を図るため、10節のワクチン接種用消耗品、次のページの12節のワクチン接種体制確保事業委託料、コールセンター業務委託料、17節のワクチン接種用備品等の増などでございます。

3目環境衛生費、補正額449万8,000円。次のページの14節の工事請負費は診療所の医師の住宅にエアコンの新規設置工事の増でございます。27節の国保(事業勘定)特別会計繰出金は保険基盤安定負担金等の増でございます。また、国保(診療施設勘定)特別会計繰出金につきましては、歳入でご説明しました発熱外来診療体制確保支援補助金による医療器具購入等の増、簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、国道118号野仲橋架け替え工事に伴う減などでございます。

4目健康増進事業費、補正額224万3,000円の減。新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、集団健診等の中止によるものでございます。12節のがん検診委託料の減などでございます。

次のページをお願いいたします。

5目保健センター施設費、補正額449万7,000円の減。新型コロナウイルス感染症防止対策 としまして、浴室の使用中止による10節の灯油代、電気料などの減でございます。

7目放射能対策費、補正額3億8,594万9,000円の減。次のページの14節除染土壌等仮置場原形復旧事業につきましては、仮置場の一部を鳳坂トンネル工事の残土置場として使用するため、県が賃借し、残土の運搬後は県で原状回復工事を実施することとなることから減額となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額1億349万2,000円の減。主に18節の須賀川地方保健環境組合負担金につきましては、新たな最終処分場整備事業分などの負担金が減額となるものでございます。

3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額10万1,000円の減。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額464万円の減。27節の天栄村水道事業会計繰出 金の減であります。

次のページの5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額4,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、補正額351万1,000円。主に1節の能率給の増などでございます。

次のページをお願いいたします。

2目農業総務費、補正額240万円の減。3節の職員手当等の減でございます。

3目農業振興費、補正額830万6,000円の減。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県内外での特産品のPR活動の縮小等によるもの、8節の旅費の減、次のページの14節のふるさと公園造成工事の請差による減、18節の各種負担金及び補助金の減などでございます。

146ページをお願いいたします。

4目畜産業費、補正額4,000円。

5目農業施設費、補正額1,873万4,000円。主に繰越明許費でご説明しました鈴ケ崎堰及び 用水路、飯白堰及び用水路の農業水利施設の機能保全計画策定に伴う12節の機能保全計画策 定業務委託料の増などでございます。

6 目水利施設管理費、補正額451万1,000円。次のページの18節の防災ダム事業負担金などの増でございます。

7目国土調査費、補正額133万3,000円の減。こちら事業費の確定に伴う減でございます。 次のページをお願いいたします。

8目水田農業構造改革対策費、補正額65万5,000円の減。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額976万2,000円の減。主に18節の担い手づくり総合支援事業補助金の事業費確定に伴う減などでございます。

10目開発センター費、補正額5万5,000円の減。

次のページの11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額72万8,000円の減。

2項林業費、1目林業総務費、補正額2,724万7,000円の減。主に12節のふくしま森林再生 事業に伴う森林整備業務委託料の減などでございます。

次のページをお願いいたします。

2目林業振興費、補正額4万1,000円の減。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額5,000円の減。

次のページの2目商工業振興費、補正額1,152万3,000円。主に新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種事業の増減でございます。18節の新型コロナウイルス感染症対策支援金につきましては、支援金の拡充による増、新型コロナウイルス感染症対策備品等購入補助金は事業費の確定に伴う減でございます。

3 目観光費、補正額54万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

4目地域開発費、補正額59万円の減。

次のページ、5目緊急雇用創出費、補正額2万6,000円。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額31万5,000円の減。 次のページをお願いいたします。 2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額158万3,000円の減。主に12節の委託料の減などでございます。

次のページ、2目道路新設改良費、補正額568万1,000円の減。社会資本整備総合交付金事業に伴う12節の橋梁詳細点検委託料から14節の橋梁補修工事への予算の組替え、また事業費確定に伴う芝草鎌房線工事の減などでございます。

次のページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川費、補正額40万9,000円の減。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額200万7,000円の減。18節の木造住宅耐震改修助成事業補助金、新生活・住まいづくり応援助成金の減などでございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額517万円の減。新型コロナウイルス 感染症の影響により消防行事の中止や縮小によりまして、3節の消防団員の出動手当等の減、 17節の災害備蓄用資材の減などでございます。

158ページをお願いいたします。

3 目消防施設費、補正額123万2,000円の減。事業費確定に伴う17節の消防ポンプ自動車の 請差による減でございます。

5目防災行政無線管理費、補正額152万円の減。14節の戸別受信機設置工事の減などでございます。

次のページの10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額14万6,000円の減。 2目事務局費、補正額516万1,000円の減。160ページの10節の消耗器材、161ページの17節 の施設管理用器具につきましては、各小中学校の新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助 事業の学校保健特別対策事業の増、同じく17節の公立学校情報機器等購入費は、タブレット 端末等の購入費の減などでございます。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額4,910万1,000円。次のページの14節の小学校空調機器改修工事は、繰越明許費でご説明しました広戸小学校、大里小学校の空調機器の改修工事による増、広戸小エアコン設置工事はパソコン室への設置のための増、牧本小学校特別支援教室改修工事の増などでございます。

2目教育振興費、補正額135万7,000円の減。次のページの18節の通学費補助金の減、19節の要保護・準要保護児童援助費は対象者の増によるものなどでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額427万7,000円の減。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校、学校行事の中止や規模縮小に伴い、165ページの10節の電気料の減、13節の自動車借上料等の減、次のページ、166ページの14節の天栄中学校フェンス設置工事につきましては、天栄中学校の裏側へ整備するための設置工事費による増でございます。

2目教育振興費、補正額259万円の減。次のページの18節各種大会等出場補助金の減などであります。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額435万3,000円の減。主に人件費の減などでございます。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額194万7,000円の減。こちらも新型コロナウイルス感染症に伴う放課後子ども教室、地域学校協働活動事業の規模縮小等により7節の報償費の減などによるものであります。

次のページ、2目生涯学習費、補正額224万3,000円の減。新型コロナウイルス感染症に伴う文化祭、各種講座等の中止、規模縮小等により7節の報償費の減などであります。

次のページをお願いいたします。

3 目湯本公民館費、補正額60万3,000円の減。新型コロナウイルス感染症に伴う湯本地区 文化祭等の規模縮小等によりまして、7節の報償費等の減でございます。

4目文化財保護費、補正額14万1,000円の減。

次のページ、5目伝統文化施設費、補正額18万1,000円の減。

6目生涯学習センター費、補正額22万1,000円。新型コロナウイルス感染症対策による申告納税相談を多目的ホールで実施しておるため、10節の電気料などの増でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額118万9,000円の減。次のページの18節のふくしま駅伝天栄村実行委員会補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により規模縮小での開催となったことから減となるものでございます。

2目湯本保健体育費、補正額12万9,000円の減。

3目学校給食センター費、補正額10万1,000円の減。次のページの17節の施設管理用器具は、湯本幼稚園、湯本小学校、湯本中学校への給食配達に係る配食用食器、消毒保管器等の購入によるものなどの増でございます。

4目天栄体育施設費、補正額351万3,000円の減。12節の屋内スポーツ運動場空調機器設置工事設計業務委託料、トイレ設置工事設計業務委託料は確定による減、14節の屋内スポーツ運動場空調機器設置工事は、設計により工事費の不足分の増などでございます。

次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額10万 3,000円の減。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額333万1,000円。

2目利子、補正額113万8,000円の減。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額149万6,000円。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりました。

\_\_\_\_\_\_\_

### ◎延会の宣告

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時36分)

3 月 定 例 村 議 会

(第3号)

# 令和3年3月天栄村議会定例会

## 議事日程 (第3号)

## 令和3年3月11日(木曜日)午前10時開議

日程第 1	議案第	24号	令和2年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 2	議案第	25号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 3	議案第	26号	令和2年度牧本財産区特別会計補正予算について
日程第 4	議案第	27号	令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につい
			て
日程第 5	議案第	28号	令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算に
			ついて
日程第 6	議案第	29号	令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第 7	議案第	30号	令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
日程第 8	議案第	31号	令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 9	議案第	32号	令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
日程第10	議案第	33号	令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第11	議案第	34号	令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
日程第12	議案第	35号	令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第13	議案第	36号	令和2年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第14	議案第	37号	令和3年度天栄村一般会計予算について

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

\_\_\_\_\_\_

# 出席議員(10名)

1番	北	畠		正	君	2番	円	谷		要	君
3番	大	浦	トキ	- 子	君	4番	小	Щ	克	彦	君
5番	廣	瀬	和	吉	君	6番	揚	妻	_	男	君
7番	渡	部		勉	君	8番	熊	田	喜	八	君
9番	大 須	賀	渓	仁	君	10番	服	部		晃	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

浩 村 長 添 幸 君 副村長 揚 妻 之 君 田 勝 参事兼 教育長 内 久 君 路 君 保 直 紀 Щ 晴 総務課長 企画政策 熊 田 典 子 君 税務課長 櫻 井 幸 治 君 課 長 住民福祉 北 畠 さつき 君 産業課長 黒 澤 伸 君 課 長 湯 本 支 所 長 建設課長 君 星 治 君 塚 目 弘 昭 裕 教育課長 関 文 則 根 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局長 小 山 富美夫

書 記 石 井 大 輔

書 記 森 歩

#### ◎開議の宣告

○議長(服部 晃君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

#### ◎議事日程の報告

○議長(服部 晃君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

## ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第1、議案第24号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について を昨日に引き続き議題といたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大須賀渓仁君。

○9番(大須賀渓仁君) 121ページお願いします。

7節報償費、公共交通検討委員会の委員報償とありますが、この検討委員会というのはいつから開催されて、今まで何回会合を持ったのか、またそして、主などういったものを審議しているのかお伺いします。

○議長(服部 晃君) 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長(熊田典子君) お答えいたします。

いつからというのが、今ちょっと正確に記憶していないのですが、数年前から行っておりまして、今後のバスの在り方とかを検討してきたわけですが、昨年度はコロナ禍の中、ちょっと開催することもできなく、法的なものではなくて任意の協議会で話し合っていた協議会でありますので、また、来年度につきましては、法的なものを立ち上げるかどうかもちょっと検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 今、バスという話があったのですが、路線バスのことでしょうか。 また、タクシーとかも含めるのでしょうか。

○議長(服部 晃君) 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長(熊田典子君) お答えいたします。

今までの経過を見ますと、路線バスとかではなくて、足がない方をどうするかとか、そう いったものが主に話し合われてきたという経過があります。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 今後の予定としましては、いつぐらいまでにその村側に答申なり意見書というものを出さなくてはいけないとか、検討委員会というのは、そういった予定というのは。違うのですか。村に何か検討委員会でこういう話が出ましたということを報告しなくてはいけないと思うんですけれども。
- ○議長(服部 晃君) 企画政策課長、熊田典子君。

[企画政策課長 熊田典子君登壇]

○企画政策課長(熊田典子君) お答えいたします。

答申とかというのではなくて、法的に定められた協議会ではなかったので、答申というのは考えておりません。足のない方をどうしていくかとか、あとは、そういったものを今まで検討してきたというところで、あと、その路線バスについての検討委員会となりますと、きちっとした法的なものを立ち上げて、ルートとかをもう一度見直したり、回数を見直したりというのは、そういう法的なもので立ち上げてやらなくてはいけないというところで、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 了解しました。終わります。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) 163ページ、学校管理費の14節の工事請負費、牧本小学校特別支援教 室改修工事請負費、このことについてちょっと説明願います。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

牧本小学校の特別支援教室の設置に関わる工事費を計上しておりまして、こちら今年度までは特別支援教室がございませんでした。牧本小学校には普通教室の6学級のみでございましたが、特別支援が必要だと認定された子どもで希望者が定数に達しましたので、新しく新年度、2年生になる子ども3名分の特別支援教室を新たに設置するということで、今会議室に使っております部屋を特別支援教室として使用することから、そちらの床が今じゅうたん

で、ちょっと古い状況で、子どもが使うにはちょっと耐えられないような状況でございますので、床をじゅうたんから木の床に張り替え、それから、壁紙も汚れたままになっておりましたので、壁紙の張り替え、それから、カーテンなんかもついておりませんでしたので、カーテンの設置と、それからエアコンの設置ということで、特別支援教室を新たに設けることによりまして、整備するための費用ということで工事費を計上させていただいております。

- ○議長(服部 晃君) 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) 昨年、今年ですか、今年の夏頃でしたっけ、一応私が聞いたときには、 4人以上でないと県のほうから許可が落ちないということで、今ちょっと無理だということ で話あったんですけれども、今、説明では3名と言っていましたが、3名でも許可になった ということですか。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

定数、以前4名ということだったということでございますが、教育事務所のほうでも基本的な何人ぐらいという、基本的なところが4名というところで、確実な定数が4名、必ずしもということではございませんでして、それと、あと子どもの状況もございます。子どもの状況等も考慮しまして、今回は3名で開設していただけるということで了解を得まして、新しく新設するものでございます。

- ○議長(服部 晃君) 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) そうするとその3名が1年生のときは、普通教室で勉強したということで、先生のほかに補助員が1人ついていたという話でしたね。それで、今度は先生1人で指導というのか、そういったことをするということ。

それともう一つ、この支援教室に、例えば牧本小学校は今3名ですけれども、先生1人で何人まで見れるということになっていますか。もしもっと多い場合には補助員つけるんだか、 それとも先生が2人ぐらいになるんだか、その辺ちょっと教えてください。

○議長(服部 晃君) 暫時休議します。

(午前10時11分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時12分)

○議長(服部 晃君) 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長(久保直紀君) お答えいたします。

特別支援の1学級当たりの最高の人数でありますが、8人を超えればもう1クラスという ふうなことなんですが、基本的にその子どもたちの状況の様子によって、先ほど、3名でも 非常に状況が大変だというときには、新設される、その状況に鑑みて新設されるということ があります。今言ったように、1クラスは8人までで1人の教員がつくということになります。

○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第2、議案第25号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 175ページをお願いいたします。

議案第25号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977万7,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,266万6,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,031万7,000円とする。

#### (繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

181ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費(診療施設勘定)でございます。

1款総務費、1項施設管理費、事業名、医師用パソコン購入事業、金額20万円。

2款医業費、1項医業費、事業名、医療器具購入事業、280万円。こちらは診療所で使用 しております器具の更新になります。具体的には、分包機と滅菌機になります。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書(事業勘定)によりご説明申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補 正額262万5,000円の減。こちら1節、3節ともに収入見込額の減によるものです。

3 款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、補正額34万2,000円の減。 特例補助金の減であります。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額1,307万2,000円の増。1 節普通交付金では見込額の増です。2 節特別交付金では、保険者努力支援金分で、額の確定 により増です。特別調整交付金、診療所分のこちら運営費の増で42万9,000円。特定診査等 負担金は見込みの減でございます。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、補正額49万3,000円。事業 補助金確定による増です。

次のページになります。

6 款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額116万2,000円の減。1節では主に一般会計繰入金の中で出産育児一時金分の減、また子ども医療費分の減によるものでございます。2節につきましては額確定による増でございます。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、補正額8万円の減。 見込みによる減です。

3項雑入、6目雑入、補正額42万1,000円の増です。

次のページお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額22万7,000円の減。12節委

託料、電算委託料の減です。

- 2目連合会負担金、補正額89万2,000円の減。国保事業システム負担金、額確定による減でございます。
  - 2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額1万4,000円の減。旅費の不用減であります。
- 3項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額5万1,000円の減。研修等の減によるものでございます。
- 2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額460万円。見込みの増です。
- 2 目退職被保険者等療養給付費、補正額30万円の減、5 目審査支払手数料15万円の減、いずれも見込みによる減です。
  - 2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額420万円。見込みの増です。
- 2 目退職被保険者等高額療養費、補正額20万円の減、3 目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額18万円の減、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費1万円の減、いずれも見込額の減によるものです。

次のページをお願いします。

- 4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額168万円の減。見込みの減です。
- 2目支払手数料、補正額1,000円の減。
- 5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正額10万円の減。見込みの減です。
- 3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額6万1,000円の増。確定による増です。
- 2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額38万7,000 円の増です。こちらも確定による増です。
- 3項介護納付金分、1目介護納付金分、補正額150万3,000円の増。こちらも確定による増です。
- 5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額482万9,000円の減。こちらにつきましては、主に人件費の減でございます。また、12節の委託料では、集団健診の中止に伴いまして、それに係る分の健診委託料の減、またその下段では、特定保健指導委託料です。こちらは保健衛生協会に委託している指導分も併せて減となるものでございます。
  - 2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額6万7,000円の減。主に役務費の減です。
  - 2目疾病予防費、補正額270万2,000円の減。人間ドック委託料の減です。
- 6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、補正額1,000万円。積立金の増です。

8款諸支出金、3項繰出金、2目診療施設勘定繰出金42万9,000円の増です。繰出金の増です。

次のページお願いいたします。

次に、診療施設勘定です。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額140万円の 減、2目社会保険診療報酬収入、補正額50万円の減、3目後期高齢者診療報酬収入、補正額 450万円の減、4目一部負担金収入70万円の減、それぞれ見込額の減でございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、補正額23万1,000円の増。こちらは自費 診療代となっておりますが、インフルエンザワクチン予防接種や定期健康診断等の件数が増 となっているものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、補正額10万8,000円の減。

4 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額572万6,000円の増。こちらの内訳ですが、予防接種料で18万円ほど、また、発熱外来診療体制確保支援補助金で250万円ほど、また、年末年始の医療体制強化事業で50万円、人件費分で261万円となっております。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額42万9,000円の増。運営費の増による ものでございます。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、補正額5万1,000円の減。 介護保険認定調査委託の減でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、補正額13万5,000円の増です。こちら任意予防接種代の増になります。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額78万6,000円の減。主な減額の内容ですが、1から4節の人件費分の減と、7節の代診がなかったため、また17節では、医師のテレビ会議等に係るパソコンを購入するもので20万円の計上となっております。

2項研究研修費、1目研究研修費、補正額20万円の減。主に研修旅費が不用となるものです。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、補正額224万8,000円。こちらは17節備品購入費で、先ほども説明させていただきました分包機と滅菌機の更新を行うものであります。

3目医薬品衛生材料費、補正額200万円の減。こちらは薬剤購入の見込みの減でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_\_

# ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第3、議案第26号 令和2年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第26号 令和2年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度牧本財産区特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ156万6,000円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

196ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額21万6,000円。東京電力株式会社の送電 線下の樹木伐採補償料になります。 歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額12万3,000円の減でございます。支障木伐採に係る委託料の減に伴うものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額33万9,000円。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第4、議案第27号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別 会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 197ページをお願いします。

議案第27号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申 し上げます。

令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額3,363万3,000円のうちで、歳出を補正する。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

199ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額529万2,000円の減。こちらは8 節から18節までの事業確定による減でございます。なお、12節委託料、地質調査委託料につきましては、企業の要望により、工業団地内の地質調査を行うものでございますが、今年度については実施しなかったための減額となります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額529万2,000円。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第5、議案第28号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業 特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 200ページをお願いいたします。

議案第28号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説

明申し上げます。

令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,353万5,000円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

202ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額25万2,000円の減。 過年度使用料の見込みによる減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額75万2,000円の減。主な理由でありますが、12節委託料は請差による減、14節工事請負費は、段差解消箇所がなかったことにより減、24節積立金は基金積立ての増、そのほかにつきましては見込みによる減であります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額50万円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第6、議案第29号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計 補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 204ページをお願いいたします。

議案第29号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上 げます。

令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額2億2,944万2,000円のうちで、歳出を補正する。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り 越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

206ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、事業名、最適整備構想策定事業、金額1,700万円。 最適整備構想計画の策定委託料の費用でございます。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額818万4,000円減。主な理由 としましては、10節需用費の印刷製本費が見込みを上回ったものであります。12節委託料、 14節工事請負費は請差による減、そのほかにつきましては、見込みによる減であります。

次のページをお願いいたします。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額818万4,000円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番(小山克彦君) 206ページの繰越明許費の最適整備構想策定事業、これすみません、 どういう事業か説明願えますか。 ○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

こちらの最適化構想整備計画でございますが、農業集落排水施設の更新を行う際に、長寿 命化を図るための機能診断に基づきました計画策定等を行いまして、この計画策定によりま して、国の機能強化事業が実施できるといったことになってございます。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) すみません、もっとかみ砕いて簡単に教えていただければ。
- ○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

簡単に言いますと、計画を立てまして、その現在の処理施設、管路施設、こういったもの の調査を行いまして、悪い箇所があれば改善計画、改修計画等をつくりまして、その計画が できましたら、その壊れているところとかこれから直そうとするもの、それについて国の事 業が認められるといったことになります。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) ありがとうございました。大変よく分かりました。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第7、議案第30号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 209ページをお願いいたします。

議案第30号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197万5,000円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

211ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額23万9,000円の減。 現年度水道使用料は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴い、旅館等への影響が大きかったことから、水道使用料が減ったものであります。過年度水道使用料は見込みによる増であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 4 万8,000円の増。水道使用料の減に伴う一般会計からの繰入れの増であります。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額19万1,000円の減。見込みによる減でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第8、議案第31号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 213ページをお願いいたします。

議案第31号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,703万8,000円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ3,696万5,000円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

215ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額76万5,000円の減。 現年度水道使用料は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴い、旅館等への影響が大きかったことから、水道使用料が減ったものであります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額386万円の減。県の国道118 号道路橋梁整備工事が遅延していることから、水道管移設工事にも遅れが出ているため、未 発注工事による一般会計からの繰入金の減でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額2,241万3,000円の減。物件等移転補償費におきまして、未発注工事による減額するものであります。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額166万5,000円の減。12節委 託料、14節工事請負費は請差による減、そのほかにつきましては見込みによる減であります。

2 款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額2,727万円の減。12節委 託料、13節使用料及び賃借料は、事業費確定による減、14節工事請負費は県工事進捗の遅れ による未発注工事等による減でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額189万7,000円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時47分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

# ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第9、議案第32号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計 補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 議案第32号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予 算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263万3,000円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

220ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額9万2,000円の減。 一般会計からの繰入金の減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額9万2,000円。10節需用費は見込みによる減、12節委託料は見込みによる増であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第10、議案第33号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 221ページをお願いいたします。

議案第33号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。 令和2年度天栄村介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,428万1,000円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

224ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額115万9,000円の 増。1節、3節ともに増額の見込みでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額569万6,000円の減。こちら確 定による減でございます。

2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額2万9,000円の増。 こちら精算による追加交付です。

4 目保険者機能強化推進交付金、補正額24万円の増。 5 目保険者努力支援交付金、補正額115万4,000円の増。いずれも見込みによる増でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額336万8,000円の減。

2目地域支援事業支援交付金、補正額125万6,000円の減。

1目、2目ともに見込みの減でございます。

5 款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額187万8,000円の減。見込みによる減です。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額2 万1,000円の増。精算による追加交付です。

次のページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額2万5,000円

の増。精算による追加交付でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額686万4,000円の増。準備基金繰入金の増であります。

歳出、1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、補正額41万3,000円の減。 全ての節において見込みの減でございます。

2款保険給付費、この2款につきまして、増減は全て給付費の見込みによるものになります。

- 1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,400万円の増。
- 3目地域密着型介護サービス給付費、補正額200万円の減。
- 5目施設介護サービス給付費、補正額1,000万円の減。

次のページをお願いいたします。

- 7目居宅介護福祉用具購入費、補正額6万円の増。
- 8目居宅介護住宅改修費、補正額8万円の増。
- 9目居宅介護サービス計画給付費、補正額70万円の減。
- 2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額65万円の増。
- 6目介護予防住宅改修費、補正額14万円の減。
- 7目介護予防サービス計画給付費、補正額20万円の増。
- 3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額3万円の増。
- 4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額90万円の減。
- 5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、補正額21万円 の増。

次のページをお願いいたします。

- 6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額10万8,000円の減。
- 7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額400万円の減。
- 3目特定入所者支援サービス費、補正額1万4,000円の増。
- 5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費(第1号訪問・通所・生活支援分)、補正額300万円の減。
- 2目介護予防・生活支援サービス事業費(第1号介護予防支援分)、補正額80万円の減。 1目、2目ともに見込みの減によるものです。
- 2項包括的支援事業・任意事業費、7目認知症総合支援事業費、補正額13万1,000円の減。 自立支援ケア会議等の減によるものです。
  - 6 款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額180万2,000円の増です。 次のページをお願いいたします。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額244万円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第11、議案第34号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 233ページをお願いします。

議案第34号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億626万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億854万3,000円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

235ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額9,000円の増。基 金利子の増でございます。

5 款繰入金、2項基金繰入金、1目新エネルギー導入等促進基金繰入金、補正額3億625 万8,000円の増。基金廃止による基金からの当該特別会計への繰入金でございます。

次のページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3億626万7,000円の増。12 節から26節までは事業確定によるものでございます。27節繰出金につきましては、この特別 会計を今年度をもって廃止するため、一般会計に繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第12、議案第35号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補 正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

[住民福祉課長 北畠さつき君登壇]

○住民福祉課長(北畠さつき君) 237ページをお願いいたします。

議案第35号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,416万8,000円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

240ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額230万7,000円の減。 見込みの減でございます。

- 2目普通徴収保険料、補正額109万円。こちらは見込みの増でございます。
- 3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、補正額13万5,000円の減。
- 3目広域連合分賦金、補正額8万2,000円の減。4目保健事業費繰入金、補正額43万4,000円の減。こちらは詳細健診や人間ドック助成事業の減によるものでございます。
- 5 款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額23万8,000円の減です。 こちらは広域連合受託事業収入の見込みの減でございます。
- 3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額4万4,000円の増。還付金の増です。

5項雑入、1目雑入、補正額5万8,000円の減。

次のページをお願いいたします。

- 2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額135万2,000円の減。こちらは保険料等納付金の見込みの減でございます。
- 3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、補正額79万7,000円の減。主に12節 委託料の健診の件数の減によるものでございます。
  - 4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額4万4,000円の増。
  - 5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1万5,000円の減。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

# ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第13、議案第36号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 議案第36号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算についてご 説明申し上げます。

(総則)

第1条 令和2年度天栄村水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額58万4,000円の減。

第2項営業外収益、補正予算額447万4,000円の減。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額782万5,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額161万1,000円の増。

第4項予備費、補正予算額115万6,000円の増。

(資本的収入および支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,732 万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,370万4,000円」に、「過年度損益勘定留保資金8,327万5,000円」を「過年度損益勘定留保資金8,008万4,000円」に、「消費税資本的収支調整額404万5,000円」を「消費税資本的収支調整額362万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第1項企業債、補正予算額100万円の減。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額461万6,000円の減。

### (企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

変更前、起債の目的、石綿セメント管更新事業、限度額4,000万円。

変更後、起債の目的、石綿セメント管更新事業、限度額3,900万円。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

248ページをお願いいたします。

令和2年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

(収益的収入および支出)

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額29万6,000円の減。 1節水道使用料は見込みによる減であります。2節水道加入金は新規加入者による加入金の 増であります。

2目受託工事収益、補正予算額24万8,000円の減。消火栓工事の請差による減でございます。

3目その他営業収益、補正予算額4万円の減。設計審査手数料の減であります。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額464万円の減。職員の人件費相当分の減によるものであります。

3目雑収益、補正予算額16万6,000円の増。給水装置業者更新手数料の増であります。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額150万円の減。4節委託料は確定による減であります。7節動力費は見込みによる減であります。

- 2目配水及び給水費、補正予算額39万円の減。見込みによる減であります。
- 3目受託工事費、補正予算額24万7,000円の減。消火栓工事の請差による減であります。
- 4目総係費、補正予算額568万8,000円の減。1節から4節まで及び15節は確定による減、11節委託料は請差による減、そのほかについては見込みによる減であります。
- 2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額12万1,000円の増。借入利息の増によるものであります。
  - 2目雑支出、補正予算額24万円の増。

3目消費税、補正予算額125万円の増。消費税の確定によるものであります。

4項予備費、1目予備費、補正予算額115万6,000円の増。

(資本的収入及び支出)

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、補正予算額100万円の減。事業費確定による減であります。

次のページをお願いいたします。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額461万6,000円の減。事業費の確定による減であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中でありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前11時28分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

#### ◎議案第37号の上程、説明、質疑

○議長(服部 晃君) 日程第14、議案第37号 令和3年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

### 〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第37号 令和3年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44億1,000万円と定める。

第2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を 流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為であります。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業(令和3年度貸付分)。令和4年度から令和5年度まで。 20万円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組合資金、 一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えな い金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金 2,000万円を限度とする。 東日本大震災対策利子補給事業(令和3年度貸付分)。令和4年度から令和5年度まで。 30万円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震 災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内 で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

次のページをお願いいたします。

農業経営者育成資金利子助成事業(令和3年度貸付分)。令和4年度から令和13年度まで。 45万円。農業経営者育成資金。※資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1.0%以内 とする。

羽鳥湖畔オートキャンプ場管理業務委託。令和4年度から令和5年度まで。800万円。次のページでございます。

第3表、地方債であります。

起債の目的及び限度額でございますが、臨時財政対策債1億5,000万円。消防自動車購入事業1,730万円。耐震性防火水槽整備事業1,000万円。防災備蓄倉庫整備事業5,030万円。地上デジタル放送受信設備整備事業4,000万円。村道芝草鎌房線整備事業1,000万円。緊急浚渫推進事業6,180万円。保健センター修繕事業640万円。緊急自然災害防止対策事業150万円。計3億4,730万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年1.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

明細書の4ページをお願いいたします。

歳入、1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、本年度1億9,175万3,000円、比較95万4,000円の減。所得割額の普通徴収が57万7,000円の減、特別徴収が37万3,000円の減などでございます。

2 目法人分、本年度2,757万4,000円、比較1,016万3,000円の減。法人割額が1,057万3,000円ほどの減によるものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度4億261万4,000円、比較1,867万9,000円の減。 土地で1,550万1,000円の減でございます。家屋で342万7,000円の減などでございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,676万9,000円、比較13万1,000円の減。

次のページ、3項軽自動車税、1目環境性能割、本年度96万6,000円、比較19万4,000円。

- 2 目種別割、本年度2,334万2,000円、比較345万2,000円。四輪軽自動車の課税額の変更に よる増でございます。
- 4項村たばこ税、1目村たばこ税、本年度4,523万円、比較108万5,000円の増でございます。
  - 5項入湯税、1目入湯税、本年度612万6,000円、比較218万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

- 2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度1,992万4,000円、比較250万6,000円の減。
  - 2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度5,795万円、比較271万円の減。
  - 3項森林環境讓与税、1目森林環境讓与税、本年度552万5,000円、比較271万6,000円。
- 3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度62万2,000円、比較4万8,000円の減。
- 次のページですが、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度 143万1,000円、比較3万円の減。
- 5 款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度104万9,000円、比較7万4,000円の減です。
- 6 款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、本年282万4,000円、比較36万6,000円の減。
- 7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度1億188 万7,000円、比較725万4,000円の減。

次のページをお願いいたします。

- 8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度979万6,000円、比較83万1,000円の減。
- 9 款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、本年度435万円、比較1,241万7,000円の減。
  - 10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、
- 1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度802万7,000円、比較6万5,000円の減。
- 11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度532万7,000円、比較205万6,000円。

次のページをお願いいたします。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度16億6,262万7,000円、比較8,042万5,000円の減。普通交付税は1,629万3,000円の減、震災復興特別交付税は、須賀川地方保健環境組合の最終処分場の整備分が約5,700万円ほどの減となっております。

13款交通安全对策特別交付金、1項交通安全对策特別交付金、1目交通安全对策特別交付金、本年度81万7,000円、比較1万4,000円。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度22万5,000円、比較15万7,000円。

- 2目農業費分担金、本年度1,000円、存目計上でございます。
- 3目総務費分担金、本年度1,000円、存目計上。
- 4目教育費分担金、本年度1,000円。比較6万円の減。結核分担金の減でございます。
- 5目消防費分担金、本年度85万1,000円、比較40万3,000円。

次のページをお願いいたします。

- 2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、存目計上です。
- 2目民生費負担金、本年度770万5,000円、比較24万4,000円。1節の天栄保育所入所者負担金の64万円ほどの増でございます。
  - 3目教育費負担金、本年度66万4,000円、比較9,000円。
  - 4目農業費負担金、本年度1,000円、存目計上。
  - 5目衛生費負担金、本年度10万4,000円、同額でございます。
- 15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度224万9,000円、比較3,000円の減。
  - 2目民生使用料、本年度4万4,000円。同額でございます。
  - 3目農林水産使用料、本年度112万1,000円、比較20万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

- 4目土木使用料、本年度1,032万1,000円、比較47万5,000円の減。1節の定住促進住宅使用料が13号棟の売払いによりまして48万円ほどの減でございます。
  - 5目教育使用料、本年度140万円、前年同額でございます。

次のページをお願いいたします。

- 6目衛生使用料、本年度26万4,000円、同額であります。
- 2項手数料、1目総務手数料、本年度333万4,000円、比較9万2,000円の減。
- 2目民生手数料、本年度7万7,000円。同額でございます。
- 3 目衛生手数料、本年度42万8,000円、比較85万7,000円の減。

次のページの4節の墓地公園管理料70万5,000円の減などによるものでございます。

- 4目農林水産手数料、本年度1,000円、存目計上。
- 5 目商工手数料、本年度1,000円、存目計上でございます。
- 6目土木手数料、本年度5万3,000円、比較9,000円の減。
- 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億1,757万9,000円、

比較348万8,000円。2節の障害者自立支援給付費負担金の429万3,000円ほどの増、3節の児 童手当国庫負担金の337万円の減などでございます。

次のページ、2目衛生費国庫負担金、本年度2,814万2,000円、比較2,804万5,000円。新型 コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の皆増でございます。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、存目計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3,593万1,000円、比較402万円。1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金が288万2,000円ほどの増、2節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が148万8,000円ほどの減、個人番号カード交付事業補助金237万6,000円の増などでございます。

2目民生費国庫補助金、本年度1,499万9,000円、比較83万2,000円の減。

次のページの3節の福島再生加速化交付金が149万5,000円の減、5節の介護保険法改正システム改修補助金が皆増などでございます。

3目衛生費国庫補助金、本年度1,450万3,000円、比較847万円。新型コロナウイルスワク チン接種体制確保事業補助金が皆増、令和元年度台風19号に伴います災害等廃棄物処理事業 補助金が538万4,000円の皆減になっております。

4目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上。

5 目土木費国庫補助金、本年度5,718万6,000円、比較1,824万3,000円の減。社会資本整備総合交付金が1,824万3,000円の減でございます。

6目教育費国庫補助金、本年度61万2,000円、比較44万9,000円の減。給食センターの解体 に係る学校施設環境改善交付金が52万1,000円ほどございましたが、皆減でございます。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上でございます。

8目労働費国庫補助金、本年度1,000円、比較432万4,000円の減。原子力災害対応雇用支援事業補助金の皆減でございます。

次のページ、3項委託金、1目総務費委託金、本年度24万6,000円、比較2万円。

2目民生費委託金、本年度157万8,000円、比較4,000円の減。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度6,928万2,000円、比較282万7,000円。2節の障害者自立支援給付費負担金が214万7,000円ほどの増、3節の児童手当県負担金が68万5,000円の減などでございます。

次のページをお願いいたします。

- 2目衛生費県負担金、本年度4万8,000円、同額でございます。
- 3目土木費県負担金、本年度1,000円、存目計上です。
- 4目消防費県負担金、本年度1,000円、存目計上でございます。
- 2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度173万4,000円、比較76万5,000円。4節の来

てふくしま住宅取得支援事業補助金は、土木費県補助金からの組替えで、90万円ほどの増と なっております。

2目民生費県補助金、本年度3,343万6,000円、比較869万8,000円の減。湯ったりミニデイサービス事業、水中ウオーキング事業等の財源でございました福島県地域創生総合支援事業補助金の事業対象期間の終了によりまして、803万2,000円の皆減になっております。なお、湯ったりミニデイサービス事業、水中ウオーキング事業等につきましては、介護保険特別会計で継続して実施の予定でございます。

次のページをお願いいたします。失礼しました、19ページでお願いします。

3 目衛生費県補助金、本年度 5 億4, 455万6, 000円、比較1, 307万3, 000円。 4 節の除染対策 事業交付金の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4目農林水産業費県補助金、本年度2億3,846万円、比較1,631万2,000円の減。2節の中山間地域等直接支払交付金が1,447万9,000円ほどの減、3節のふくしま森林再生事業補助金が1,076万9,000円ほどの増、4節の国土調査事業補助金が879万7,000円ほどの減などでございます。

5目商工費県補助金、本年度138万5,000円、比較138万4,000円。福島県地域創生総合支援 事業補助金の皆増でございます。この補助金を生かしまして、新型コロナウイルス感染症の 収束後を見据え、教育旅行や修学旅行のモニターツアー等で誘客促進を図るものでございま す。

6目消防費県補助金、本年度1,000円、存目計上。

7目教育費県補助金、本年度756万9,000円、比較656万9,000円。地域学校協働活動補助事業補助金でございますが、教育費委託金からの組替えになったものでございます。

次のページをお願いいたします。

- 8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、存目計上でございます。
- 9目労働費県補助金、本年度1,000円、存目計上。

10目土木費県補助金、本年度525万6,000円、比較138万円の減でございます。こちらにつきましては、来てふくしま住宅取得支援事業補助金が総務費県補助金へ組替えになったため、90万円の減でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度2,163万円、比較705万1,000円。1節の衆議院議員総選挙委託金の皆増、国勢調査の完了に伴う国勢調査交付金が353万7,000円の皆減などでございます。

2目農林水産業費委託金、本年度3,800万円、比較10万4,000円の減。 次のページをお願いいたします。

- 3目土木費委託金、本年度685万6,000円、比較49万5,000円。
- 4目教育費委託金、本年度1,000円、比較1,421万4,000円の減。福島県放課後支援事業委託金が9,726万円の皆減、地域学校協働活動事業委託金は教育費県補助金へ組替えによる減でございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,451万7,000円、比較5,000円の減でございます。

2目利子及び配当金、本年度4万4,000円、比較10万2,000円の減。基金利子の減でございます。

次のページ、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円。

- 2目物品壳払収入、本年度1,000円。
- 3目生産物売払収入、本年度1,000円。
- 4目除雪車売払収入、本年度1,000円。1目から4目までいずれも存目計上でございます。 次のページをお願いいたします。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度2,300万円、比較300万円。がんばれ天 栄応援寄附金の増でございます。

2目教育費寄附金、本年度1,000円、存目計上です。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、本年度63万1,000円、 比較52万8,000円の減でございます。公有林整備事業債の一部償還終了に伴う減によるもの でございます。

- 2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度2,463万9,000円、比較3万円。
- 3目国保(事業勘定)特別会計繰入金、本年度18万1,000円、比較1万3,000円の減。
- 4 目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円。同額でございます。

風力発電事業特別会計繰入金につきましては、特別会計の廃止に伴い、本年度ゼロとなる ものでございます。

次のページをお願いします。

- 2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円。
- 2目人材育成基金繰入金、本年度1,000円。
- 3目減債基金繰入金、本年度1,000円。
- 4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円。1目から4目までいずれも存目計上でございます。
- 5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度3,630万円、比較400万円の減。天栄幼稚園通園 バス等に充当するものでございます。
  - 6目東日本大震災復興基金繰入金、本年度370万円、比較180万円の減。防災備蓄用資材等

に充当するものでございます。

7目こども未来基金繰入金、本年度585万円、比較320万円。各小中学校の異文化体験事業 等に充当するものでございます。

8目公共施設整備基金繰入金、本年度3,300万円、比較1,700万円の減。庁舎の冷暖房設備 更新に充当するものでございます。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度8,000万円。同額でございます。

次のページをお願いいたします。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円、同額でございます。

- 2目加算金、本年度1,000円。
- 3目過料、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。
- 2項村預金利子、1目村預金利子、本年度6,000円、比較1,000円の減。
- 3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度10万円、比較2万8,000円の減。災害援護資金貸付金利子の減でございます。

次のページで、4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円、存目計上。

2目雑入、本年度1,014万1,000円、比較378万4,000円の減でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、羽鳥湖畔マラソン大会の中止に伴う大会の参加料が130万円ほどの減、スポーツ振興くじ助成金が168万9,000円の皆減などでございます。

次のページをお願いいたします。

3目過年度収入、本年度1,000円。存目計上でございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、本年度2億6,760万円、比較1億1,330万円になります。 1節の臨時財政対策債7,000万円の増、2節の消防自動車購入事業債は、消防ポンプ車購入 により1,200万円の増、3節の緊急防災減災事業債は、耐震性防火水槽整備事業としまして 1,000万円、ふるさと公園への防災備蓄倉庫整備事業として5,030万円、4節の地上デジタル 放送受信設備整備事業は、辺地対策事業債を活用しまして4,000万円を計上しております。

- 2目土木債、本年度7,180万円、比較5,280万円。 2節の緊急浚渫推進事業が6,180万円ほどの皆増でございます。
- 3目衛生債、本年度640万円、皆増でございます。こちらは保健センターの修繕事業に充てる村債の増でございます。
- 4目農林水産業債、本年度150万円、皆増でございます。緊急自然災害防止対策事業につきましては、横断暗渠改修事業に充てる村債の増でございます。

次のページで、民生債につきましては、令和2年度デイサービスセンター修繕事業を計上 しておりましたが、完了によりましてゼロとなるものでございます。 歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、本年度の新規事業並びに前年度との比較で増減の大きいものなどを 中心に、順次所管課長よりご説明申し上げます。

それでは、説明に入ります。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,319万2,000円、比較128万2,000円。 職員人件費が268万7,000円の増、議員期末手当が55万6,000円の減。議員共済組合負担金が 51万9,000円の減、昨年度は夏用作業服などの購入のため、17節の備品購入費44万円ほど計 上しておりましたが、今年度は皆減などでございます。そのほかは例年どおりの計上でござ います。

32ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度 2 億7,309万5,000円、比較887万3,000円。所属職員が2 名増となったことによりまして、2 節から4 節の人件費が660万3,000円の増、会計年度任用職員が4 名減となったことによりまして、1 節の事務補助員報酬、3 節の期末手当、8 節の費用弁償が408万2,000円の減。昨年度、村制施行65周年記念式典の経費を7 節の報償費、10節の需用費、11節の役務費などに計上しておりましたが、263万8,000円の減。

36ページをお願いいたします。

14節の防犯カメラ設置工事でございますが、主要道路に7か所、公共施設に2か所設置する経費としまして283万円ほどの皆増でございます。その他は例年どおりの計上でございます。

#### 〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

- ○企画政策課長(熊田典子君) 2目文書広報費、本年度432万1,000円、比較ゼロ。こちらは 毎月1回発行しております村広報紙の経費でございます。昨年度と同額の計上でございます。
  - 〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕
- ○参事兼総務課長(内山晴路君) 3目財政管理費、本年度595万7,000円、比較43万1,000円。 12節の財務会計システム改修委託料、13節の回線使用料が皆増でございます。
  - 4目会計管理費、本年度266万6,000円、比較220万円。次のページの11節の指定金融機関 事務手数料としまして、事務手数料220万円を計上しているものでございます。
    - 5目財産管理費、本年度1億4,730万6,000円、比較3,524万3,000円。
    - 40ページをお願いいたします。

13節の電話設備賃借料でございますが、電話交換機の老朽化に伴う新たなリース契約としまして147万9,000円の皆増、14節の役場駐車場ゲート整備工事につきましては、防犯上の観点から整備するものでございまして、70万円ほどの増となっております。また、議場照明の

LED化を図るための工事費250万円の増、役場庁舎の冷暖房設備の老朽化に伴いまして、 3階から順に計画的に改修工事を行う経費としまして3,352万8,000円の増、昨年度は18節で 公用車の購入を計画しておりましたが、350万円の減などでございます。そのほかはおおむ ね昨年度と同様の計上でございます。

### [企画政策課長 熊田典子君登壇]

○企画政策課長(熊田典子君) 6目企画費、本年度1億5,041万3,000円、比較4,039万1,000 円の増。増の主な要因につきましては、今年度より関東天栄ふるさと会の事務が移行された ことにより、7節報償費と18節負担金、補助及び交付金で約120万円ほど増額になっており ます。

次のページをお願いいたします。

12節の委託料ですが、下から2番目にあります社会保障・税番号制度システム改修委託料30万円ですが、こちらは新規で、自治体の中間サーバが新しくなったために、接続するための改修委託料になります。

次に、13節の使用料及び賃借料、43ページですが、こちらに載っております社会保障・税番号制度統合宛名システム使用料509万円は、昨年度までは保守委託で計上しておりましたが、本年度より契約内容が変更となりましたので、使用料の計上となります。

次に、14節工事請負費で、光ケーブル等通信設備工事請負費20万円、新規で計上しております。こちらは各世帯のインターネット引込みの増に伴い、分配器を設置し対応するものでございます。

その次の段で、昨日、大平辺地計画の変更計画についてご承認いただきました、地デジ放送受信設備整備工事費としまして、新規で4,000万円計上しております。財源につきましては、辺地債を利用しての工事となります。そのほかにつきましては、ほぼ昨年度と同額の計上となっております。

### 〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長(星 裕治君) 続きまして、7目支所及び出張所費、本年度予算額2,387万 5,000円、比較1,679万9,000円の減。主な理由としましては、昨年度、非常用電源設備の工 事の分の減であります。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

# [参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長(内山晴路君) 8目交通安全対策費、本年度252万4,000円、比較25万円。 18節のサポカー補助金の拡充に伴いまして、25万円ほどの増でございます。そのほかにつき ましては、ほぼ例年どおりの計上でございます。

# [企画政策課長 熊田典子君登壇]

○企画政策課長(熊田典子君) 9目地方創生費、本年度752万1,000円、比較497万6,000円の

減。昨年度まで首都圏で開催予定で計上しておりました移住相談会や関係人口ミーティングなどにつきましては、コロナ禍の中、新しいやり方を検討しまして、今年度は非接触型のオンラインの開催等を中心に進めていきたいと考え、予算を計上しているため、全体で約500万円ほど減額になっております。また、首都圏の感染が収束してきた場合には、積極的に村のほうへ来ていただき、たくさんの体験を通して天栄村に関心を持っていただけるように努めていきたいと考えております。

新規事業といたしましては、48ページをお願いいたします。18節の負担金、補助及び交付金で、中ほどにあります結婚新生活支援補助金30万円計上しております。こちらは、新婚生活を始めるに当たりまして、引っ越し費用等に対して補助するものであります。2分の1の国庫補助で実施するものでございます。それから、新生活・住まいづくり応援助成金につきましては、340万円ほど計上しております。昨年度は7世帯が利用され、21人が新たに住民登録をされました。

10目ふるさと納税費、本年度3,362万4,000円、比較313万9,000円の増。増額につきましては、寄附金収入の増に伴い、25節積立金を300万円ほど昨年度より増額しております。

### 〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長(櫻井幸治君) 2項徴税費、1目税務総務費、本年度6,885万3,000円、比較83万 6,000円の増でございます。税務の賦課業務に係る経費でございます。

増額の主な理由でございますが、2節、3節、4節の人件費で153万7,000円の増額となっております。そのほかに関しましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

51ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費、本年度696万9,000円、比較41万9,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、7節報償費における固定資産税前納報償金につきまして、年税額全額を第1期納期限までに納付した場合に3万円を上限として交付するものでございますが、前年度の実績を見込んで計上したことにより、22万2,000円の増額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

# 〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度2,779万6,000円、比較432万1,000円の増です。戸籍住民台帳及び窓口業務に係る経費でございます。増額の主な内容ですが、次のページになります、12節委託料におきまして、上から4段目になります戸籍附票ネット連携オプション保守委託料、その次の13節真ん中ほどにございます社会保障・税番号制度システム使用料、18節負担金、補助及び交付金では、個人番号カード関連事務負担金の増額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様でございます。

# 〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 54ページをお願いいたします。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、本年度45万1,000円、前年度と同額の計上でございます。

2目衆議院議員総選挙費、本年度1,041万9,000円、皆増でございます。衆議院議員総選挙 に係る経費を計上するものでございます。

## 〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長(熊田典子君) 5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度2万7,000円、 比較ゼロ。

2目総務統計費、本年度25万3,000円、比較331万6,000円の減。今年度は5年に1度の経済センサスの調査が行われます。それらの関係費用を計上しております。

それから、下の米印の商工統計費につきましては、経済構造実態調査と名称が変更になりまして、今後は国で直接調査するものになるため廃目となります。

#### 〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 6 項監査委員費、1 目監査委員費、本年度62万1,000円、 前年度と同額の計上でございます。

### 〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度5,888万2,000円、比較126万6,000円の減。減の主な理由といたしましては、次のページの下段になります18節負担金、補助及び交付金におきまして、村社会福祉協議会への補助金が人件費分の調整で168万円ほど減額、また新たな増額としまして、7節の報償費で10万円を計上です。こちらは3年に1度戦没者への追悼慰霊祭を開催する経費となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年同様でございます。

2目老人福祉費、本年度1億3,602万4,000円、比較2,345万7,000円の減です。減額の主な理由ですが、前年度は天栄村デイサービスセンターの空調設備に1,600万円の計上があったため、また、高齢者の介護予防事業につきまして県のサポート事業が終了となったため、介護保険の地域支援事業へ組替えしたため減額となりました。また、新規では次のページ、12節委託料におきまして、介護保険システム改修に142万5,000円ほど、増額では、61ページ、19節扶助費におきまして、緊急通報システム事業と寝たきり老人等介護者激励手当の増、また、27節繰出金では介護特会への繰出金の増を計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年同様の計上でございます。

3目老人福祉施設費、本年度416万6,000円、比較1万2,000円の増、こちらは村老人福祉センターの施設運営に係る経費でございます。ほぼ前年と同様の計上でございます。

続きまして、4目福祉医療費、本年度7,900万9,000円、比較28万1,000円の減です。こちらは後期高齢者医療広域連合負担金が減額の見込みとなるものであります。

5目障害対策費、本年度1億3,448万3,000円、比較831万4,000円の増です。主な増額の理由ですが、19節扶助費におきまして、1段目の障害児施設措置費、給付費でございますが、こちらが129万円ほど増額となっております。また、次のページの3段目でございます。障害者自立支援給付費で850万円ほど、それぞれ利用者や利用回数が増となっておるため、増額としております。また、減額におきまして、同じく扶助費で重度心身障害者医療費を60万円ほど、自動車燃料助成では、100万円ほど前年度実績により減額計上としております。そのほかにつきましては、ほぼ前年同様でございます。

次に、6目放射能対策費、本年度426万9,000円、比較149万5,000円の減です。こちらは村内の2つの道の駅におきまして、食材等の放射能検査業務に係る経費でございます。全額国の補助にて対応の事業でありますが、検査件数が減少傾向にあるため、減額の計上としております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度5,837万8,000円、比較562万1,000円の減です。減額の要因ですが、まず1節報酬におきまして、前年度は保健センターで計上しておりましたソーシャルワーカーの人件費が教育課に移行したこと、また、67ページになりますが、19節扶助費におきまして、子どもの数が減少していることから医療費で100万円、同様に、27節繰出金において200万円減額となりました。増額の計上では、18節負担金、補助及び交付金の施設型給付において、村外保育施設の給付費増を見込んでおります。また、新規では、66ページの下段になります14節工事請負費において、広戸小学校で放課後児童クラブを開催しておりますが、照明をLEDに切り替えるものでございます。

2目児童措置費、本年度7,085万4,000円、比較468万6,000円の減。こちらは児童手当支給の事業になります。対象児童が減少していることに伴い減額となっております。

3目保育所施設費、本年度6,714万5,000円、比較392万5,000円の減。こちらは天栄保育所運営に係る経費でございます。減額につきましては、一般職の人件費1名分の減によるものでございます。それ以外の諸経費につきましては、ほぼ前年と同様の計上でございます。

続きまして、70ページになります。

3項国民年金費、1目国民年金費、本年度629万3,000円、比較58万5,000円の増。こちらは2から4節、担当職員の配置換えになり、人件費が増となったものでございます。そのほかについては前年同額の計上でございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目の計上となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度5,419万4,000円、比較549万6,000円の増です。増額の主な要因といたしまして、保健師1名の増員に伴うものでござい

ます。

また、次のページになります。23節投資及び出資金では、公立岩瀬病院への出資金が118 万5,000円ほど減額となっております。それ以外は前年度と同額の計上であります。

続きまして、73ページになります。

2目予防費、本年度6,649万8,000円、比較4,139万8,000円の増です。こちらにつきましては、新たに新型コロナウイルスワクチン接種費用及び体制整備の費用を計上しております。

まず、1節、3節、7節では、看護師資格者の会計年度任用職員1名の雇用、75ページになります、12節委託料では、集団のワクチン接種体制確保事業委託料、ここの112万円につきましては、一般の方です、高齢者ではなく一般の方々への接種券の作成、印刷に係る業務の委託です。その下のコールセンター業務委託につきましては、3名の人件費相当を見込んでおりまして、コールセンターやワクチン接種の際、業務に携わるスタッフの分となっております。その下のワクチン接種事業委託料につきましては、実際にワクチンを打っていただき、医療機関等へお支払いする村民の方や介護施設職員などのワクチン接種2回分の委託料になります。また、14節工事請負費では、会場に係る電源工事などを想定した計上となっております。これらは全額国の補助金で賄うこととなっております。

また、75ページの18節負担金、補助及び交付金では、下段で、不妊治療費の助成事業交付金につきまして、こちら少子化への支援といたしまして、不妊に悩む方へ、これまでは特定不妊治療、体外受精になりますが、だけではなく、本年度からは一般不妊治療や不育症治療の方へも助成することとしまして、1回10万円まで、2回分の6名分を計上しております。そのほかの経費につきましては、ほぼ前年度と同様の計上となっております。

続きまして、76ページです。

3目環境衛生費、本年度7,379万9,000円、比較2,088万1,000円の増。増額の理由でございますが、下段の27節繰出金におきまして、次ページの簡易水道事業特別会計繰出金が1,822万4,000円ほどの増のほか、国保診療施設勘定で180万円ほどの増によるものでございます。

続きまして、4目健康増進事業費、本年度1,475万3,000円、比較85万4,000円の増。主に12節委託料で、次のページの上段になりますが、健康管理システムの改修で、新規計上となっておるものでございまして、そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様でございます。

続きまして、5目保健センター施設費、本年度2,416万8,000円、比較338万7,000円の増です。主に14節になります、こちらの健康保険センターの空調設備が、北側と南側の部分を更新するものであります。昨年度の夏に使用中に冷房が不調となりまして、使用年数が経過していることから、更新するものでございます。

あとは10節でございますが、前年度より150万円ほど減額となっております。

6目墓地公園施設費、本年度74万8,000円、比較1万6,000円の減、こちらは飯豊地区にあ

ります墓地公園の管理に係る経費でございます。ほぼ前年度と同様の計上であります。

○議長(服部 晃君) 提案理由の説明の途中ですが、ここで暫時休議いたします。

(午後 2時28分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時45分)

○議長(服部 晃君) ここで、本日、東日本大震災から10年という大きな節目を迎えるに当たり、災害発生時の午後2時46分に合わせまして、全員で黙禱を行いたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それではご起立願います。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により犠牲となられた多くの御霊に対し、深く 哀悼の意を表し、1分間の黙禱を捧げます。

黙禱始め。

[黙禱]

○議長(服部 晃君) お直りください。

ご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

それでは審議を再開いたします。

#### 〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 7目放射能対策費、本年度5億4,241万3,000円、比較1,133万5,000円の増。除染事業における仮置場の管理及び原形復旧等に係る経費でございます。主な理由としまして、次のページをお願いいたします。仮置場の返地に伴い、12節委託料に除染土壌等仮置場管理委託料で528万円の減、原形復旧工事設計委託料で1,250万円の減、13節使用料及び賃借料で400万1,000円の減となっております。14節工事請負費は、小川地区、上松本地区、土橋久保地区の原形復旧工事を予定しており、3,500万円の増となっております。その他につきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。令和3年度で除染事業の全ての業務を完了すべく進めているところでございます。

## 〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度1億526万8,000円、 比較7,507万2,000円の減。減額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、 前年度、新ごみ処理施設施設分が終了したことによるものと、また、新最終処分場の整備事 業におきまして、前年度からの事業の進捗が遅れていることから、工程の変更によりまして、 今年度における事業費が減額となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目し尿処理費、本年度1,636万9,000円、比較48万9,000円の増。環境組合の負担金の増によるものであります。

#### 〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度62万円、比較ゼロ、合併処理浄化槽の推進に係る経費として計上しております。前年度と同様の計上でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度2,082万5,000円、比較343万4,000円の減。水道 事業会計の繰出金でございます。起債利子等の減少により減となってございます。

#### 〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 続きまして、83ページをご覧ください。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、本年度1 万3,000円、比較ゼロ、前年度と同額でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、本年度835万円、比較287万8,000円 の減。減少の主な理由は、会計年度任用職員及び委員の被服費の減などによるものでござい ます。

次のページをお開きください。

2目農業総務費、本年度5,201万6,000円、比較916万3,000円の減。所属職員8人の人件費及び生産組合長報償費の計上でございます。2節、3節、4節の人件費の減でございます。

続きまして、3目農業振興費、本年度1億6,724万3,000円、比較8,999万6,000円の減。こちらの主な減少の原因につきましては、ふるさと公園造成工事の事業費が減少したものでございます。

1節報酬においては、営農指導員1名の報酬を計上しております。7節報償費においては、 ふるさと公園直売施設の検討委員会の委員報酬13万2,000円を計上しております。12節委託 料として、農業促進ハウス指定管理料として90万、オートキャンプ場の指定管理料として 400万をそれぞれ計上しております。また、施設管理委託料として、道の駅羽鳥湖高原トイ レ管理を38万4,000円ということで新たに計上しております。

14節工事費におきましては、道の駅季の里天栄のエアコン交換工事というようなことで、 新規で264万円、それから、ふるさと公園の造成費用といたしまして、こちら第3期工事と して2,917万7,000円を計上しております。

18節、中山間地域等支払交付金につきましては、昨年度から第5期の取組が始まりました村内19組織の活動費補助として6,539万1,000円を計上しております。同じく18節の天栄ブラ

ンド化推進事業補助金として、米・食味コンクール開催費用及びマカの実証栽培並びに6次化に係る費用の補助として335万2,000円を計上しております。緊急病害虫防除対策事業補助金につきましては、キュウリのネコブセンチュウ、ホモプシス根腐れ病、ナスの半身萎凋病の防除への補助金を89万2,000円計上しております。

次のページをご覧ください。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金として、取組予定者63名に対して742万8,000円の計上をしております。また、新規農作物栽培実証事業補助金として、一昨年から取り組んでおります新規作物マカの栽培に係る資材費、それから施設費の補助として100万円を計上しております。多面的機能支払交付金としては、18区の取組補助金として4,148万4,000円を計上。また、産地パワーアップ事業負担金につきましては、JA夢みなみエコ園芸部会生産支援事業として、2名の生産者に対して16万の負担金の計上となっております。

また、新規事業といたしましては、畑の暗渠排水整備の助成として、補助額、補助2分の 1として上限を30万といたしまして、畑の暗渠排水の整備に対しての補助を100万円計上し ております。

続きまして、4目畜産業費、本年度44万9,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上であります。

## 〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 5目農業施設費、本年度1億5,520万7,000円、比較1,137万2,000円の減。農業施設の維持管理等の経費として計上しております。12節委託料の農業施設測量設計委託料を100万円減額し、横断暗渠改修測量設計業務委託料として150万円を計上しております。27節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰り出しが、起債の元利償還金の減及び支払消費税等の減により1,136万9,000円の減、簡易排水処理施設特別会計への繰出金が50万3,000円の減となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

### 〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 続きまして、6目水利施設管理費、本年度1,490万1,000円、比較 436万1,000円の減。減少の主な原因といたしましては、次のページ、防ダム事業によりまして、県の防ダムの改修の負担金、こちらの事業費の4%を村が負担するものでございますが、こちらが80万の計上となり減少したことでございます。それ以外につきましては、通常どおりの計上でございます。

以上です。

#### 〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長(櫻井幸治君) 7目国土調査費、本年度2,972万3,000円、比較1,236万1,000円の

減でございます。国土調査業務に係る経費でございます。新年度におきましては、牧本第27 地区の後期工程分と隣り合わせとなります新規地区の牧本第28地区の前期工程分の実施を予 定しております。減額の主な理由でございますが、次のページの12節委託料におきまして、 測量等を予定する地区は前年度と同じ2地区でございますが、実施予定面積が0.78平方キロ メートル減少することによりまして、事業費が1,165万7,000円の減額となります。そのほか につきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

## 〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 続きまして、93ページをご覧ください。

8目水田農業構造改革対策費、本年度730万円、比較150万円の増。こちらにつきましては、18節の負担金、補助及び交付金のうち、水田利活用推進助成金として、500万については飼料用米への助成でございます。また、こちらにつきましては、10アール当たり5,000円の交付ということに加えまして、今年度からは、多収性品種に取り組んだ場合につきましては、10アール当たり1万5,000円分ということで補助とするようなことで計上しており、前年度から150万円の増となっております。

続きまして、9目地域農政特別対策推進活動費、本年度2,435万9,000円、比較241万7,000円の減。18節においては、天栄村新規就農者センター補助金として112万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、新たに農業に取り組まれる方に対して、研修などを受入農家にマッチングするなどの事業で、研修先の農家に対する研修費用などを補助するものでございます。こちらはふるさと子ども夢学校を窓口にして実施する予定でございます。また、農業次世代人材投資事業補助金につきましては、7経営体の新規就農者に対する補助金で1,162万5,000円を計上しております。

次に、農業経営規模拡大支援事業補助金として300万円を計上しております。こちらにつきましては、農業の担い手が農地等を増やすことにより、機械購入の補助を受けることができるものでございます。次の担い手づくり総合支援事業補助金は、人・農地プランに位置づけられた担い手が、国の要件を満たした経営者として農業機械を購入する際に約50%が補助される制度でございます。来年度につきましては、2経営体分の720万5,000円を計上しております。

また、新規事業といたしまして、大型特殊免許取得費用の補助金として100万円を計上しております。こちらにつきましては、令和2年4月に道路貨物運送法が改正されたことにより、一定規模以上のトラクター等の道路走行の際に大型特殊免許が必要となり、その免許取得費の一部を、費用の20%以内、2万円を上限として補助するものでございます。

続きまして、10目開発センター費、本年度58万2,000円、比較8万1,000円の増。山村開発センターの管理費でございます。

次のページをお開きください。

12節におきまして、委託料のうち、空調及び自動ドアの保守点検を新たに計上しておることによる増でございます。

続きまして、11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度640万1,000円、比較65万9,000 円の減。こちらは羽鳥の交流促進センターの管理費でございます。昨年度と比べまして、修 繕費の計上がなかったために減少になったところでございます。

続きまして、12目放射能対策費、本年度68万2,000円、比較ゼロ。前年同様でございます。 放射能測定装置4台分の校正手数料を計上しております。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、本年度1億5,452万8,000円、比較358万4,000円の増。10節、電気料及び11節、電話料、それからし尿汲取り料については、湯本スキー場を年度当初から指定管理者を設定しないことから、固定費の計上をしたところでございます。96ページをお開きください。

また、12節委託料におきましては、従来スキー場の指定管理料を計上しておりましたが、 今期の営業業績などを検討させていただいた上で、再度、指定管理に出すかという検討をさ せていただくため、当初の予算におきましては計上しておりません。

続きまして、森林整備業務委託料につきましては、大里字八石地区の森林再生事業、約7 ヘクタール整備分9,656万5,000円を計上しております。また、年度別計画策定委託として 2,500万、同意取得業務委託料として1,400万円を、2地区分、約13ヘクタール分を計上して おります。

18節においては、イノシシの捕獲管理事業として230万円を計上しております。こちらは、 年々増加するイノシシの捕獲頭数に対して補助金を140万増額したものでございます。24節 においては、森林環境譲与税として交付される予定の596万9,000円を基金に積み立てるもの でございます。

# 〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 2目林業振興費、本年度641万3,000円、比較10万円の増。林道の管理及び治山事業に要する経費でございます。12節委託料の除草業務委託が10万円の増であります。そのほかにつきましては前年度と同様の計上でございます。

#### 〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 続きまして、98ページをご覧ください。

3項水産業費、1目水産業総務費、本年度7万7,000円、比較ゼロ、前年度と同額計上で ございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。 昨年同様の計上でございます。 続きまして、2目商工業振興費、本年度、1,443万1,000円、比較901万9,000円の増。こちら、増の原因としましては、コロナ対策として新たに、泊まってエールの計上、それから、商品券事業を風評対策等から移したことによる増加でございます。まず、18節の負担金、補助及び交付金において、商工会指導活動補助金447万円を計上しております。また、新型コロナ対策としまして、商品券の発行事業として220万、次ページをお願いいたします。次ページで、泊まってエールキャンペーン補助としまして300万円、それから、天栄村サポーター事業等の補助金として150万円をそれぞれ計上しております。また、商工業振興を目的とした商工祭や清酒で乾杯事業などの補助金を270万計上しております。

3目観光費、本年度885万5,000円、比較6万4,000円の減。昨年までこの科目で実施しておりました関東天栄ふるさと会につきましては、企画の事業に移行しております。

次のページ、12節委託料におきましては、次のページをお願いします。こちらにつきまして、新規事業といたしまして、着地型誘客促進事業業務委託料として419万6,000円を新たに計上しております。この事業につきましては、コロナ禍で停滞しております村内観光産業が、コロナ収束後に他市町村に先駆け、教育旅行誘致やインバウンドに取り組めるよう、オンラインツアーやモニターツアーの企画立案や実施、教育旅行の商品作成、旅行会社への販売促進を行うもので、県の地域創生総合支援事業を経費の一部に充てまして、ふるさと子ども夢学校に委託するものでございます。また、18節負担金、補助及び交付金においては、観光協会に100万円の予算を計上しております。

続きまして、4目地域開発費、本年度1,341万9,000円、比較485万円の増。こちらにつきましては、地域おこし協力隊を新たに1名雇うための増加でございます。現在の有害鳥獣対策の地域おこし協力隊2人に加えまして、新たに観光支援部門として1人を雇用するもので、こちらが増加となっております。そのために、1節の報酬、10節の需用費、13節の使用料及び賃借料などがそれぞれ増額で計上いたしております。新たな協力隊の主な業務といたしましては、コロナウイルス収束後における教育旅行やインバウンドに対応した旅行商品の作成や販売促進を行うとともに、村内観光事業者及び観光協会の支援を行うものでございます。

それから、12節の委託料におきましては、湯本古民家の指定管理料を計上しておりますが、 こちらにつきましては、コロナ禍における事業等の減少の見込みから、昨年より20万円減額 の30万円で計上しております。

次のページをお開きください。

こちら、緊急雇用創出費については、国の事業が令和2年度をもって終了したため、また、 放射能対策費については、コロナ対策費として商工業振興費に移行したため、皆減となって おります。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,013万7,000円、比較55万7,000円の減。職員給与及び各種協議会、各種期成同盟会等に要する経費でございます。2節、3節、4節の人件費について51万8,000円の減であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

失礼しました。土木総務費の本年度、1,003万7,000円でございます。失礼いたしました。 次のページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度7,796万2,000円、比較1,135万4,000円の減。 村道の維持管理、除雪に要する経費でございます。主な理由としましては、会計年度任用職 員の報酬及び手当で23万7,000円の増、12節委託料の除雪委託料で1,000万円の減、維持工事 設計委託料で30万円の増、14節工事請負費は、維持工事、舗装打換工事分500万円、大規模 法面除草工事分200万円の700万円の増でございます。生活関連道路整備工事で750万円の減。 15節原材料費の凍結防止剤で88万2,000円の減であります。24節積立金は、電源立地地域対 策交付金を財源として除雪車整備基金に積立てしており、48万2,000円の減であります。そ のほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2目道路新設改良費、本年度1億1,570万8,000円、比較5,571万3,000円の減であります。 道路の新設改良に要する経費でございます。

所属職員3名分の給与として、2節から4節までの人件費が219万4,000円の増、10節需用費の消耗器材で18万円の減、13節使用料及び賃借料は、積算システムの更新が終了したことにより、32万円の減であります。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で行っておりました改良舗装事業が終了したことにより、12節委託料で150万円、14節工事請負費で2,900万円の減となっております。

社会資本整備総合交付金事業で、12節委託料の橋梁補修設計委託料で、不動橋、三本松橋を予定しており、300万円の増であります。橋梁詳細点検委託料で、三敷橋ほか37橋を予定しており、500万円の減でございます。児渡滝田線改良測量設計委託料は最終年度となり、50万円の増となっております。

14節工事請負費においては、児渡滝田線道路改良工事で100万円の減、舗装打換工事で367万円の増で計上しております。法面補修事業は、点検箇所で補修が必要箇所が一区切りとなり、12節委託料で300万円、14節工事請負費で1,500万円の減であります。村道道路再生事業工事においても1,000万円の減であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

3項河川費、1目河川費、本年度6,573万3,000円、比較6,214万1,000円の増。河川管理に

要する経費でございます。緊急浚渫推進事業につきまして、河川に堆積している土砂のしゅんせつ、樹木の伐採をし、適切な河川断面を維持するため、二俣川、河内川、竜田川、細野川の4河川を予定しており、12節委託料で980万円、14節工事請負費で5,200万円を計上しております。県の河川浄化委託事業としまして、14節工事請負費の除草工事で34万1,000円の増であります。そのほかにつきましては、前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

4項住宅費、1目住宅費、本年度758万3,000円、比較55万7,000円の増。村営住宅、定住促進住宅の管理及び住宅関連施策、空き家整備事業に要する経費でございます。企画政策課から事務移管となります空き家整備事業につきましては、12節委託料で、空き家バンクの運営費用としまして201万3,000円を、ふるさと子ども夢学校推進協議会に委託するものであります。18節負担金、補助及び交付金の空き家改修事業等補助金につきましては、改修1件分150万円、家財撤去1件分15万円を見込んでおり、新たに、不良度の高い空き家の解体につきましても、補助対象経費の2分の1、50万円を上限に補助するものであり、3件分150万円を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

### 〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費、本年度1億3,158万1,000円、比較161万4,000円。須賀川地方広域消防組合分担金の増でございますが、令和2年度の負担金と同額計上でございます。

2目非常備消防費、本年度8,119万8,000円、比較4,996万3,000円でございます。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして消防操法大会が中止となり、本年度に開催することとなりました。大会の開催経費を前年度と同額で計上しております。また、団員用のヘルメット、更新の2年目といたしまして半分の100個分50万円を、需用費、次のページでございますが、こちらのほうに計上しております。12節の防災備蓄倉庫設計委託料、防災備蓄倉庫整備工事監理業務委託料、次のページの14節、防災備蓄倉庫整備工事は、防災体制の強化としまして、ふるさと公園への現在の防災備蓄と同規模程度の倉庫を整備する予定とするものでございます。そのほかにつきましては例年どおりでございます。

3目消防施設費、本年度4,799万4,000円、比較3,609万9,000円。14節の消防施設工事につきましては、現在、蓋が設置されていない防火水槽を耐水性の防火水槽に整備することで機能強化を図るためのものでございます。1か所の整備工事としまして1,000万を計上しております。

次のページお願いいたします。

17節備品購入費で、消防ポンプ自動車につきまして車両の更新を行うものでございます。

また、18節の水道事業会計負担金につきましては、天栄中学校の消火栓改修に伴う経費としまして、1,252万円ほど計上しております。

4目水防費、本年度6,000円、前年度と同額計上でございます。

5目防災行政無線管理費、本年度759万円、比較68万7,000円の減でございます。10節の施設修繕費でございますが、防災行政無線屋外子局のバッテリー交換のため41万3,000円ほど増額となっております。また昨年度、17節の備品購入費におきまして、戸別受信機を昨年度に在庫を確保したため、91万3,000円ほどの減となっております。そのほかは例年どおりの計上でございます。

# 〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) 113ページ、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度135万7,000円、比較11万の増でございます。教育委員会の諸活動に要する経費でございます。8節旅費におきまして、教育委員の東北6県研修会が、本年度は青森県での開催予定となっておりますので、9万4,000円の増額となっております。そのほかにつきましてはほぼ前年並みの計上でございます。

2目事務局費、本年度1億5,467万2,000円、比較5,006万円の増でございます。教育課関係職員の人件費や教育課が所掌する事務事業に係る経費でございます。増額の主な要因といたしましては、2節から4節におきまして、昨年度の課の所管替えの関係で人件費を組替えしたことで増額となっております。また、学校医の健康診断の料金見直しを行いまして、1節報酬におきましては、学校医・薬剤師等報酬が37万9,000円の増、115ページの7節報償費におきましては、健診謝礼を85万7,000円増額しております。そのほか7節報償費におきまして、大里小学校の複式解消対策として、非常勤講師を配置するため講師謝礼を116万3,000円の増額としております。

116ページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、学習支援業務委託料として150万円を計上しております。これは中学3年生を対象に、コロナ禍における学習に対する不安を解消するため、塾講師を派遣して学習支援をするため計上したものでございます。また、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台のタブレット整備に伴い、情報機器システム保守委託料として253万9,000円を新規計上しております。

続いて、13節使用料及び賃借料、117ページでございますが、令和2年度に、広戸、大里、 牧本小学校へ図書システムを導入いたしましたので、学校図書システム使用料を計上してお ります。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、村内に住所を有し村外の私立幼稚園に4名が通園しております。施設等利用給付金及び幼稚園等給食費補助金を計上しております。給付

金におきましては国2分の1、県4分の1、村4分の1の負担割合になっております。また、令和元年10月から幼稚園の給食費を無償化しておりましたが、本年度から小中学校の給食費に対して3分の1の補助、それに併せて、幼稚園の無償と合わせまして給食費等補助金996万8,000円を計上しております。

118ページをお願いいたします。

一番上の放射能対策費でございますが、本年度ゼロ、比較25万8,000円の減でございます。 こちらは昨年度、湯本小中学校の自校給食用として放射能測定器の機器校正手数料及び食材 モニタリング負担金を計上しておりましたが、本年度より給食センターにおいて村内全校分 の測定を行うため、不要となることから廃目となるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、本年度4,269万1,000円、比較774万7,000円の減でございます。小学校の管理運営に係る経費でございます。減額の主な理由でございますが、1節報酬におきまして、昨年度は湯本小中学校の学校給食のため調理員1名を計上しておりましたが、本年度から給食センターにおいて村内全校の給食を配給することとなりましたので、人件費1名分を減額しております。そのほか、昨年度はトイレ工事として工事費500万円を計上しておりましたが、本年度の工事請負費の計上はありませんので、減額となっております。そのほかにつきましては昨年並みの計上でございます。

続いて、121ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度1,277万2,000円、比較1,232万6,000円の減でございます。小学校の教育効果を高めるための経費でございます。主立った事業内容でございますが、英語の村てんえいを推進するため、11節役務費におきまして小学校5年生、6年生の英語検定5級程度の受験希望者へ、受験料支援として英語検定手数料14万4,000円を新規計上いたしました。12節委託料におきまして、小学生異文化体験事業委託料を、これまで3年生以上だったものから全学年対象に拡充するため、76万1,000円増額しております。また、オンライン個別英会話レッスンに係る経費も計上しております。

減額の主な理由でございますが、17節備品購入費におきまして、昨年度は、教科書改訂に 伴う教師用教科書、指導書の購入費を計上しておりましたが、今年度の計上はありませんの で、1,170万円減額となっております。そのほかにつきましては昨年並みの計上でございま す。

122ページ、3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,306万1,000円、比較194万9,000円の減でございます。中学校の管理運営に係る経費でございます。減額の主な理由でございますが、10節需用費におきまして、燃料費の灯油代とガス代、それから123ページの光熱費の電気料と水道料を、実績に基づきまして合計120万円程度を減額しております。こちらは、おととしまで湯本中学校において自校給食を実施していましたが、それがなくなったことに

より実績が減ったもの。また、天栄中学校におきましても電気料の業務用電力の基本額が減ったことにより、減額となっております。

施設修繕費におきましては、本年度は小破修繕のみの計上としておりますので、昨年度より44万円ほど減額となっております。そのほかにつきましては昨年並みの計上でございます。 続いて、124ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度1,635万7,000円、比較635万7,000円の増でございます。中学校の教育効果を高めるための経費でございます。主立った事業内容でございますが、中学校におきましても、英語の村てんえいを推進するため、125ページの11節役務費におきまして、昨年度までは英検3級以上の受験希望者へ受験料1回の支援ということで予算計上しておりましたが、本年度は希望者は何回でも受験できるような支援として、英語検定手数料を47万円ほど増額しております。12節委託料におきましても、中学生異文化体験事業委託料を、全学年日帰り学習だったものを2年生の宿泊学習へ拡充するため、23万4,000円増額しております。また、オンライン個別英会話レッスンに係る経費も計上しております。

増額の主な理由でございますが17節、備品購入費におきまして、教科書改訂に伴う教員用 教科書、指導書の購入費650万円を増額しております。そのほか18節負担金、補助及び交付 金におきまして、コロナ禍の影響により、全期分の各種大会が減少していることから、各種 大会補助金を100万円減額しております。

126ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度9,783万円、比較693万1,000円の増でございます。 幼稚園の管理運営に係る経費でございます。増額の主な理由でございますが、1節報酬及び 8節旅費の費用弁償におきまして、会計年度任用職員の人員を、育児休業の教員補充分、そ れから支援員と預かり保育の人員を確保するため、昨年度より人件費を増額しております。 そのほか、10節需用費におきまして、127ページの施設修繕費でございますが、本年度は小 破修繕のみの計上としたことから、昨年度より76万円ほど減額しております。

続きまして、128ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度1,403万4,000円、比較3,030万3,000円の減でございます。こちらは放課後子ども教室及び地域学校協働活動事業などによる経費でございます。減額の主な理由でございますが、昨年度の課の所管替えの関係で、職員等の人件費が組替えとなり減額となっております。また、昨年度は委託料として英語教育プログラム100万円を計上しておりましたが、県の補助事業であります地域学校協働事業の見直しにより、本年度の委託料の計上はございません。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

続いて、130ページになります。

2目生涯学習費、本年度412万円、比較53万9,000円の減でございます。こちらは、各種講座開催や文化祭開催などに要する経費でございますが、各種講座などの事業見直しにより、13節使用料及び賃借料におきまして、バス借上料を44万減額したものが主な理由となっております。そのほかにつきましては、昨年とほぼ同額の予算計上でございます。

### [湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長(星 裕治君) 続きまして、3目湯本公民館費、本年度予算額212万、比較13万1,000円の増。こちらも各種講座、文化祭に要する経費でございます。増額の主な理由としましては、10節、修繕費、11節、保険料、26節、重量税の車検代に伴う増であります。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

# 〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) 続きまして132ページ、4目文化財保護費、本年度70万5,000円、 比較8万8,000円の減でございます。こちらは、1節報酬におきまして5万8,000円の減額と したことが主な減額の要因でございます。

次のページ、5目伝統文化施設費、本年度459万2,000円、比較2万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、ほぼ昨年並みの予算計上でございます。

134ページ、6目生涯学習センター費、本年度879万2,000円、比較192万5,000円の減でございます。こちらは昨年度、工事請負費として多目的ホールのプロジェクター設置工事を200万円計上しておりましたが、本年度は工事費の計上がないことが減額の主な理由でございます。そのほかにつきましては昨年並みとなっております。

次のページでございます。

135ページの6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度423万1,000円、比較591万9,000円の減でございます。こちらは各種スポーツ推進に係る経費でございます。減額の主な理由でございますが、羽鳥湖マラソン大会を、コロナウイルス感染症の現在の状況を考慮いたしまして、本年度におきましても開催を見送ることとしたため、各節のマラソン大会にかかる経費を合計590万円程度、減額しております。そのほかにつきましてはほぼ前年並みの予算計上となっております。

#### [湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長(星 裕治君) 続きまして、2目湯本保健体育費、本年度予算額119万9,000円、 比較8,000円の減。こちらの経費は、湯本体育館、運動会、バレー大会に要する経費でござ います。ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

#### 〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) 137ページ、3目学校給食センター費、本年度3,469万1,000円、 比較152万1,000円の減でございます。こちらは学校給食センター管理運営に係る経費でござ います。減額の主な理由でございますが、139ページ、12節委託料におきまして、昨年度、 旧学校給食センターの解体工事委託料156万4,000円を計上しておりましたが、完了いたしま したので減額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ昨年並みの予算計上でござ います。

139ページ、4目天栄体育施設費、本年度784万5,000円、比較98万8,000円の減でございます。こちらは村内の体育施設の管理に要する経費でございます。主な減額の理由でございますが、10節需用費、140ページになりますが、施設修繕費におきまして、昨年度は運動広場の門扉修繕を計上しておりましたが、本年度は小破修繕のみの計上となっており、150万円を減額しております。また、14節工事請負費におきまして、屋内運動場の利便性を図るため、ガラス等を保護するための防球ネット設置工事を90万円計上しております。そのほかについては、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

# 〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度40万円、比較ゼロ。農地等災害復旧事業補助金としまして2件分、40万円を計上しております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ、存 目計上でございます。

### 〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度 1,000円、比較ゼロ、前年度と同様に存目計上でございます。

2目社会教育施設災害復旧費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。こちらも昨年と同様、 存目計上でございます。

# [参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長(内山晴路君) 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億6,240万 9,000円、比較1,079万9,000円。

2目利子、本年度2,060万9,000円、比較212万円の減。

次のページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円。2目建物取得費、本年度1,000円、1目、2目いずれも存目計上であります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度550万6,000円、比較75万7,000円。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い いたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

- ○8番(熊田喜八君) 36ページ。防犯カメラ設置工事請負費283万、この7か所って言って ますけれども場所はどことどこなんですか。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

まず、予定しておりますのが、町村境界周辺の道路ということで、国道ですと294号線、 白河方面から入ってきた箇所のほうを。

[「場所」の声あり]

○参事兼総務課長(内山晴路君) 場所といいますと、今、そういう形で計画しておりまして、 用地のほうはまだ特定できておりませんので、場所としましては、白河のほうから294号線 で天栄村に入ってきたところということで予定しております。

そのほかにつきましては、天栄中学校の裏の辺りですか。その辺と、八十内、これも294 号線でございますが、須賀川市との境の周辺、また、白河・羽鳥線、こちらのほうから天栄 村に入ってきた辺りの場所、それと下郷町との境、あとは飯豊のほうに、郡山・矢吹線、こ ちらのほうに2か所ほど、これで7か所になりますが、そのほか、生涯学習センターやへる すぴあなど、こういった施設のほうも考えているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) よく分からないので、後で図面に描いて場所教えてください。 あと、今年度は7か所だけれども、まだ来年度はまだ何か所か追加する予定があるのかそ れも伺います。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

令和3年度で実施してみまして、さらに危険性が高いであるとか、防犯上必要性があるという場合には、その後検討して、必要性があるかどうか見極めながら進めていきたいという ふうに考えております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 簡単に言いますと、大山団地の入り口の入口とかね、ああいうとこは ほとんど分からない人が入ってくるので、何かがあった場合に、普通の部落の場合は親戚と かなんとかだから分かるかも分からないけれども、そういうところにも設置してもらいたい なと思って、そこに入っているのかと思ったら入ってなかったので、来年度あたりにもしそ

ういう計画があるならばぜひお願いします。

では、次もう1件、98ページ、18節の商工会指導活動補助金447万円というところ、内容を詳しく分かりやすく、伺いたいと思います。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

商工会の、まず運営事業の、商工会自体が運営するための補助金として413万円。それから、商工会の青年部の営業の補助金として17万円。それから、商工会の女性部の運営事業の補助金として17万円でございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) これいろいろ入っているのね、分かりました。

あともう1点お願いします。125ページの11節の英語検定手数料。これは手数料と、100万と7,000円ですか。これ何回もやって、先ほど、そんなふうに聞いたと思いますけれども、大体何名ぐらいが受けて、そして天栄村は英語の村ということでキャッチフレーズでやっていますけれども、例えば、中学生になると3級とか、準2級とか2級というあれだと思うんですけれども、その辺の、何名受けてそしてその3級、あと準2級、2級、分かればその辺も伺いたいと思います。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

英語検定、今年度の実施状況でございますが、中学生を対象に今年度はやっておりまして、 大体受験者数が、おおよそでございますが70人くらい、延べで受験しております。その中で 本年度、今現在の級の保有者数でございますが、約72%ほどの方が保有している状況でござ いまして、そのうち、5級が45名、4級が27名、3級が22名、準2級が4名、合計で98名が 級を保有している状況でございます。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) これ今5級というとこれは1年生ですか。だから1年生が何名、2年 生が何名、3年生が何名って、その辺までは分からない。分かったらば教えてください。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) 保有級の学年ごとで申し上げますと、5級が……これ、あれですかね。すみません、まず天栄中のほうを申し上げます。5級が1年生で27名、2年生で12名、3年生で4名。5級ですと、レベルで言いますと中学校1年生レベルとなっておりまして、

ちなみに、4級が1年生が1名、2年生が14名、3年生が11名。続いて3級でございますが、1年生はゼロ、2年生が6名、3年生が15名。続いて、準2級でございますが、こちらが中学1年生がゼロで、中学2年生が1名、3年生が3名となっております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) これ教育長に伺いますが、これ全国的なレベルはどうなんですか、ただ福島県だけでもよろしいですけれども、天栄村の中学校のレベルは、英検レベルではどのぐらいのレベルになっているんですか。
- ○議長(服部 晃君) 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長(久保直紀君) お答えいたします。

全国の英検3級レベル相当、文科省が中学校3年における英検3級以上の生徒の割合を50%というふうなことを目標にしておりますので、現在全国では、英検3級レベル相当が、全国でいうと44%の平均率でありまして、福島県は、これは令和元年度の調査でありますけれども、福島は37.3%、福島県、天栄村は38%で、県のレベルを少々上回っております。

- ○議長(服部 晃君) 8番、熊田喜八君。
- ○8番(熊田喜八君) 県ではレベルが上がっているということですね。はい、分かりました。 以上です。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) まず、86ページのハウスの指定管理者のことについてお尋ねします。 今年も同じ金額が管理料として支払われるんですが、生産量とか、例えば播種の回数を増や して回数多く収穫しているとか、何か今までと違った取組をされているんだか、今度やるん だかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

ハウスに関しましては、今、湯本の地元の方がお2人でやっていただいているんですが、 そのうちの1名の方が、少し事情がありまして代わられたということがあって、なかなかちょっと、年度当初うまくいかない、それから、コロナ禍によってなかなか物が売れないというようなことだったんですが、その新しく取り組んでいる方が非常にやる気になっておりまして、今度はいろんな商業施設であるとか、今まで取引のなかったところにセールスをかけてというようなことで、役所のほうにも毎週毎週、定量を持ってきていただけるというようなことで、今、安定はしております。ただ、じゃ、それが一概にこう、向上しているかとか、 ただ、生産的な部分についても、なかなかちょっと病気があったりしてうまくいかなかった 部分はあったんですが、そこは今、指導員の吉田先生のほうに行っていただいたりして、新 しい品種を取り入れたりしてやっている状況です。向上しているのかといえばちょっと難し いかもしれません。

- ○議長(服部 晃君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) それでですね、前にも指摘しておいたんですが、指定管理料、これは 役場のほうで毎年決算的なものをいただいて管理していると思うんですが、そのお金の使わ れ方は適正に行われていますか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

指定管理料が適正に使われているかということだったんですが、収入に関しては、売上プラス指定管理料というようなことで、金額が計上されております。それから、支出といたしましては、働いている方たちの人件費であったり、それから、光熱水費であったり、こやし、肥料費であったり、消耗品であったりというようなことで、もちろんマイナスになっているからこちらに指定管理料を支払っておるんですが、昨年の収入支出で言えば、収入の総額が指定管理料を入れて137万4,000円ということで、支出が、もろもろで、先ほど申し上げたとおりで135万7,000円というようなことで、おおむね適正に使われているように、私は認識しております。

- ○議長(服部 晃君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) いや今、生産者がなかなか病気でどうのこうのという話があったから、 1人でもうかなり難しくて、予定の今までの生産量を上げることができなくて困っているの かと思ったら、そうでもなさそうなので。

なおですね、これについては決算審査の場のときに詳しくお尋ねしますので、きちんとした書類を作っておいていただきたいと思います。

それからもう一つ、93ページの大型特殊免許の100万。これは、助成はいつからいつまで の取得の方に助成するんであるか教えてください。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

大型特殊免許の費用でございますが、こちらにつきましては、昨年、令和2年4月1日より、道路運送車両法が運用見直しがされ、農家の方が、農家の方に限らないんですが、一定 基準を超える作業機を装着した農耕トラクターが公道を走行する際には、大型特殊免許が必 要になったというようなことでございます。

それで、まず、いつまでの期限のものかというようなことでございますが、我々の中では、現在この道路運送車両法が変わった令和2年4月を原則として、期間的には、来年度、3年度いっぱい、3月31日までというようなことで規定をしていきたいなとは思っていますが、ただ、その法律が改正になることを見越して、そこに間に合うようにというようなことで学校なり通ったというような方、免許を取ったという方については、そこを斟酌するというようなことで今考えております。

- ○議長(服部 晃君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 確かに去年から始まったわけですから、去年の人も救ってあげるということであれば結構でございます。

次に、96ページのスキー場のリフトの点検の委託料なんですが、29万3,000円ほど上がっています。これ村長、スキー場は中止というようなことで検討しないというんですが、ここでこのリフトの点検の委託で上げておくということはどういうことなんですか。やるだかやらないんだか分からないのに委託料は上がっている。どういうことなんです。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

今ほどのスキー場の質問につきましては、今回指定管理を指定しなかったことに対することのご質問だと思うのですが、再三ちょっと申し上げておりますように、スキー場の指定管理、それから運営については、今年、今期の営業状態、それから今後のコロナの状態、そういったもろもろ、あと施設の老朽化ですね、そういったもののもろもろの経過を見ながら勘案したいということでございまして、先ほどの予算の中でも、スキー場の例えば固定費用であるとか、それから今おっしゃられたリフトの点検とか、そういったものは進めると、やらせていただきまして、来年度、いつでも移行できるようにというようなことで準備をしているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 村長こういう話はないですね、やっぱりね。やるんだかやらないんだかまだ決まらないような中で、既に上げておくと。どうするか分からないから上げとくということはないでしょう。やっぱり止めるなら一回全てを止めなきゃならないでしょう。そしてやるんだったら補正を組むとか。そういうことがあるのにリフトだけここ上げておく。こういうことはちょっとおかしいんじゃないですか。そして、まず、スキー場オープンするのに一番大事なことは、いろいろもろもろのことを考えながらなんて、もう幅広いこと言っているんですが、採算取れるか取れないかの問題でしょう。その辺を村長は頭の中にあって、

物事を言っているんじゃないかと思っていたんですが、そんなコロナとかいろんなもろもろの問題、雪がどうのこうの、そんなのも分からないし、雪が降ってみなきゃ分からないことだし。まあある程度はっきり腹固めてですね、どういうふうになればやるんだということをみんなの前で言ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

今回そのリフトの点検はですね、老朽化してきていますので、そのリフトが、どの程度まで改修したりなんかしないと、そういったものの費用、それがやっぱりメーカーで見てもららないと、なかなか我々は分からないものですから、それが判断材料の一つにもなるというようなことで、リフトの点検をしていただくというようなことでございます。

それと、昨年、リフトが離脱をした場合に止まる、そういうセンサーがあるんですよね。 そこのところに雷が落ちてしまったんですよ。リフトの柱と柱があるんですけれども、どこの柱のところが異常があったと。今回はそれを応急的につないで、そういう支障がないようにというようなことでも、営業には支障がないというようなことで営業したわけでございますが、そういったところももう一回全部見て、そのほか、モーター関係とか、そういったところの点検をして、その中で、ご提案いただいた中でですね、判断をしていこうというようなことで考えておりますので、それは点検しないうちから言えない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(服部 晃君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 使えるか使えないかを点検するということなのね、動かすための点検 じゃないということね。使えるか使えないか。使えないとなれば、当然それはやらない判断 に入るということなんですが、でも、本当のこと、本当のことと言ったら失礼かもしれない ですけれども、やはり、やるかやらないか、どこを基準でやるんだか、村長の考えはもう少 し具体的に説明していただければいいなと思っているんですが、どうなんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

昨日も申し上げましたように、様々な要因があって、指定管理料入ってもスキー場が赤字になってしまうというような話でありましたが、ただ、これが最後まで、その収支のやつまで見ないと分からないというような状況なものですから、3月末で締めた段階で、様々なものを総合的に判断して、その方向性は決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

- ○議長(服部 晃君) 6番、揚妻一男君。
- ○6番(揚妻一男君) 何か総理大臣の答弁を聞いたような気がします。私も大分えらくなったような気持ちになりました。ひとつしっかりと検討していただきたいと思います。 以上です。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) 93ページ、天栄村新規就農者支援センター補助金。これもそうなんですが、いわゆる3か所ばかりですね。そのほかにもですね、あと2か所ですか、着地型誘客促進事業業務委託料。これ100ページですか。そのほかもう一つあったと思うんですが、これ夢学校に委託するというふうな話なんですが、こういうの、たしか私の記憶では夢学校は、女性の方2人がやられておるんだと思うんですが、私の記憶違いでなければ、そういった方がこういう仕事に携わって、仕事ができるのかどうか。私はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) まず、今、質問の一番初めに出ました新規就農者支援センターの 補助金というようなことについてお話しさせていただきたいと思います。

こちらについては、もともと県の事業で、ふるさと子ども夢学校が委託していたものだったんですが、県のお金がなくなってしまいまして、一旦こちらに引き上げたものなんですが、やはり新規就農を目指す方のいろんな、例えば掘り起こしであるとか、それから今回は、就農者の方が研修する農家を見つけさせていただいて、そこで受入れをしてもらうみたいなマッチングというようなことが、なかなかちょっと役場単体だけではできないものですから、もともとその新規就農センターを以前委託していたというような、ふるさと子ども夢学校推進協議会さんのほうに委託させていただきたいというようなことでございます。

それから、着地型の誘客促進事業、こちらにつきましては、今いわゆる緊急雇用という事業がありまして、その事業を夢学校の方1人に充てておったんですが、その方が、その方がというか、その緊急雇用が来年度からなくなってしまうために、やはり、なかなかその運営も難しいというようなことで、先ほど申し上げましたが、福島県の地域創生総合支援事業補助金、いわゆる昔サポーター事業と言ったんですが、そちらのほうを見つけまして、何とかそちらも引き続き受けていただくことで、事業をやっていただけないかということで、うちのほうではお願いしたところでございます。

すみません。じゃ追加で、今の、まず支援センターの補助金の内訳というようなことでお 話しします。 まず村のほうには、新規就農者支援センター委員という方が8名おります。今もう既にこの新規就農者支援センターというのは動いておりますので、こちらで総会等を開きまして、その際に謝金というようなことでお金を取っております。それから、例えば、なかなか今コロナ禍で難しいんですが、ほかの地方に行って、福島県天栄村で農業をやりたいというような方のいわゆる相談会みたいなものに出席する旅費、そして、一番大きいのがですね、農業者の方が、いわゆる素人ですから、営農指導を受ける際に、農業者、新規の希望者を受け入れていただいた研修受入先に対して、1日当たり7,000円というようなことで、これは農業者の方に支払う補助金が、この112万4,000円のうちの105万を占めているというようなことで、実際には、やっていただくのはこのマッチングというようなことでお願いしたいなと思っているところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) どうもちょっと分からないんですが、いわゆる、何か私から見るとですね、夢学校そのものが、本来もう夢学校の役割というのはとうに私は終わったんじゃないかなと思っていたんですね。この夢学校もたしか、株式会社、振興公社を通して夢学校みたいな形になっているように思うんですが、現在もそういう形になっているんですか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

昨年までは振興公社の下部組織としてあったんですが、今年度からは、今年度というか令和2年度、去年からは独立採算でやっております。

- ○議長(服部 晃君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) どうもそういうことが分かりにくいことに、原因じゃないかと私は思うんですが。だから、どうしてもそういうような形で、産業課なら産業課のほとんど仕事が多いように思うんですが、それだったらば産業課の臨時職員として雇って、はっきりすべきではないかと思うんですね、何かそれで、いる場所もこっちのほうにいてですね、さっぱり私どもには見えないし、もう少し組織の形態をすっきりした形にして、ちゃんとすべきじゃないかと思うんですね。何か緊急雇用が切れちゃうからしようがないから何か仕事をやらせて、要するにそれを継続させているというふうにしか、どうも私には見えないように思うんですが、村長どうでしょう。
- ○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、緊急雇用で村の様々なもの、特にこれは、教育旅行である

とか農家民泊というようなことで、当初は始まったものでございます。その後は、この移住 定住、そのほか観光についてもいろいろとご提案をいただいて、それだけの能力も持ちなが ら進めていっていただいてきています。

この移住定住につきましても、役場だけではなかなかできない。どうしても休日、土日、あとは祝日等に対応したりというようなことで、その対応もしていただいたり、あとは、このコロナ禍におきまして、ネット販売、なかなか対面での販売ができない中で、農家の皆さんの農産物、あとは村の地場産品、そういったところのネットショップというようなものの立ち上げであるとか、そういうノウハウを持っていますので、今後はそういう、夢学校で持っているそういうノウハウをしっかりと村と連携しながらやっていっているというような状況もございます。

これからは、そこに今度は着地型観光、これはアフターコロナの中で、どんな取組をしていくかなと。今からその準備をしていかないと、よその地区から後れを取ってしまうと。これも新たな事業として県から補助金を頂きながら、そして、地域おこし協力隊で資格を持った経験者を1人お招きすることができましたので、そこも村とそして観光協会、農家の皆さん、いろんなところでつなぐ組織としては、重要な組織だと私も考えておりますので、こちらについてはしっかり対応していただいておりますので、ご理解をいただければなと。なかなかこの場で全部を説明しろといっても、また機会を設けていただいて詳しい説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

- ○議長(服部 晃君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) どうもあまり私は、今度何て言うんですか、入られる人も、夢学校に 属してその旅行の仕事をするということですか。村長がそう言うんだったらあれですが、私 どもから見るともう少しすっきりした組織の形を取ったほうがむしろいいんではないかなと いうふうな気がしているんですが、その辺は村長がそこまで言うんだったらば、それで成績 を上げられるというんだったらば、見さしていただきます。

以上です。

**のなんの中**生

#### ◎延会の宣告

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま質疑の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議 ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

(午後 4時18分)

3 月 定 例 村 議 会

(第4号)

# 令和3年3月天栄村議会定例会

#### 議事日程(第4号)

# 令和3年3月12日(金曜日)午前10時開議

日程第 議案第37号 令和3年度天栄村一般会計予算について 日程第 2 議案第38号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計予算について 議案第39号 令和3年度牧本財産区特別会計予算について 日程第 3 議案第40号 令和3年度大里財産区特別会計予算について 日程第 4 日程第 議案第41号 令和3年度湯本財産区特別会計予算について 5 議案第42号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について 日程第 6 日程第 議案第43号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算につい 7 日程第 議案第44号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について 8 議案第45号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について 日程第 9 日程第10 議案第46号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について 議案第47号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について 日程第11 日程第12 議案第48号 令和3年度天栄村介護保険特別会計予算について 日程第13 議案第49号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について 日程第14 議案第50号 令和3年度天栄村水道事業会計予算について 日程第15 陳情審查報告 日程第16 各委員会閉会中の継続審査申出 日程第17 発議案第1号 公立義務教育諸学校の「20人程度学級」の早期実現を求める意見 書の提出について

招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 北 君 2番 円 要 君 畠 正 谷 大 君 3番 浦 トキ子 君 4番 /Ш 克 彦

男 5番 廣 瀬 和 吉 君 6番 揚 妻 君 7番 渡 部 勉 君 8番 熊 田 喜 八 君 大 須 賀 10番 9番 渓 仁 君 服 部 晃 君 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 副村長 添 勝 幸 君 揚 妻 浩 之 君 田 参 事 兼 教育長 久 君 内 路 君 保 直 紀 Щ 晴 総務課長 企画政策 熊 田 典 子 君 税務課長 櫻 井 幸 治 君 課 長 住民福祉 北 さつき 産業課長 君 畠 君 黒 濹 伸 課 長 湯 本 支 所 長 建設課長 塚 目 弘 昭 君 星 裕 治 君 教育課長 関 根 文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 出富美夫 書記石井大輔

書 記 森 歩

#### ◎開議の宣告

○議長(服部 晃君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

教育長、久保直紀君より天栄中学校卒業式出席のため欠席届がありました。

(午前10時00分)

## ◎議事日程の報告

○議長(服部 晃君) 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

# ◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第1、議案第37号 令和3年度天栄村一般会計予算についてを昨日に引き続き議題といたします。

引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、円谷要君。

○2番(円谷 要君) 86ページをご覧いただきたいと思います。86ページの12節の委託料ですね。

それで、委託料の施設管理業務委託料、これ昨日、説明があったんですけれども、新たに 新設されたということで、この施設は今まで管理されていなかったのか、それとも今まであ った既存の建物に対して何もなされていなかったから新たに新設されたのか、ちょっと中身、 詳しくもう一度説明お願いしたいんです。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) おはようございます。

お答えいたします。

先ほど、ご質問のあった施設管理業務委託料、こちらにつきましては、道の駅羽鳥湖高原のトイレ、こちらの隣に併設されているトイレなんですが、こちらのほうが、今までは道の駅単体で管理していただいていたんですけれども、平成28年にトイレの改修工事を行ったことによって、トイレの電気料が大分かかるようになっていること、それとまたトイレの消耗

品、トイレットペーパーであったり、洗剤であったり、そういったものも自腹で出していただいているというようなことで、こちらもちょっと公的な道の駅として運営しているということで要望がございましたので、新たに電気料代分の負担と、それから消耗品の負担というようなことで38万4,000円を計上させていただいたところでございます。

- ○議長(服部 晃君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) 新たに道の駅の脇の改修工事で、すばらしいトイレのところですよね。 それは、今までは、じゃ道の駅の方に全部任せて、今まで経費なしでやっていただいたとい うことなんですか、まるっきり全然経費なしで。でも、道の駅のトイレが別個にまた補助金 を出すということになると、あの建物一切がもう一つのくくりになっているんじゃないでしょうか。別々に、何も別個にというわけじゃなくて。それでなければ、交流センターの中身 に入れてもらうとかという、そういう考えはなかったんでしょうか。交流センターには90万 の補助金を出していますから、そういう考えはなかったのかなと思うんですけれども、どう ですか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。 〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕
- ○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

交流促進センターのほうの管理料ということでも、別途、交流センターの予算の中で施設 管理料というようなことで取らせていただいていることについてということだと思うんです が、あくまでも道の駅のいわゆるトイレの部分ということと、交流促進センターに付随する ものというのは別に考えて、今回、別途新たに計上したわけでございます。

- ○議長(服部 晃君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) あのトイレの改修工事やって何年になりますか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

トイレの改修につきましては、平成28年の8月に整備しております。だから4年ですか、 丸4年。

- ○議長(服部 晃君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) 28年の8月に改修工事が行われたということなんですけれども、だから、それまで昨年までは村にその要望というのは毎年そのほうから上がっていたんですか、 これは。今年初めて、要望上がってきたんですか、管理者のほうから。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、設置したことによって、いろいろと電気料等が上がった 部分もございまして、上がっていて、なかなか厳しいんだというようなお話については前々 からいただいたところではあるんですが、正式にはちょっと記憶が定かではないんですが、 今年度の秋口に、来年から何とかしていただきたいという要望が上がってまいりました。

- ○議長(服部 晃君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) この38万4,000円の新たな委託料というのは、電気料がメインだというような説明なんですけれども、これはあの建物みんな一緒になっているんじゃないですか、電気のメーターと。一緒になっている中で、この38万4,000円という費用が出ているわけですけれども、これがだから本当にトイレだけの費用なのか、建物全体の費用なのか、そこら辺の区分というのはちゃんとなされているんですか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

電気料等につきましては、従前の改修前の電気料と今の電気料の上がった分というようなことを比べていただきますと、大体、月平均で3万2,000円程度、その消耗品も含めてなんですけれども3万2,000円程度というようなことで、それを12か月掛けたもので38万4,000円と積算させていただいております。

- ○議長(服部 晃君) 2番、円谷要君。
- ○2番(円谷 要君) 確かに、道の駅もこのコロナ禍の中でお客さんも減って、なかなか収益も上がらないということで、そういう観点からも要望があったんだろうと私は思います。とにかく道の駅は赤字にならないように、なるべく負担がかからないように行政としても対応しなきゃならない面もあると思いますけれども、極力、経費があまり出ないように協議しながら、指導しながらやっていただきたいと。せっかくオートキャンプで50万の減額、委託料減額されているんですから、努力してやってもらっているんですから、そこら辺もあんまりかからないように、ひとつ努力していただいてお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑はありませんか。 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) 116ページ、12節の委託料の中の湯本地区学校給食物資輸送委託料49 万円、これちょっと詳しく説明していただきたいと思うんですけれども、内容を。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) こちらの湯本地区学校給食物資輸送委託料の49万円でございますが、こちらは実は今、湯本地区に給食で食べる主食であります御飯になりますが、そちらの輸送を納入業者さんが納めているわけなんですが、そちらの納入業者さんの輸送の委託ということで支払っている委託料でございまして、こちら当時、これ学校給食会と給食を食べる学校とで契約をしているわけなんですが、昔やはり子どもがまだいた時代には採算が合っていたと。ただ、子どもがやはり湯本地区、大分減って、もう10人以下の子どもになってしまったということで採算が合わないので、学校給食会にこの納入業者が契約をちょっと、このままだと契約するのは難しいという話をしたような経緯があったそうでございます。それで、村のほうに給食会と納入業者さんで来られて、何とかこの辺、輸送料をせめて出していただかないと、ちょっと湯本地区へ主食を運ぶのが難しいという話をいただいたということがあったようでございます。

それで、ちょっと時代が大分昔の話なんで、いつからというのは調べ切れませんでしたが、 昔そういった話があって、村で輸送料としてこの委託料を支払っているということでござい ました。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) これは要するに、主食を運搬する業者1社ということですか。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

- ○教育課長(関根文則君) お答えいたします。 そのとおり、主食を運んでいる業者さんは1社でございます。
- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) 年間、給食の日数って、その年によって違うと思うんですけれども、 これは固定で49万ということなんですか。それとも、日割り実数で1日幾らとかという計算 なんですか。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

- ○教育課長(関根文則君) お答えいたします。 日数割りではなくて、年間の49万ということでの契約でございます。
- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) 先ほどの課長のお話ですと、これ私が議員になってからずっとあると思うんで、もう随分20年前。20年前ぐらいというと、学校の生徒数も結構いたんですけれども、そのときでも割に合わないというぐらい大変だったということで、現在、湯本地区の給食実数、先生方の分を合わせて大体20ぐらい。かなりもっと今大変ですよね。

そう考えますと、来年度、令和3年から学校給食は村の給食センターを利用して、食材、 調理したものを運搬するという形になりますよね。そうすると、この主食の業者さん、これ 今でも大変なのに、この49万頂いても自分の車を出して、それで湯本まで行って帰ってくる と、約2時間。多分、割に合わないと思うんですよ。

そちらのほうに、学校給食センターからの給食運搬のほうに、これもうお願いしてやるという形にすれば、この49万、村の出費もなくなるし、そのほうが効率もいいし、業者さんとはまだ話していないかも分かんないですけれども、そのほうがいいと思うんですけれども、その辺はまだ話していないんですか。これ、前年どおり49万で運搬してもらうという考え方なんですか。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

納入業者さんとは、正式にはそういった契約どうするかという話は、まだ話していない状況でございますが、村としましてもその辺しっかり聞き取りした中で、まずはセンターから運搬する際に、車に主食の分が載せられるかどうかというところと、あと納入業者さんともその辺お話ししながら、給食と一緒に運んでいけるんであればそのような方向で、あとは業者さんの意向も聞きながら調整してまいりたいと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) もし、業者さんのほうで、ああ、そのほうがいいとかというふうな話になれば、これはやっぱり、はっきり言って二重の運ぶ手間になりますし、49万円すごく無駄だというふうに思いますので、これは話を進めたほうがいいし、先ほど主食を積むスペースがあるかという話なんですけれども、これは年間49万かかるんであれば、二、三年でちゃんとした保冷車とか、そういう車だって買えるんじゃないかなというふうには思いますので、ぜひそれは進めていただきたいというふうに思います。

それから、次の質問に入ります。

昨日、渡部議員も尋ねたんですけれども、天栄村の夢学校について課長の答弁の中で、昨年より振興公社から管理というか、要するに従業員の受入れ団体が振興公社から商工会にまた戻ったというふうなことだったんですけれども、それ確認でどういうふうになったか。多分、その前の年に、振興公社のほうに商工会から行ったと思うんですけれども、もう一回きちんと説明願います。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会ですね。こちらのほうにつきましては、昨年までは振興公社の下部組織として、主にオートキャンプ世界大会等も含めて、そういった事業をやっていただいておったんですが、今年から商工会に戻ったという形ではなくて、ふるさと子ども夢学校として独立したというような形のほうが、イメージとしてはよろしいんじゃないでしょうかと思います。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) ということは、ふるさと夢学校として独立したというふうなことの経緯、どうしてそういうふうになったのか。多分、振興公社に行くときは、私らが思ったのは、振興公社に行っちゃったら本来の夢学校の仕事ができなくて、振興公社のいろいろ雑用とか、オートキャンプの大会のためのそういう仕事をかなりやらされて、本来の夢学校の仕事ができなくなるんじゃないかなという危惧をすごく抱いていたんですけれども、それは理由はちょっと分からないですけれども、今年になって独立したということは何か理由があったと思うんですけれども、それはどういう理由ですか。
- ○議長(服部 晃君) 暫時休議いたします。

(午前10時21分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時38分)

○議長(服部 晃君) ただいまより全員協議会を開きますので、暫時休議いたします。

(午前10時38分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

まず、天栄村ふるさと子ども夢学校のこれまでの経過についてご説明申し上げます。

まず、振興公社に一昨年、ふるさと子ども夢学校推進協議会が行った経過につきましては、この夢学校にいる職員2名の待遇改善をしたいというようなことがございまして、緊急雇用だけではなかなか日当分の費用しか頂けないと。今後、正社員として待遇を改善しながら所要なり、その方々が生活が成り立つようなものとして運営したいというようなことで、振興

公社に行ったわけでございます。その後、今度、振興公社もなかなか厳しい経営に見舞われた中で、人員の整理、固定費の圧縮というようなことで見直しをかけてきたところ、人員の整理をした中で、ふるさと子ども夢学校の方々についても推進協議会の会長と協議した中で、また別々に一つの団体として振興公社から独立してやっていきたいと、いきますよというような経過があって、将来的には法人格を持ちながら、これまでどおり様々な観光から農業の振興、商工業の振興、観光、そういったところの振興につなげていくような組織にしていきますというようなことで報告を受けて、この1年、令和2年度経過してきたわけでございます。

この経過につきまして、議会議員の皆様方にしっかりとしたご説明をしなかったことに対しましてお詫びを申し上げます。今後は、このようなことがないように進めてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

- ○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。
- ○4番(小山克彦君) ふるさと夢学校が振興公社から独立したという内容は、一応了解しました。ただ、観光とか農業、観光、着地型の観光、それから関係人口の創出、それから新規農業者の参入というのは、村の言ってみれば大変重要な部分でありますので、それを夢学校に任せるという非常に夢学校も大事な大切な業務を担うわけですから、今後、村長並びに産業課長さんもしっかりと夢学校のほうを見て、この事業がうまくなるようにやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 116ページお願いします。

学習支援業務委託料、これ講師派遣のことだったと思いますが、この講師派遣によって何時間ぐらい授業を受けられるのか。あと、教科目はどういったものがあるのか伺います。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

まず、学習支援の教科でございますが、英語と数学を実施しております。

時間に関しましては、まず夏休みも含めた中での夏休みの前後と、あと冬休みの前後ということで、合計30時間程度を見越しての計上をしております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 生徒たちは、中身、これで納得していますか。もうちょっと教えてほしいとか、そういう声はあったりするんでしょうか。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

やはり生徒の中の声を聞きますと、今回やはり、このコロナ禍の中で大変勉強に対して不 安を抱えていたというところで、この塾の講師の派遣というのは授業以外でやるものですか ら、大変心強いもので不安解消にはつながったというような声は聞いております。

時間に関しても、中学生等からすれば、もう少しやりたいというような状況もございますが、これは学校の運営状況等の兼ね合いもございますので、一応30時間程度ということで見越して計上しております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) これ、基本的には学校で行うということですか。もし、万が一緊急 事態とかが出たら、ICT、タブレットを使って、そういった授業も行うという考えもある んでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

基本的に学校に集まって放課後やったり、あと中学校でも夏休みの登校日なんかも含めた中で、その終わった後ということで基本的に学校でやっておりますが、ICTでの学習等も、実は今年度、湯本中でも塾の講師のタブレットでリモート授業ということで、湯本中の何名かの生徒に対してリモートでやったという実績もございます。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 了解しました。

続きまして、108ページ、空き家改修事業等補助金について、もう一度説明お願いします。

○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

空き家改修の補助金につきましては、改修工事、これが1軒分の150万円、家財処分1件で15万、それと新たに、不良度の高い家屋、こちらについて解体工事の補助を新たに見込んでございます。事業費の2分の1、50万を限度として見込んでございます。こちら3軒分の150万円で計上してございます。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) その不良度ですか、その不良度の高い建物の解体ということですが、 これは家屋というか蔵とか、そういった土蔵も含めてのことなんでしょうか。

○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

- ○建設課長(塚目弘昭君) お答えいたします。 あくまでも、居住の建物といったことで制限してございます。
- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) その不良度の判定というか、そういう基準というのはあるんでしょ うか。どういう方々が判断するのか、村で判断していくのか伺います。
- ○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

基準表がございまして、その基準に点数がつきまして、基準100点以上の基準に達した場合について解体の対象となるということになります。それと、空き家バンク登録されていますので、その調査等を行った際に、これはもう使えないだろうといった判断をされた場合も対象といったことでございます。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) それは、あくまでもその専門家が判断するということでよろしいですか、役場側で判断するんですか。誰が空き家バンク登録して、その不良度というのを判断するのか。
- ○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) お答えいたします。

点数表の計算につきましては事務局のほうで、それと空き家バンクの登録、こちらについては不動産業者が入って見ておりますので、その不動産業者のほうで判断という形になります。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 了解しました。

続きまして、99ページ、泊まってエールキャンペーン補助金、これ中身は前回というか、 今年度と同じという考えでしょうか。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

泊まってエールキャンペーンにつきましては、今年度につきましては、1泊3,000円の補助を1,000人泊予定しております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 前回、後半には日帰りも大丈夫だということにしたんですが、今回は、あくまでも宿泊ということでよろしいでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

- ○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。 この当初予算の計上の段階につきましては、宿泊のみを想定しております。
- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 了解しました。

続きまして、75ページ、18節不妊治療費助成事業交付金、こちらは何かしら年齢的な制約 というか、そういうのはあるんでしょうか。

○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

こちらの助成事業につきましては、もともと福島県で行っているものに対して上乗せをしているものに特定不妊治療がございまして、今回一般の不妊治療にも助成するということでございますが、もともと県のほうの助成の対象の年齢でございますが、ちょっと緩和されているところがありまして、令和2年度中は、妻の年齢が1回目の治療が42歳までというところがございました。その後、これまでは39歳までだったんですが、年度によって県の要件がちょっと動くところもございます。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) これ、男性は別に何ら制限というのはないんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

今回、当初予算で上げさせていただきましたものにつきましては、一般の不妊治療というところで、女性の場合の部分と、あと不育症というんですか、せっかく受精できても、育たなくて流れてしまうというところにちょっと焦点を当てておりまして、国のほうでもこういった助成については保険適用というところも今後出てくるかと思いますので、それに合わせた形で村のほうの助成事業も対応を考えてまいりたいと思っております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 了解しました。

続きまして、48ページ、18節結婚新生活支援補助金についてもう一度説明お願いします。

○議長(服部 晃君) 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長(熊田典子君) お答えいたします。

この補助金につきましては、婚姻に伴う新生活の経済的負担の軽減を図るという目的で行う補助金になります。引っ越し費用とか、あと住居費、村に転入、または転居により結婚した方で、夫婦ともに年齢が39歳以下、対象となる住まいが本村にある世帯ということで、最高で30万円、引っ越してきたときの業者さんに支払う金額が30万円をオーバーしていたとしても30万円というような補助で、国庫の補助で行うものでございます。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) この年齢的なものは、もう国のほうで決められているということですか。
- ○議長(服部 晃君) 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長(熊田典子君) お答えいたします。

国の要綱で、年齢のほうは39歳以下というふうになっておりますので、国のほうの要綱に 合ったように村のほうも作成していこうと考えております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 了解しました。

最後、40ページ、14節役場駐車場ゲート整備工事請負費について伺います、もう一度。

○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

役場駐車場ゲート整備工事でございますが、役場駐車場の入り口といいますか、何方向からか進入する場所があるわけでございますが、このコロナ禍の中で犯罪、そういった危険性 や軽犯罪、こういったものの防止を図るために、できるだけ役場庁舎に侵入されないようゲートを設置するというふうなことで考えております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) ゲート自体はどういったものを予定しているのか。 あと、日中含めて夜間も24時間体制でやるのか伺います。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

ゲート自体は、今想定しておりますのはポールを立てまして、それに鎖というふうな感じ

で考えております。そういった簡易なものでして、時間的には施設の利用状況、中には体育 館等もございますので、こういった方に支障のないような時間帯で時間制限を設けて、ゲー トを閉めるというふうなことを考えております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) そのゲートの開け閉めって、守衛さんにお願いするんですか、職員 の方でやるんですか。
- ○議長(服部 晃君) 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) お答えをいたします。

役場周辺ですので、その防犯上の関係もございますので、今のところ警備員さんにお願いできればということで考えております。ただ、施設等の利用もございますので、そういった場合には、そういった代表者の方であるとか、そういった方での開け閉めというのも想定はしております。

- ○議長(服部 晃君) 9番、大須賀渓仁君。
- ○9番(大須賀渓仁君) 了解しました。終わります。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) 87ページの天栄ブランド化推進事業で、昨年度はたしか200万ぐらいだったんですが、今年は330万に増えたということはどういうことだか、ちょっと説明お願いします。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

[產業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

ブランド化推進事業補助金につきましては、議員おっしゃるように、昨年より118万ほど多く計上しております。こちらの内容ですが、通常のいわゆる食味コンクールであったり、従来のブランド品に対するいろんな助成であったりに加えまして、一昨年から取り組んでおりますマカ栽培、こちらのほうに今現在2名の方が取り組んでおられますが、来春からは、もう1名の方が新たに4アール増やしていただくというようなこともございまして、マカのいわゆる試験栽培と位置づけておりますが、それに係る土壌分析料、それから試験栽培用の資材購入、そういったものの金額を増やして、こちらについては3名分という形になって支出を予定しております。

- ○議長(服部 晃君) 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) 来年度も3人目の実証実験ということで100万円上がっているという

ことなんですが、そうするとマカもブランドの推進で事業を進めているということですか。 まず、マカの1年目の結果も多分不良だったとか、思うようにうまくいかなかったというの は聞いているんですが、今年、実証実験3年目、この実証実験はいつまで続くんですか。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

マカの実証期間につきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間を予定しております。

- ○議長(服部 晃君) 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) じゃ、希望者があれば5年間この事業を進めるということで、そうすると来年度、また例えば1人増えたとすれば、このブランド化推進事業というのは、予算をまたそのために上げていくということだと思いますが、その辺どうなんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

マカ栽培というか、マカにつきましては、村の新しいブランド品として推奨しているものでございますので、新たな希望者がいれば、ぜひまた取り組んでいただいて、そういった助成についても増額して計上していくような計画でございます。

- ○議長(服部 晃君) 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) ブランド化推進ということはいいことなんですが、まだ結果もよく分からないうちに、もうブランド化推進でブランド化を使っていいのかな。その事業に対してのことだから、ブランド化を使っているんだかも分からないけれども。これは9月の決算のうちのマカがどうしていたかということを今度は報告してください、そうすると分かりますから。

もう一点だけ、125ページの中学生異文化体験授業委託料で、来年度から中学2年生1泊ということなんですが、多分、今まで全員で行っていたのかな、それをこれに変えたというのはどういう理由が、学校のほうから希望があったのか、父兄のほうから希望があったのか、それとも教育課で、もう一泊させて、2年生なら2年生にしっかり勉強してもらいたいというようなことか、その辺詳しくお願いします。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

新年度、中学2年生を宿泊ということになりましたことは、小学生も今度1年生から6年

生まで全ての学年、日帰りでやるような計画にしております。

それで、また中学生も引き続きとなるよりは、新たに中学生には、いろいろ食事のマナーとか、日帰りですと、なかなかゆっくりした食事とかというのができないものですから、食事のマナーとか、あとは宿泊施設でのそういった夜間も含めた中での英国の雰囲気を学習してもらうというところで、重点的に2年生を宿泊で勉強させたいというところで計画したものでございます。

- ○議長(服部 晃君) 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) たしか何年か前までは、2年生は泊まりでやっていたと思うんですが、 それで子どもたちももう明日は泊まりだということで、先生もそうなんですが、子どもたち もブリティッシュヒルズに行けば、もう英語で生活するということで、子どもたちも父兄も 緊張しているようなこともあって、それをなぜ一度やめたんですか。

それと、村長が天栄村を英語の村として、外国に子どもを直接やって勉強させたいというときに思ったんですが、今まで2年間、2年生を泊めて勉強やったのに、それをやめて中途半端なことをやっているなと思ってはいたんですが、村長、やっぱりこれを今に戻したということは、今、課長から説明あったんですが、村長のほうからも一言お願いします。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

異文化に触れる、もう日帰りで数時間過ごしたのでは、やっぱりなかなか子どもたちも身につくというまでいかないというようなことで、1泊泊まることによって様々な体験、先ほどもテーブルマナーであるとか、そういったものも英会話を使いながらできるというようなことでございますので、子どもたちにはより多くのそういう体験をしていただきたいということで、今回また1泊での体験というようなことにさせていただきました。

- ○議長(服部 晃君) 5番、廣瀬和吉君。
- ○5番(廣瀬和吉君) じゃ、元に戻して一生懸命に勉強してもらうということだと思います。 昨日も英検について質問した方がいるんですが、1年生でもう何十人ということで、天栄 村はやっぱり子どもたちも英語に関心を持って勉強しているということですから、なお2年 生が泊まりで、それを経験できるということは大変いいことだと思いますので、ぜひ子ども たちが勉強できるような状態をつくって、続けていただきたいと思います。

これで終わります。

- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑ありますか。 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 65ページの放課後児童支援員となっておりますが、これはどこの小

学校で実施しているのか。

また、時間は何時から何時までかお願いします。

○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

65ページの放課後児童支援員報酬というお尋ねだったと思いますが、こちら広戸小学校の 放課後児童クラブで行っているものでございまして、こちらの支援員さんは3人だけではな く、7節の報償費のところで、放課後児童支援補助員報償というところで合わせた形で、子 どもたちの面倒を見ていただいております。

時間につきましては、平日は午後の1時から夜の7時まで、長期休業等の場合は朝の7時 半から夜の7時までとなっております。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) ちょっと聞き忘れたことがありますが、広戸小で児童数というのは 何名ほどおるでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) お答えいたします。

現在、広戸小学校の放課後児童クラブに登録をいただいている児童は、78名いらっしゃいます。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 了解しました。

あとは、128ページ、放課後子ども教室ということなんですが、これの指導員数は何名か。 あと、小学校は、あと児童数もお願いします。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

こちらは、大里小学校と牧本小学校、それから湯本小学校で行っている放課後子ども教室でございまして、安全管理員と指導員の数でございますが、今現在、大里小で6名、牧本小学校で11名、それから湯本小学校で5名の方が指導に当たっております。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 管理員の人が6名、11名、5名ということですが、児童数はそれぞれの学校で何名おるでしょうか。

あとは、時間帯は広戸小と同じでしょうか、お伺いします。

○議長(服部 晃君) 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長(関根文則君) お答えいたします。

まず、登録の児童数でございますが、大里小学校で43名、牧本小学校で50名、湯本小学校で3名でございまして、時間でございますが、こちらは放課後子ども教室ということで、開始時間は明確な時間はございませんが、放課後になりましたら、そこから約30分後程度から帰りは6時までということでの開催時間でございまして、それから補足でございますが、先ほど登録人数申し上げましたが、毎日この人数が出ているわけではございません。平均しますと、それの半分程度の人数が子ども教室に通っているというような状況でございます。

- ○議長(服部 晃君) 3番、大浦トキ子君。
- ○3番(大浦トキ子君) 分かりました。保護者の方からは、やはり勤めている方が多くいらっしゃいまして、大変この制度はよいことだということで、継続していただきたいということでお褒めの言葉をいただいておりますので、これからも継続していただきたいと思います。以上です。
- ○議長(服部 晃君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前11時48分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第2、議案第38号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(服部 晃君) 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 議案第38号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計予算 についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,030万1,000円。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,089万2,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページのほうお願いいたします。

歳入歳出予算の事業勘定によりご説明申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度1億3,887万7,000円、比較802万8,000円の増。主に、1節から3節現年課税分の増であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度6,000円、比較ゼロ。 1 から 6 節まで存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度5万円、比較ゼロ。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。 存目計上です。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金、この整備は完了いたしましたので廃目となります。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、本年度 4 億8,782万5,000円、比較814万4,000円の増です。主に、2 節特別交付金の保険者努力支援分の事業費連動分を増額としております。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、本年度111万1,000円、比較

39万8,000円の増。

次のページお願いいたします。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、本年度1,000円。存目計上です。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、今年度2,000円、比較5,000円の減です。国保基金利子でございます。

6 款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度4,241万5,000円、比較165 万4,000円の減です。主に、子ども医療費の見込みの減によるものでございます。

次のページになります。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上です。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目その他繰越金、本年度1,990万円、比較188万8,000円の増。 前年度繰越金でございます。

- 8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金10万円、比較ゼロ。
- 2目退職被保険者等延滞金、3目一般被保険者加算金、次のページをお願いします。
- 4目退職被保険者等加算金、5目過料、いずれも存目の1,000円計上でございます。
- 2項村預金利子、1目村預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。
- 3項雑入、1目滞納処分費、2目一般被保険者第三者納付金、3目退職被保険者等第三者納付金、4目一般被保険者返納金、5目退職被保険者等返納金、6目雑入、いずれも存目1,000円の計上でございます。
- 9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、本年度1,000円。 存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度395万3,000円、比較156万3,000円の減です。こちらは12節委託料におきまして、昨年度マイナンバーによるオンライン資格確認システムの改修が計上されていたため、本年度は減となっております。

2目連合会負担金、本年度86万2,000円、比較101万円の減です。

18節負担金、補助及び交付金のうち、国保事業報告システム負担金の減によるものでございます。

- 2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度280万円、比較1万4,000円の増。ほぼ前年度と同額の計上でございます。
- 3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度16万5,000円、比較ゼロ。前年度と同額の 計上でございます。

次のページお願いします。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度 9 万7,000円、比較ゼロ。こちらも同額計上でございます。

- 2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度4億122万8,000円、 比較525万3,000円の増。
  - 2目退職被保険者等療養給付費、本年度10万円、比較50万円の減。
  - 3目一般被保険者療養費、本年度222万6,000円、比較39万8,000円の減。
  - 4 目退職被保険者等療養費、本年度3万円、比較1万2,000円の減。
  - 5目審査支払手数料、本年度162万円、比較5万円の増です。
- 2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度5,354万3,000円、比較297万4,000円の増です。
- 2 目退職被保険者等高額療養費、本年度30万円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費、 本年度20万円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度1万円。2 目から4 目まで 前年度と同額の計上でございます。
  - 3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度1万円。
  - 2 目退職被保険者等移送費1万円。前年度同額の計上でございます。

次のページお願いいたします。

- 4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度210万円、比較ゼロ。5人分の計上でございます。
  - 2目支払手数料、本年度2,000円、比較ゼロ。
  - 5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度75万円。同額計上でございます。
- 3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、本年度1億2,600万6,000円、比較556万6,000円の増です。
- 2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度3,821万4,000円、比較46万1,000円の増です。
- 3項介護納付金分、1目介護納付金分、本年度1,520万2,000円、比較220万3,000円の増です。
- 4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円、比較ゼロ。

次のページお願いいたします。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度1,272万5,000円、比較2万7,000円の減です。この目では、健診データに基づき保健師による訪問指導や健診に係る費用を計上しております。主に、12節委託料におきまして、健診の費用で574万4,000円、また未受診者対策委託で340万円、新たにその下になりますが、健診データ分析システムの委託料、使用料を計上しており、さらに効率的・効果的な国保保健事業を実施するものでございます。

- 2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度78万6,000円、比較9万6,000円の減です。
- 2目疾病予防費、本年度552万4,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上であります。人間 ドックにつきましては、130名分を計上しております。
- 6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、本年度3,000円、比較1万3,000円の減です。

次のページお願いいたします。

7款公債費、1項公債費、1目元金、本年度1,000円、2目利子、本年度1,000円。ともに 存目計上でございます。

- 2項財政安定化基金償還金、1目財政安定化基金償還金、本年度1,000円。存目計上です。
- 8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度100 万円。
  - 2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度1万円。3 目償還金、本年度1,000円。 次のページになります。
- 4目小切手支払未済償還金、本年度1,000円。5目一般被保険者還付加算金、本年度3万円。6目退職被保険者等還付加算金1,000円。7目保険給付費等交付金償還金1,000円。いずれも前年度と同額の計上でございます。
  - 2項延滞金、1目延滞金、存目計上でございます。
  - 3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度18万1,000円、比較1万3,000円の減です。
- 2目診療施設勘定繰出金、本年度1,260万5,000円、比較46万7,000円の増です。こちらは、 特別調整交付金の診療所運営費分の繰り出しでございます。
  - 9款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度800万円、比較200万円の増です。

次に、診療施設勘定でございます。

29ページのほうお願いいたします。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度390万円、 比較6万円の減。

- 2目社会保険診療報酬収入、本年度223万2,000円、比較4万8,000円の減。
- 3目後期高齢者診療報酬収入、本年度1,488万円、比較18万9,000円の減。
- 4 目一部負担金収入、本年度326万4,000円、比較 3 万6,000円の減。
- 5目その他の診療報酬収入、本年度1,000円。存目計上でございます。
- 2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度60万9,000円、比較16万9,000円の 増です。自費診療代の増の見込みでございます。
- 2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度15万2,000円、比較ゼロ。診断 書料ほかでございます。

次のページお願いします。

3款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、本年度1,000円。存目計上です。

4 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,181万7,000円、比較 468万8,000円の増です。こちらは運営費、各種健診、予防接種の増によるものでございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度1,260万5,000円、比較46万7,000円の増です。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度5万1,000円、比較ゼロ。こちらは介護認定調査の委託分になります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度60万円、比較ゼロ。前年度の繰越金でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度78万円、比較18万円の増です。容器代等でございます。

次のページお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度3,539万6,000円、比較310万9,000円の増です。こちらは診療所の運営に係る人件費や事務経費になります。増額の理由といたしまして、正職員の職務復帰による人件費の増でございます。

その他の経費につきましては、ほぼ前年度と同様でございます。

次のページ、35ページまでお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、本年度27万7,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上です。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、本年度60万5,000円、比較15万1,000円の減です。

- 2目医療用消耗器材費、本年度30万1,000円、比較ゼロ。
- 3 目医薬品衛生材料費、本年度1,104万円、比較36万円の減でございます。

次のページお願いいたします。

- 4目委託料、本年度30万円、比較ゼロ。こちらは血液検査の委託料等でございます。
- 3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度297万3,000円、比較257万3,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。 〇議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第3、議案第39号 令和3年度牧本財産区特別会計予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 43ページをお願いいたします。

議案第39号 令和3年度牧本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ287万3,000円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目 計上でございます。

- 2項県委託金、1目県委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
- 2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円。
- 2目利子及び配当金、本年度1,000円。それぞれ同額計上でございます。
- 3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上

でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度58万6,000円、比較40万3,000円の増でございます。前年度繰越金の見込額でございます。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、比較47万8,000 円の減でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度228万1,000円、比較228万円の増でございます。 こちら東京電力線下の補償料を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度243万8,000円、比較202万5,000円。主な要因としましては、24節の基金積立てを計上したものによるものでございます。

2目財産管理費、本年度33万5,000円、比較ゼロ。ほぼ前年同額の計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。前年同額計上でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第4、議案第40号 令和3年度大里財産区特別会計予算について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長(内山晴路君) 議案第40号 令和3年度大里財産区特別会計予算について ご説明申し上げます。

令和3年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32万1,000円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

58ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目 計上でございます。

2 款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。土地の貸付け収入でございます。

2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。こちら基金利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度4万3,000円、比較4万5,000円の減でございます。前年度繰越金の見込みによるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度27万4,000円、比較9万5,000円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。 次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度26万3,000円、比較5万円の増でございます。10節の会議用食糧費としまして計上したものでございます。

2目財産管理費、本年度4万8,000円。同額計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万円、同額計上でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第5、議案第41号 令和3年度湯本財産区特別会計予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長(星 裕治君) 63ページをご覧ください。

議案第41号 令和3年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96万2,000円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

68ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。 存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額3,000円。同額計上でございます。こちらは土地貸付け収入となっております。

2目利子及び配当金、本年度予算額1,000円。こちら同額計上、基金利子となっております。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上で ございます。

- 2目生産物売払収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。こちらも存目計上でございます。
- 3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。
- 2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額60万円、比較77万4,000円の減。 一般会計への繰入金です。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額35万4,000円、比較24万5,000円。前年度繰越金になっております。

次のページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。 昨年と同額の計上でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度予算額4万円、比較ゼロ。同額計上でございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、本年度予算額63万1,000円、比較52万9,000円の減。一般会計の繰出金となっております。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額9万1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

以上、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第6、議案第42号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別 会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) 73ページをお開きください。

議案第42号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上 げます。

令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,437万8,000円と定める。

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

78ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目商工費補助金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2 款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度1,000円。こちらも存目計上でございます。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度2,937万4,000円、比較ゼロ。こちらは工業団地内企業への土地の貸付収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円。存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円、比較ゼロ。前年度繰越金の計上 でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、存目計上でございます。

80ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度3,193万5,000円、比較25万円の減。

12節の委託料、こちらについては工業団地の環境整備に209万円、それから地質調査委託料として218万4,000円をそれぞれ計上しております。

また、14節工事請負費においては、現在建設中の企業の進入路の整備工事費としまして 215万3,000円を新たに計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度244万3,000円、比較25万円の増。 以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部勉君。

- ○7番(渡部 勉君) 今、この歳出の中で、課長が説明されました進入路設置工事、何か企業の進入路をつけるんだということですが、新たにどこかの会社が入ったということなんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

今ほどの企業さんの進入路の工事につきましては、もう既に進出しております株式会社TNKさん、こちらのほうが今、工場を建設中でございます。間もなく来春には、来春というか、今年4月以降に出来上がるというようなことで、そうしますと、ここの取付道路の入り口の改修を行わなければならないというようなことでございます。

- ○議長(服部 晃君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) 今の件は分かりました。

それで、現在ここ、私の記憶では、もう土地そのものを販売したという会社は1社だけで、 あとはいわゆる貸付けというふうな形になっているんじゃないかと思うんですが、買い取っ た会社が何社あって、貸付けは何社あるのかお聞かせください。

○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

現在、ハイテク大山工業団地内には11社の企業様が進出されております。そのうちの2社については、全て金額は買取りということで頂いております。残りの9社については貸付つき分譲というようなことで行っております。

- ○議長(服部 晃君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) それで、現在いわゆる残地、残っている面積はどのぐらいあるんでしょうか。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

- ○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。 現在の誘致の残地でございます。こちらにつきましては、2区画ございまして、合計いた しますと2万6,326平米が残っております。
- ○議長(服部 晃君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) この残地について、どんな販売方法を現在取っているのか、あまりそ ういうことを積極的に動いているようなことを聞かないんで、どんな方法で販売されるのか、 ちょっとお聞きします。
- ○議長(服部 晃君) 産業課長、黒澤伸一君。

〔產業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長(黒澤伸一君) お答えいたします。

販売方法というお話でございましたが、今年度、令和2年度、こちらにつきましては県内4社、それから県外1社の企業様と接触させていただいて、企業誘致のほうを進めている状況でございます。

- ○議長(服部 晃君) 7番、渡部勉君。
- ○7番(渡部 勉君) なかなか数字になって上がってこないような状況が続いていると思うんですが、積極的に力を入れて販売をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長(服部 晃君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第7、議案第43号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 議案第43号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会 計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,288万1,000円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

88ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度1,000円。存目計上 でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度1,007万1,000円、比較13万9,000円の増。使用料の見込みによる増でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度7,000円、比較ゼロ。基金利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円。存目計上でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度280万円、比較 6 万円の増。前年度繰越金の見込みでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度1,238万1,000円、比較19万9,000円の増。主な要因としまして、12節委託料の電算委託料は料金システムの入替えが終了したことにより77万2,000円の減。

13節使用料及び賃借料の電算システム賃借料は、新料金システムに移行したことにより34万4,000円の増となっております。24節積立金は56万円の増であります。

そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第8、議案第44号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 議案第44号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算に ついてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億800万5,000円と定める。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5,000万円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

96-ジをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、公営企業会計適用事業。

限度額300万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年1.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

99ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度6,294万2,000円、 比較26万1,000円の増。使用料の見込みによる増でございます。

2 款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円。存目 計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度1,000円。存目計上で ございます。

次のページをお願いいたします。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度1億2,648万7,000円、比較1,136万9,000円の減。起債の元利償還金の減及び支払い消費税等の減により減額となっております。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度157万1,000円、比較5万1,000円 の減。排水処理事務に係る人件費等の按分による繰入れでございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度1,400万円、比較561万6,000円の増。前年 度繰越金の見込みでございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円。存目計上でございます。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、2項加入金、1目加入金、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。

8 款村債、1項村債、1目事業債、本年度300万円、比較299万9,000円の増。公営企業会 計適用債でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度9,246万1,000円、比較520万円の減。主な要因としましては、各節積み上げによるものでありますが、人件費等が23万6,000円の減。10節需用費の電気料が精査により128万6,000円の減。施設修繕箇所の増により249万1,000円の増。

11節役務費のし尿・汚泥汲取り料が精査によりまして64万4,000円の減、12節委託料の電算委託料が料金システムの入替えが終了したことにより95万2,000円の減、13節使用料及び賃借料の電算システム賃借料は、新料金システムに移行したことにより68万6,000円の増、22節償還金利子及び割引料の利子償還が253万1,000円の減であります。

次のページをお願いいたします。

26節公課費の支払い消費税が270万円の減となっております。

そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目農業集落排水事業費、本年度 1 億1,504万 4,000円、比較265万6,000円の増。

12節委託料につきましては、地方公営企業法の適用範囲を拡大する目的により、簡易水道 事業及び下水道事業について令和5年度までに移行しなければならないことから、公営企業 会計法適用化業務委託料として330万円を計上しております。

22節償還金利子及び割引料の元金償還金が64万4,000円の減であります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。 2時半まで休議いたします。

(午後 2時19分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時35分)

### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第9、議案第45号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(服部 晃君) 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 議案第45号 令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223万7,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1,000万円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

116ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円。存目計上 でございます。

- 2 款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度61万円、比較17万5,000円 の減。使用料の見込みによる減でございます。
- 3 款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度103万9,000円、比較53万9,000円の増。一般会計からの繰入金でございます。
- 4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度58万6,000円、比較36万4,000円の減。前年度繰越金の見込みでございます。
  - 5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度215万6,000円、比較3万4,000円の減。おおむね前年度と同様の計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度8万1,000円、比較3万4,000円の増。 説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第10、議案第46号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計予算 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 議案第46号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,133万3,000円と定める。

(地方倩)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

#### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1,000万円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

124ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、公営企業会計適用事業。

限度額200万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年1.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

127ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円。存目計上 でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度575万円、比較69万6,000円 の減。使用料の見込みによる減でございます。

2項手数料、1目施設手数料、本年度1,000円。前年度同額計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、本年度1,000円。存目計上で ございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度2,245万5,000円、比較1,822万4,000円の増であります。県営事業国道118号野仲橋架け替え工事に伴う水道管移設工事のための繰入金の増でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度410万円、比較180万円の減。前年度繰越金の見込みでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度5,702万5,000円、比較976万6,000円の増。こち

らも県営事業国道118号野仲橋架け替え工事に伴う水道管移設工事の物件等移転補償費を計上しております。

129ページ、7款村債、1項村債、1目事業債、本年度200万円、比較199万9,000円の増。 公営企業会計適用債でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度1,020万5,000円、比較102万6,000円の減。主な要因としましては、各節積み上げによるものでありますが、12節委託料の電算委託料が、料金システムの入替えが終了したことにより35万5,000円の減、減圧弁保守委託料16万円の増、13節使用料及び賃借料の電算システム賃借料は、新料金システムに移行したことにより14万3,000円の増、14節工事請負費のメーター交換工事で15万1,000円の減、昨年度実施しました減圧弁オーバーホール工事60万5,000円の減、17節備品購入費のメーター代14万円の減が主な理由であります。

そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、本年度8,111万円、比較2,899万1,000円の増でございます。主な理由としましては、12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費ともに県営事業国道118号野仲橋架け替え工事に伴う水道管移設費の計上であります。

次のページをお願いいたします。

また、12節委託料につきまして、地方公営企業法の適用を拡大する目的により、簡易水道 事業について令和5年度までに移行しなければならないことから、公営企業会計法適用化業 務委託として220万円を計上しております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万8,000円、比較47万2,000円の減。 説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第11、議案第47号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 議案第47号 令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算に ついてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171万1,000円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

140ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度61万3,000円、比較 6,000円の減。使用料の見込みによる減でございます。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度80万円、比較43万2,000円の増。前年度繰越金の見込みでございます。

3 款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度29万7,000円。比較50万3,000円の減。一般会計からの繰入金でございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度166万1,000円、比較7万7,000円の減。おおむね前年度と同様の計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度5万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第12、議案第48号 令和3年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 143ページをお願いいたします。

議案第48号 令和3年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,172万2,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

150ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書、歳入、説明申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度1億4,299万7,000円、

比較1,053万5,000円の増です。第1号被保険者数の増による増額でございます。

- 2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度1,000円。存目計上です。
- 2目督促手数料、本年度1万8,000円、比較ゼロです。
- 3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度1億717万4,000円、比較252万円の増です。
  - 2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度3,440万円、比較433万5,000円の減です。
- 2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、本年度676万5,000円、比較73万7,000円の増です。
- 3 目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、本年度316万7,000円、比較2万7,000円の増です。
- 4 目保険者機能強化推進交付金、本年度97万4,000円、比較15万円の増です。こちらは、 主に介護の重度化防止の取組に対し交付されるものでございます。
- 5目保険者努力支援交付金、本年度105万円、比較105万円。こちらは、介護予防健康づく りの取組に対して交付されるものでございます。
- 4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、本年度1億6,834万1,000円、比較340万6,000円の増です。
  - 2目地域支援事業支援交付金、本年度913万3,000円、比較262万2,000円の増です。 次のページお願いいたします。
- 5 款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度9,545万8,000円、比較158 万円の増です。
- 2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、本年度 422万8,000円、比較121万4,000円の増です。
- 2 目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、本年度158万 3,000円、比較1万3,000円の増です。
- 6 款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目 計上です。
  - 2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較9,000円の減です。準備基金の利子になります。
- 2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2目物品売払収入、いずれも1,000円の存目計上です。
- 7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、本年度7,793万6,000円、比較 157万8,000円の増です。
- 2 目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)、本年度422万9,000円、比較121万5,000円の増です。

3 目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、本年度158万 4,000円、比較1万4,000円の増です。

次のページお願いします。

- 4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度674万円、比較57万4,000円の増です。
- 5目その他一般会計繰入金、本年度528万2,000円、比較1万8,000円の減です。事務費の 繰入金でございます。
  - 2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロです。
- 8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度50万円、比較50万円の減です。前年度の繰 越金になります。
- 9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料、いずれも1,000円の存目計上でございます。
  - 2項預金利子、1目預金利子1,000円。こちらも存目計上です。
- 3項雑入、1目滞納処分費、2目第三者納付金、3目返納金、いずれも1,000円の存目計上でございます。
- 4目雑入、本年度15万円、比較14万9,000円の増です。こちら介護予防の水中ウォーキング事業の参加料になります。
- 続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度22万円、比較 ゼロ。前年度と同額の計上でございます。
- 2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度17万5,000円、比較2,000円の増。ほぼ前年度と同様の計上でございます。

次のページお願いいたします。

- 3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、本年度250万4,000円、比較4,000円の減です。
  - 2目認定調査等費、本年度232万1,000円、比較1万6,000円の減です。
  - 4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度6万2,000円、比較ゼロ。
- 2 款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、本年度1億6,800万円、比較1,200万円の増です。
  - 2目特例居宅介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上です。
  - 3目地域密着型介護サービス給付費、本年度5,400万円、比較ゼロ。
  - 4目特例地域密着型介護サービス給付費、本年度1,000円。存目計上です。
  - 5目施設介護サービス給付費、本年度3億1,200万円、比較ゼロ。
  - 6目特例施設介護サービス給付費、本年度1,000円、存目計上。
  - 7目居宅介護福祉用具購入費、本年度45万円、比較ゼロ。

8目居宅介護住宅改修費、本年度144万円、比較ゼロです。

次のページお願いいたします。

- 9目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,760万円、比較ゼロ。
- 10目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上です。
- 2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、本年度219万6,000円、比較39万6,000円の増です。
- 2目特例介護予防サービス給付費、3目地域密着型介護予防サービス給付費、4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、いずれも1,000円の存目計上です。
  - 5目介護予防福祉用具購入費、本年度27万円、比較ゼロ。
  - 6目介護予防住宅改修費、本年度54万円、比較ゼロ。
  - 7目介護予防サービス計画給付費、本年度69万円、比較15万円の増です。
  - 8目特例介護予防サービス計画給付費、本年度1,000円。存目計上です。
  - 3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度40万円、比較1万円の増です。

次のページお願いします。

- 4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、本年度1,560万円、比較ゼロ。
- 2目高額介護予防サービス費、本年度1,000円。存目計上です。
- 5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度184万円、比較ゼロ。
  - 2目高額医療合算介護予防サービス等費、本年度1,000円。存目計上です。
- 6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度43万2,000円、比較ゼロ。こちらおむつの給付になります。
- 7項特例入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、本年度3,846万円、 比較6万円の増です。
- 2 目特例特定入所者介護サービス費、3 目特定入所者介護予防サービス費、4 目特例特定 入所者介護予防サービス費、いずれも1,000円の存目計上でございます。

次のページお願いいたします。

- 3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円。存目計上です。
- 4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、本年度1,000円、比較9,000円の減です。
- 5 款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費(第1号訪問・通所・生活支援分)、本年度1,920万円、比較180万円の減です。

2目介護予防・生活支援サービス事業費(第1号介護予防支援分)、本年度300万1,000円、 比較ゼロです。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、本年度1,166万3,000円、比較1,166万3,000円の増。こちらは65歳以上の方の介護予防の事業の計上でございます。これまで一般会計での計上でございましたが、県のサポート事業が終了となったため、この地域支援事業費に組み入れまして、公費を充て、介護保険運営上からもより効果が出るような取組としていくものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項包括的支援事業・任意事業、1目総合相談事業費、本年度558万5,000円、2目権利擁護事業費、本年度55万円、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度72万円、4目任意事業費3,000円、いずれも前年度と同額計上です。

- 5目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度49万1,000円、比較1,000円の減です。
- 6 目生活支援体制整備事業費、本年度50万円、同額計上です。
- 7目認知症総合支援事業費、本年度37万8,000円、比較7万1,000円の増でございます。
- 4項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度8万4,000円、比較ゼロ。
- 5項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、本年度3万円、比較ゼロ。 次のページお願いいたします。
- 6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、本年度1,000円。
- 2目第1号被保険者保険料還付金、本年度1,000円。存目計上です。
- 7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度30万円、比較ゼロ。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第13、議案第49号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計予 算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長(北畠さつき君) 169ページをお願いいたします。

議案第49号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,447万4,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

174ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度3,102万5,000円、 比較119万円の減です。

- 2目普通徴収保険料、本年度550万5,000円、比較21万円の減です。
- 2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上です。
- 2目督促手数料、本年度3,000円、比較ゼロ。
- 3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度47万9,000円、比較1,000円の増です。
- 2目保険基盤安定繰入金、本年度1,507万7,000円、比較36万4,000円の減です。こちら広域連合の試算によりまして、減となっているものでございます。
  - 3目広域連合分賦金、本年度34万1,000円、比較1万5,000円の減。
- 4目保健事業費繰入金、本年度78万8,000円、比較17万5,000円の増です。詳細健診で施設 健診分の増によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1万円、比較ゼロ、前年度繰越金です。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、2 目過料、いずれも1,000円の 存目計上でございます。

次のページお願いいたします。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度108万7,000円、比較2,000円の減です。 こちらは健診受託事業収入でございます。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円。2目還付加算金、本年度1万円。 いずれも前年度と同額計上でございます。

4項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5項雑入、1目雑入、本年度4万5,000円、比較4万5,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、本年度18万6,000円、比較ゼロ。

2目徴収費、本年度29万3,000円、比較1,000円の増。いずれも前年度と同様の計上でございます。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度5,160万8,000円、比較176万4,000円の減です。県の試算によりまして、納付金が前年度と比較し減額となっております。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、本年度222万円、比較11万3,000円の増です。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度10万円。2目還付加算金、本年度1万円。前年度と同額の計上でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度3,000円、比較ゼロ。一般会計からの繰出金です。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度5万4,000円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第14、議案第50号 令和3年度天栄村水道事業会計予算について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長(塚目弘昭君) 別冊の天栄村水道事業会計予算書をお願いいたします。 議案第50号 令和3年度天栄村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。 (総則)

第1条 令和3年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数1,511戸。

年間総配水量53万9,700立方メートル。

一日平均配水量1,479立方メートル。

主要な建設改良工事、石綿管更新事業5,335万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益1億60万6,000円。

第2項営業外収益4,031万2,000円。

次のページをお願いいたします。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用1億2,600万8,000円。

第2項営業外費用1,390万8,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,784万7,000円は、過年度損益勘定留保資金9,161万7,000円、消費税資本的収支調整額623万円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入、第1項企業債4,500万円。

第2項負担金1,012万円。

第3項補償費1,000円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金1,000円。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費6,865万1,000円。

第2項企業債償還金8,431万9,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法は、次のとおりとする。 起債の目的、石綿セメント管更新事業。

限度額4,500万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年4.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、政府資金については償還期間30年間以内のうち据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1,413万9,000円。

次のページをお願いいたします。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,082万5,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、142万円とする。

令和3年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

令和3年度天栄村水道事業会計予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度9,812万1,000円、比較206万8,000円の減。水道使用料の見込みによる減でございます。

2目受託工事収益、本年度240万2,000円、比較ゼロ。消火栓交換修繕等受託工事でございます。

3目その他営業収益、本年度8万1,000円、比較ゼロ。給水工事設計審査等手数料でございます。

4目負担金、本年度2,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項営業外収益、1項受取利息及び配当金、本年度1万円、比較ゼロ。預金利息でございます。

2目他会計補助金、本年度2,082万5,000円、比較343万4,000円の減。一般会計からの補助 金でございます。

次のページをお願いいたします。

3 目雑収益、本年度 5 万円、比較 4 万円の増。指定給水装置工事事業者指定手数料でございます。

4目消費税還付金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5目長期前受金戻入、本年度1,942万6,000円、比較10万7,000円の減。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度851万3,000円、比較40万9,000円の減。理由としましては、5節修繕費において40万円減額しております。

そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

2目配水及び給水費、本年度1,331万6,000円、比較4,000円の増。主な理由としましては、6節修繕費の各修繕工事の積み上げにより17万6,000円の増、9節動力費の見込みにより21万6,000円の減でございます。

そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

3目受託工事費、本年度240万4,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いいたします。

4節修繕費で、消火栓交換修繕等工事を3か所予定しております。

4目総係費、本年度1,870万1,000円、比較292万3,000円の減。主な理由としましては、11 節委託料において、昨年度実施しました料金システムの入替えが終了したことにより370万 円の減、17節使用料は新料金システムに移行したことにより88万4,000円の増となっており ます。

そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

5目減価償却費、本年度8,261万5,000円、比較88万円の増。有形固定資産の減価償却費の 増でございます。

次のページをお願いいたします。

6目資産減耗費、本年度24万9,000円、比較11万8,000円の減。配水管布設替工事に伴う除 却費の減でございます。

7目その他営業費用、本年度21万円、比較ゼロ。口座振替、コンビニ収納手数料でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度1,220万7,000円、比較220万3,000円の減。企業債償還利息の減でございます。

- 2目雑支出、本年度10万1,000円、比較ゼロ。過年度水道料金の還付金でございます。
- 3目消費税、本年度160万円、比較80万円の減。支払消費税の納付予定額でございます。
- 3項特別損失、1目固定資産売却損、本年度1,000円、2目過年度損益修正損、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。

4項予備費、1目予備費、本年度100万円、比較ゼロ。

資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度4,500万円、比較500万円の増。石綿管更新事業における起債でございます。

2項負担金、1目負担金、本年度1,012万円、比較1,011万9,000円の増。消火栓移設工事 における負担金でございます。

3項補償費、1目補償費、本年度1,000円、4項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度1,000円、5項出資金、1目出資金、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、本年度6,855万8,000円、 比較2,403万円の増。石綿管更新事業としまして、高戸屋地内の配水管布設替工事、京谷原 地内の道路舗装復旧工事、天栄中学校消火栓移設工事を予定しております。

次のページをお願いいたします。

2目固定資産購入費、本年度9万3,000円、比較ゼロ。給水メーターの購入費でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度8,431万9,000円、比較161万6,000円の増。 企業債の元金償還金の増でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_\_

## ◎陳情審査報告

○議長(服部 晃君) 日程第15、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に産業建設常任委員会並びに総務常任委員会に付託となっていました事件2件について、各委員長からの審査の結果を求めます。

まず、産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔產業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

〇産業建設常任委員会委員長(円谷 要君) 令和3年3月12日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会産業建設常任委員長、円谷要。

陳情審查報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則 第95条の規定により報告します。

記。

受理番号1。

付託月日、令和3年1月29日。

件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、不採択。

委員会の意見。現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内経済が疲弊し、倒産を 余儀なくされている企業が増加している。そのため本陳情の趣旨は理解するものの、このよ うな状況下においては、まず企業を存続させ、雇用を維持しなければならず、そのためには 賃金の引き上げを行う時期ではないと判断したためです。

以上です。

○議長(服部 晃君) 報告が終わりましたので、受理番号1、福島県最低賃金の引き上げと 早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行 います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

〇総務常任委員会委員長(渡部 勉君) 令和3年3月12日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

陳情審查報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則 第95条の規定により報告します。

記。

受理番号2。

付託月日、令和3年1月29日。

件名、「20人学級」を展望した少人数学級の前進を要望する意見書提出の陳情について。 審査結果、採択。 委員会の意見。子ども達の豊かな学びの実現ときめ細かな指導を行うためには、教職員が 心に余裕を持って接するべきであり、そのためには子ども達により密接に関わることができ る少人数学級が望まれる。

国は現在の1学級人数を「40人以下」から「35人以下」に引き下げる方針を決めたが、新型コロナウイルス感染症対策において有効である「社会的距離」を継続して行い、今後も感染症予防対策として恒久的に実施していくためには、更に踏み込んだ少人数学級にする必要がある。

よって、より少人数である1学級人数「20人以下」の早期実現を求める意見書を提出する。 措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

○議長(服部 晃君) 報告が終わりましたので、受理番号2、「20人学級」を展望した少人 数学級の前進を要望する意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を 行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

#### ◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長(服部 晃君) 日程第16、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

## [議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長(小山克彦君) 令和3年3月12日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事件(1)本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。
  - 2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。 以上です。
- ○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

[総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇]

〇総務常任委員会委員長(渡部 勉君) 令和3年3月12日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件(1)総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。
- ○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

〇産業建設常任委員会委員長(円谷 要君) 令和3年3月12日、天栄村議会議長、服部晃殿。 天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件(1)産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと 思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀渓仁君。

〔議会広報常任委員会委員長 大須賀渓仁君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長(大須賀渓仁君) 令和3年3月12日、天栄村議会議長、服部晃 殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀渓仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件(1)議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究、研修。

- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。
- ○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと 思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### ◎日程の追加

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時33分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時34分)

### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第17、発議案第1号 公立義務教育諸学校の「20人程度学級」の 早期実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、渡部勉君。

〔7番 渡部 勉君登壇〕

○7番(渡部 勉君) 発議案第1号 公立義務教育諸学校の「20人程度学級」の早期実現を 求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年3月12日。

提出者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 北畠 正

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

子ども達の豊かな学びの実現ときめ細やかな指導を行うためには、教職員が心に余裕を持って子ども達に接するべきであり、そのためには子ども達に、より密接に関わることが出来る少人数学級が望まれる。

また、新型コロナウイルス感染症対策において有効である「社会的距離」を継続して行い、 今後も感染症予防対策として「社会的距離」を恒久的に実施していくためにも、少人数学級 を実施する必要があるため、より踏み込んだ「20人学級」の早期実現を求める意見書を提出 する。

意見書送付先

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

詳細は次ページでございます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_\_

### ◎招集者あいさつ

○議長(服部 晃君) ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長(添田勝幸君) 令和3年3月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月9日から本日までの4日間にわたりまして、令和3年度各会計当初予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、成立を見ました各会計当初予算、さらには会期中に皆様方から賜りました貴重なご 意見やご提言を踏まえ、第5次天栄村総合計画の目標実現に向け、引き続き各種施策に全力 で取り組んでまいります。

3月も半ばとなり、日増しに暖かくなってまいりました。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長(服部 晃君) これで招集者挨拶を終わります。

#### ◎閉会の宣告

○議長(服部 晃君) 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 5月25日

 議
 長
 服
 部
 晃

 署名議員
 熊
 田
 喜
 八

 署名議員
 大須賀渓
 仁

参 考 資 料

# 議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件名	議決月日	結 果
議案1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		同 意
2号	天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の 公営に関する条例の制定について	3月9日	原案可決
3号	天栄村無線放送施設設置条例の一部を改正する条例の制 定について	3月9日	原案可決
4号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	3月9日	原案可決
5号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
6 号	天栄村特別会計条例の一部を改正する条例の制定につい て	3月9日	原案可決
7号	天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
8号	天栄村子宝祝金の支給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	3月9日	原案可決
9号	天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
10号	天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	3月10日	原案可決
11号	天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て	3月10日	原案可決
12号	天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	3月10日	原案可決
13号	天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
1 4 号	天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	3月10日	原案可決
15号	天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
16号	天栄村地域新エネルギー導入促進等基金条例を廃止する 条例の制定について	3月10日	原案可決
17号	天栄村高齢者コミュニティセンター設置に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
18号	天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
19号	天栄村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 の制定について	3月10日	原案可決
20号	天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定につい て	3月10日	原案可決
21号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定に ついて	3月10日	原案可決
2 2 号	天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定 について	3月10日	原案可決
23号	大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につい て	3月10日	原案可決
2 4 号	令和2年度天栄村一般会計補正予算について	3月11日	原案可決
25号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につい て	3月11日	原案可決
26号	令和2年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月11日	原案可決
27号	令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予 算について	3月11日	原案可決
28号	令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補 正予算について	3月11日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
29号	令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算に ついて	3月11日	原案可決
30号	令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につい て	3月11日	原案可決
31号	令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につい て	3月11日	原案可決
3 2 号	令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算に ついて	3月11日	原案可決
33号	令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月11日	原案可決
3 4 号	令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算につい て	3月11日	原案可決
35号	令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月11日	原案可決
36号	令和2年度天栄村水道事業会計補正予算について		原案可決
3 7 号	令和3年度天栄村一般会計予算について		原案可決
38号	令和3年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月12日	原案可決
39号	令和3年度牧本財産区特別会計予算について	3月12日	原案可決
40号	令和3年度大里財産区特別会計予算について	3月12日	原案可決
41号	令和3年度湯本財産区特別会計予算について	3月12日	原案可決
42号	令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算に ついて	3月12日	原案可決
43号	令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予 算について	3月12日	原案可決
4 4 号	令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算につい て	3月12日	原案可決
45号	令和3年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について		原案可決
46号	令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について		原案可決
47号	令和3年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算につい て	3月12日	原案可決
48号	令和3年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月12日	原案可決
49号	令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月12日	原案可決

議案番号	件	名	議	央月 日	結	果
50号	令和3年度天栄村水道事業会	計予算について	3)	月12日	原案	可決

# 議員提出議案

議案番号	件	名	議決月日	結 果
発議1号	公立義務教育諸学校の「20	人程度学級」の早期実現を	3月12日	百岁司外
	求める意見書の提出について		3月14日	原案可決